



# 台風第15号に係る災害対応検証 最終報告

令和5年3月  
静岡市



# ～ 目 次 ～

<b>第1章 検証の概要</b> .....	1
1 検証の目的.....	1
2 検証の概要・検証方法.....	1
(1) 検証項目.....	1
(2) 検証スケジュール.....	2
(4) 検証体制.....	3
<b>第2章 台風第15号の概要・気象の概要</b> .....	4
1 気象の概要.....	4
(1) 台風予測・台風経路図.....	4
(2) 雨量.....	5
(3) 気象警報.....	8
2 被害の概要.....	9
(1) 被害の全体像.....	9
(2) 人的被害.....	9
(3) 物的被害.....	10
<b>第3章 静岡市の災害対応</b> .....	17
1 職員の配備体制.....	17
(1) 災害対策本部設置前の対応.....	17
(2) 災害対策本部.....	18
(3) 災害時の事務分掌.....	19
2 台風第15号への対応.....	22
3 本市の主な動き.....	23
<b>第4章 検証結果</b> .....	28
検証項目1 災害対策本部及び本部会のあり方.....	28
(1) 災害対策本部設置の時期.....	29
(2) 災害対策本部本部会開催の時期.....	30
(3) 災害対策本部の役割・機能（本部長の行動を含む）.....	30
検証項目2 応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）.....	33
(1) 災害配備体制の再構築.....	36
(2) 国・県・他都市への応援要請.....	37
(3) 自衛隊への応援要請.....	38
(4) 民間事業者との協力協定.....	39
検証項目3 被害状況の調査・報告.....	40
(1) 被害状況の調査.....	42
(2) 被害状況の報告方法の明確化.....	43
(3) 特定の項目に対する被害状況の調査.....	44
(4) 特定の項目に関する被害状況報告.....	45
検証項目4 情報の収集・共有・発信.....	46
(1) 災害情報の収集.....	50
(2) 情報の集約と共有.....	51
(3) 市民への情報発信.....	52
(4) 報道機関への対応.....	54

検証項目5 自治会などとの連携	55
(1) 自治会（自主防災組織）	57
(2) 水防団・消防団の活動	58
検証項目6 災害廃棄物	59
(1) 被害状況の把握・共有、部内組織体制	61
(2) 応援体制（庁内、自衛隊、災害協定締結業者など）	62
(3) 災害廃棄物の収集運搬（臨時ごみ集積所、戸別収集）	63
(4) 災害廃棄物の大規模仮置場	64
(5) 災害廃棄物の処理	65
検証項目7 断水	66
(1) 応急給水活動	69
(2) 情報収集と情報発信	71
(3) 断水関連対策	72
(4) 応急復旧活動	73
検証項目8 洪水・浸水害	75
(1) 浸水被害の軽減対策	76
(2) 被害状況の調査・報告	77
(3) 情報の収集・共有化・発信	78
検証項目9 土砂災害	79
(1) 宅地内土砂の対応	81
(2) 交通路の確保	82
(3) 斜面崩壊・土砂流出への対応	82
検証項目10 被災者支援	83
(1) ボランティア本部の設置・運営の支援	85
(2) 生活必需品の給与・住宅支援（災害救助法等に基づく支援）	86
(3) 被災者の健康観察・見守り	87
(4) 被災者の個別訪問調査	87
(5) 被災事業者（中小企業・小規模事業者・農業者）支援	88
(6) 支援物資	88
検証項目11 その他	89
(1) 災害用備蓄の活用	89
<b>第5章 外部意見及び市民アンケート</b>	<b>91</b>
1 防災分野に関する有識者・関係機関	91
2 自治会	91
3 静岡市議会	92
4 市民アンケート	92

## 第1章 検証の概要

### 1 検証の目的

令和4年台風第15号の影響により、本市では記録的な雨が降り、市内各所において大規模な浸水被害や土砂崩れ等が発生するほか、広範囲において断水するなど、甚大な被害が発生したことで市民生活に大きな影響を及ぼしました。

本市では、台風接近時から災害配備の準備を進め、大雨警報の発表とともに災害配備体制を整えた後、台風の状況に応じた避難行動の呼びかけと指定緊急避難場所の開設、被害情報の収集や応急対応のほか、被災地域、被災者の状況に応じた支援などの災害対応を実施しましたが、情報の収集・共有・発信、治水対策、断水対策等について様々な課題が生じました。

このような事態を踏まえ、本市では、災害対応における各々の事象について、課題や原因を明らかにし、今回の経験と教訓を今後の防災、減災等の対策につなげるため、庁内において災害対応検証に係る中間報告をとりまとめた後、防災分野に関する有識者や関係機関、自治会からの御意見等のほか、市民アンケートの調査結果を踏まえた上で、最終報告をとりまとめました。

本市では、この検証結果を踏まえ、災害配備体制を強化するため、様々な訓練を繰り返し実施することで、職員の人材育成に取り組むとともに、常に改善を重ねながら、柔軟で機能的な配備体制を構築するよう取り組んでまいります。

また、国・県・自治会等とのより緊密な連携・協力体制の構築、速やかで分かりやすい災害情報の発信、浸水被害の軽減対策、断水に伴う応急給水・復旧対策などを進めてまいります。

今後は、検証結果に基づくこれらの取組を防災・減災等の対策に確実に反映させることで、危機管理体制の強化を図り、市民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

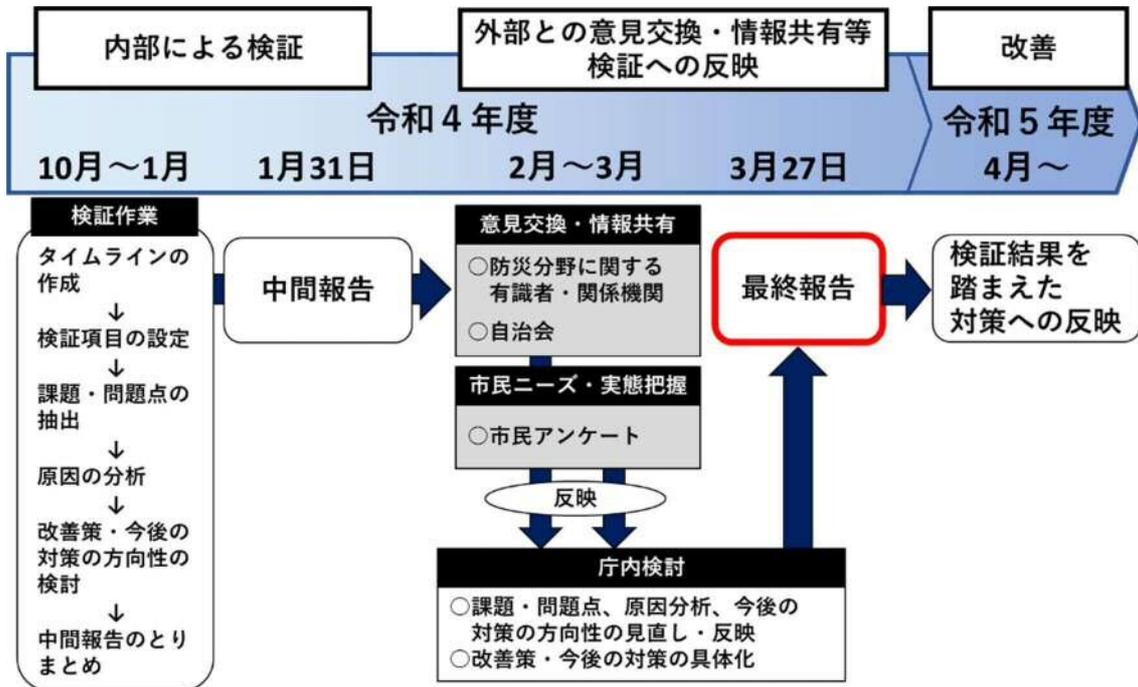
## 2 検証の概要・検証方法

### (1) 検証項目

台風第15号における災害対応について、特に重要な課題・問題点が生じたと考えられる事項を庁内において、検討・抽出し検証項目とした。

- ① 災害対策本部及び本部会のあり方
- ② 応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）
- ③ 被害状況の調査・報告
- ④ 情報の収集・共有・発信
- ⑤ 自治会などとの連携
- ⑥ 災害廃棄物
- ⑦ 断水
- ⑧ 洪水・浸水害
- ⑨ 土砂災害
- ⑩ 被災者支援
- ⑪ その他

(2) 検証スケジュール



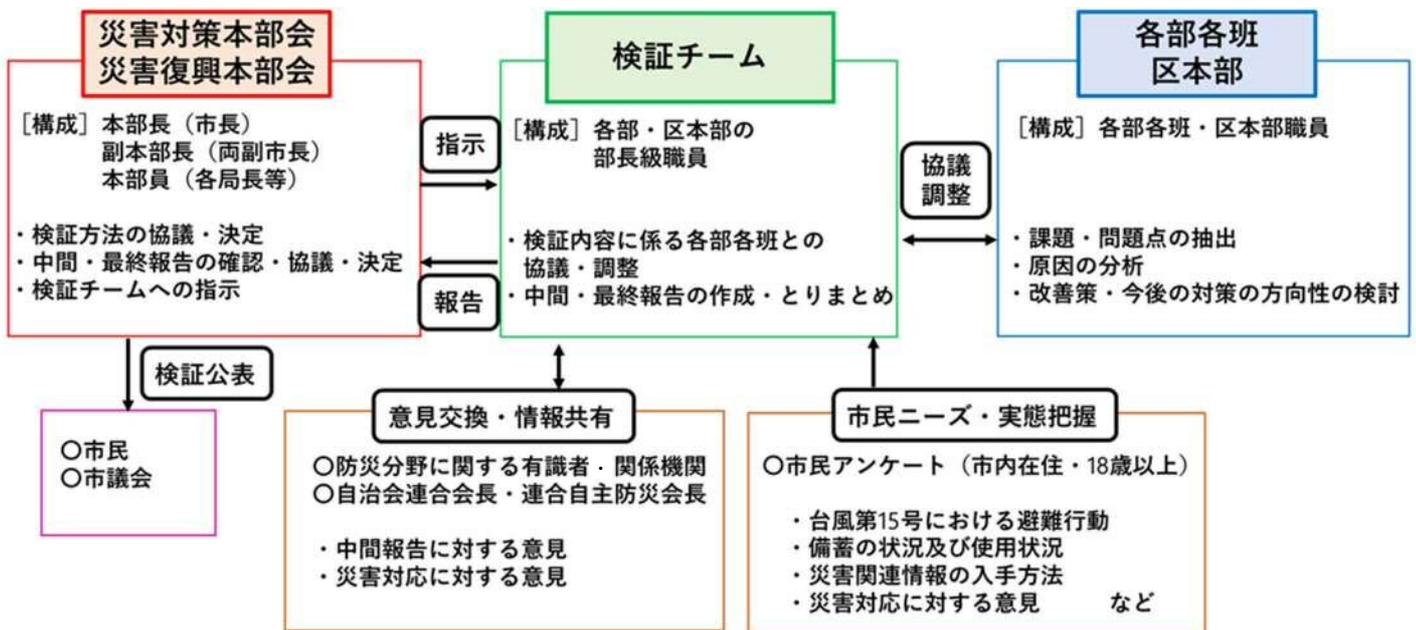
(3) 検証過程

日程	内容	
令和4年10月14日(金)	第6回 災害対策本部検討会議 ・災害対応に係るタイムラインの作成開始	●
令和4年11月16日(水)	第1回 検証作業会議 ・検証の進め方、検証シートの作成開始	●
令和4年11月29日(火) 30日(水)	自治会連合会長等との意見交換(清水区) ・災害対応に関すること(情報発信、断水、災害廃棄物等)	▲
令和4年12月8日(木)	第2回 検証作業会議 ・検証項目の設定、中間報告の作成開始	●
令和5年1月13日(金)	第1回 災害復興本部検討会議 ・中間報告案の報告・確認	●
令和5年1月25日(水)	第2回 災害復興本部検討会議 ・中間報告案の報告・確認	●
令和5年1月25日(水) ～2月8日(水)	市民アンケート(市内在住の18歳以上) ・避難行動や備蓄の状況等の実態把握、市民ニーズの把握	▲
令和5年1月26日(木)	有識者(大学教授等)との意見交換 ・災害対応に関すること、検証作業について	▲
令和5年1月31日(火)	第1回 災害復興本国会 ・中間報告公表	●
令和5年2月6日(月)	静岡市防災会議 ・中間報告に対する意見交換・情報共有	▲
令和5年2月7日(火) ～9日(木)	自治会連合会長等との意見交換(葵区、駿河区) ・災害対応に関すること(情報発信、断水、災害廃棄物等)	▲
令和5年2月9日(木)	有識者(大学教授等)との意見交換 ・災害対応に関すること(情報発信、断水、災害廃棄物等)	▲
令和5年2月15日(水)	静岡市水防協議会 ・中間報告に対する意見交換・情報共有	▲

日 程	内 容	
令和5年 2月16日 (木)	自治会連合会長等との意見交換 (葵区) ・災害対応に関すること (情報発信、断水、災害廃棄物等)	▲
令和5年 3月14日 (火)	第3回 災害復興本部検討会議 ・最終報告案の報告・確認	●
令和5年 3月27日 (月)	第2回 災害復興本部会 ・最終報告公表	●

● : 内部 ▲ : 外部

(4) 検証体制



## 第2章 台風第15号の概要・気象の概要

### 1 気象の概要

#### (1) 台風予測・台風経路図

9月23日(金)9時頃に室戸岬の南約300キロメートルで発生した台風第15号は北から北東へと進路を変えながら日本列島に上陸することなく沖合を進み、24日(土)9時には東海沖で温帯低気圧に変わった。

本市では、台風の接近により非常に湿った南風が強まって、大気の状態が非常に不安定となり、さらに台風の北側で沿岸に沿って発生した局地的な前線による雨雲が発達し、猛烈な雨となった。

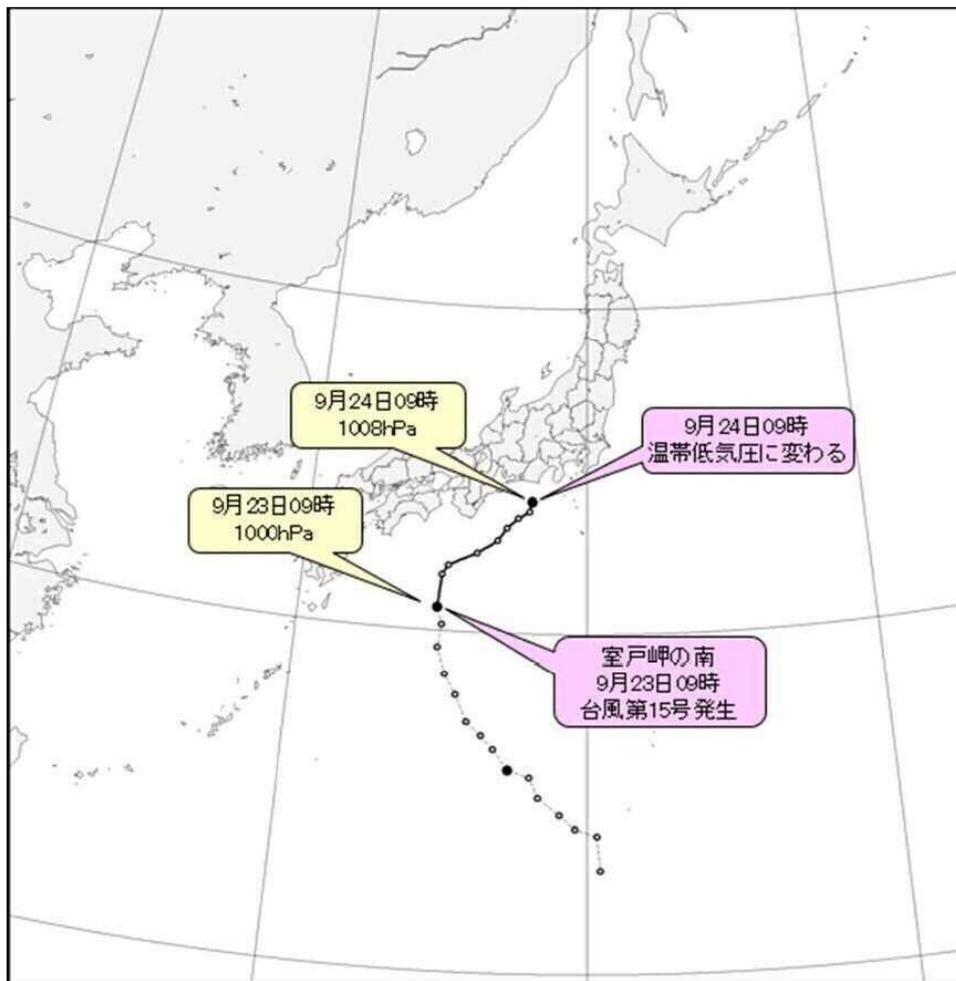
また、台風の動きが比較的ゆっくりであったため、同じ地域に猛烈な雨が降る線状降水帯が発生し、当初の予想を上回る記録的な大雨となった。

特に、23日(金)夜遅くから24日(土)明け方にかけて猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報(1時間に110ミリ以上の雨)が8回発表された。

これにより、複数の観測点において1、3、6、12、24、48時間降水量で観測史上1位の値を更新した。

この大雨により、市内各所において、大規模な浸水や土砂災害が発生し、住家被害や施設被害などのほか、広範囲の停電や断水などライフラインにも甚大な被害をもたらした。

【令和4年台風第15号経路図(日時、中心気圧、hPa)】



資料:令和4年台風第15号に関する静岡県気象速報(静岡地方気象台)

## (2) 雨量

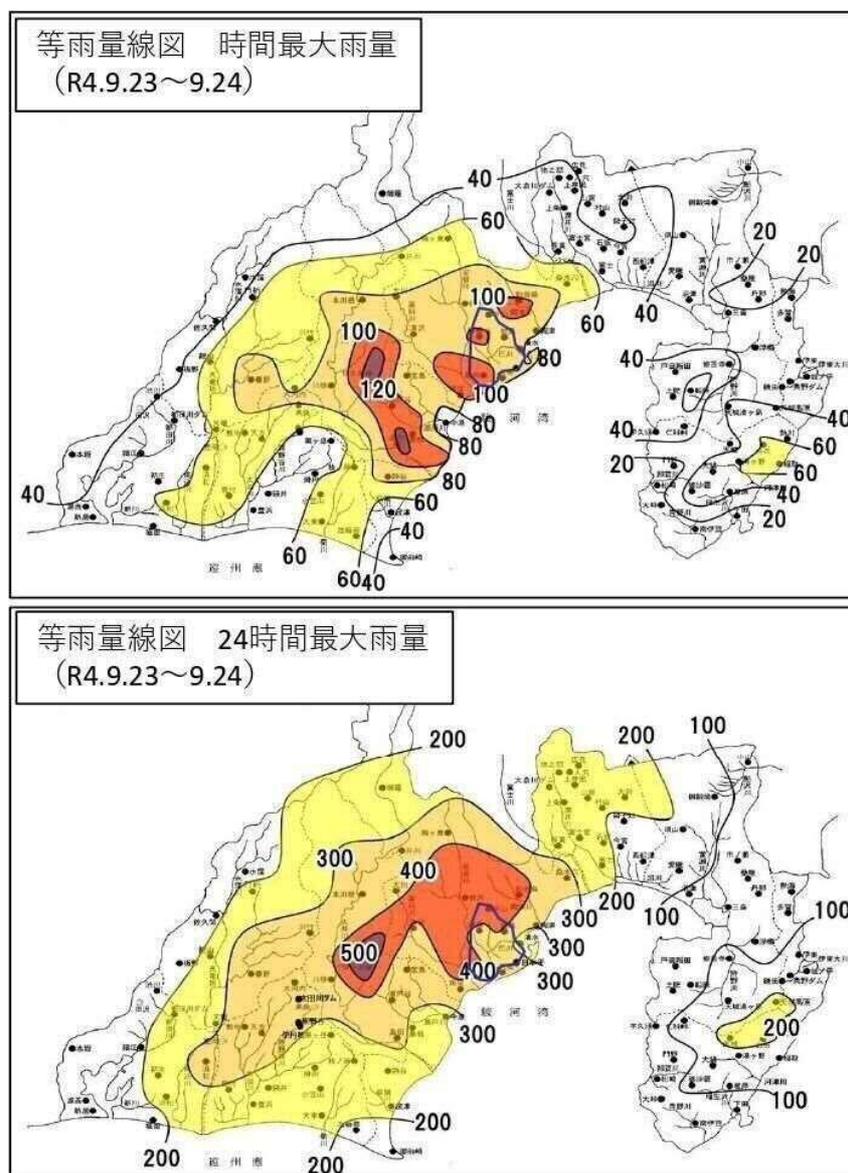
解析雨量\*では、降り始め（9月22日(木)5時）から24日(土)17時までの積算で、静岡県の中中部、西部で500ミリを超える雨を解析した。気象官署やアメダスの雨量計の観測では、総降水量は、静岡で419.5ミリ、静岡市鍵穴で410.5ミリを観測した。

また、23日(金)18時から24日(土)4時頃にかけて、解析雨量で1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。気象官署やアメダスの雨量計の観測では、静岡で24日(土)2時6分までの1時間に107.0ミリ、清水で24日(土)2時45分までの1時間に95.5ミリ、鍵穴で24日(土)1時26分までの1時間に94.0ミリ（観測史上1位を更新）を観測した。

さらに12時間降水量の日最大値では、静岡で24日(土)5時50分までに404.5ミリ、鍵穴で24日(土)2時00分までに392.5ミリ、清水で24日(土)5時30分までに308.5ミリを記録し、市内の3地点とも観測史上1位を更新した。

※解析雨量とは、気象レーダとアメダス等の地上の雨量計により観測されたデータを組み合わせ、1キロメートル四方ごとに過去1時間雨量分布を解析したもの

## 【等雨量線図（時間最大雨量 / 24時間最大雨量）（mm）】



資料: 第32回巴川流域総合治水対策協議会幹事会(静岡県・静岡市)

台風第15号による大雨で、市内の複数の観測点において、1、3、6、12、24、48時間降水量が観測史上1位の値を更新した。

【極値更新状況】

日最大1時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
鍵穴	94.0	24日 01時 26分	87.0	2014年 10月 6日	1991年

日最大3時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
鍵穴	210.0	24日 01時 30分	168.0	1996年 7月 20日	1991年
清水	189.0	24日 04時 00分	182.0	2003年 7月 4日	1978年

日最大6時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
鍵穴	336.5	24日 01時 50分	207.5	2017年 10月 23日	1991年
清水	247.5	24日 03時 50分	230.0	2003年 7月 4日	1978年

日最大12時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
静岡	404.5	24日 05時 50分	368.0	2004年 6月 30日	1976年
鍵穴	392.5	24日 02時 00分	275.0	1991年 9月 19日	1991年
清水	308.5	24日 05時 30分	284.0	2014年 10月 6日	1978年

日最大24時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
静岡*	416.5	24日 06時 00分	412.0	2019年 10月 12日	1976年
鍵穴	405.0	24日 04時 00分	402.0	2014年 10月 6日	1991年

※静岡の月最大24時間降水量の極値は508.0mm(1974年7月7日～8日 統計開始1950年～)で、今回の大雨はこれに次ぐ雨量

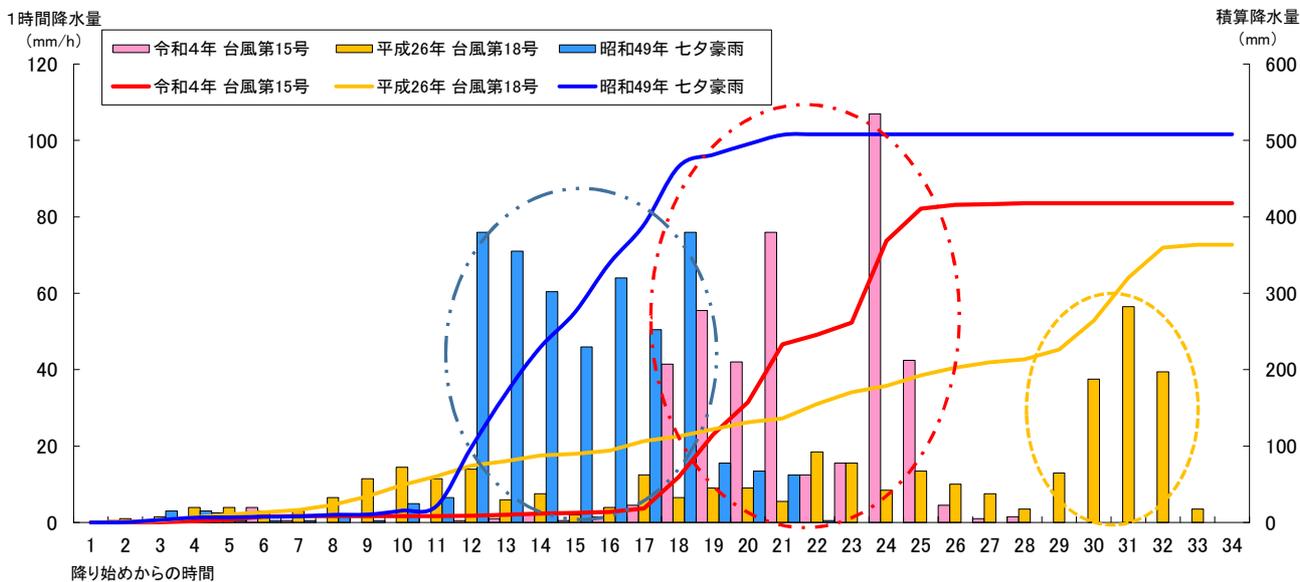
日最大48時間 降雨量

地点名	更新した値		これまでの1位		統計開始年
	降水量 (mm)	起日時	降水量 (mm)	年月日	
静岡	419.5	24日 13時 40分	414.0	2019年 10月 13日	1976年

資料:静岡地方気象台

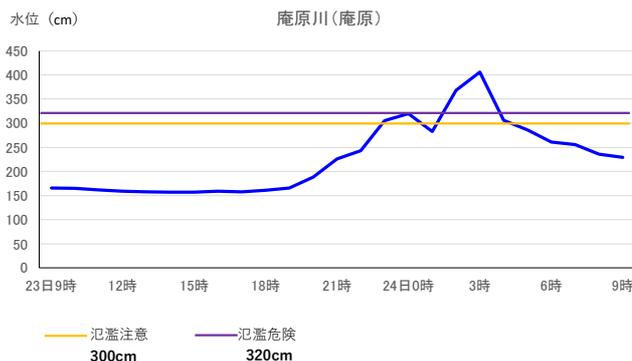
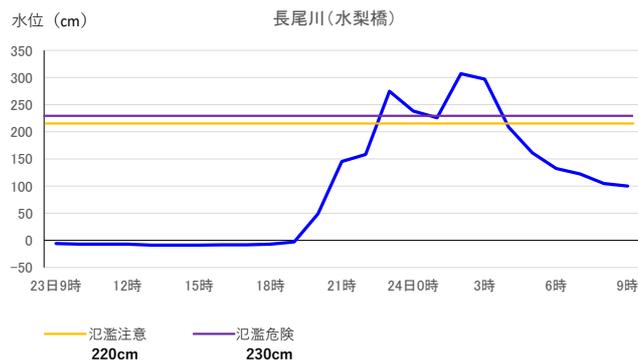
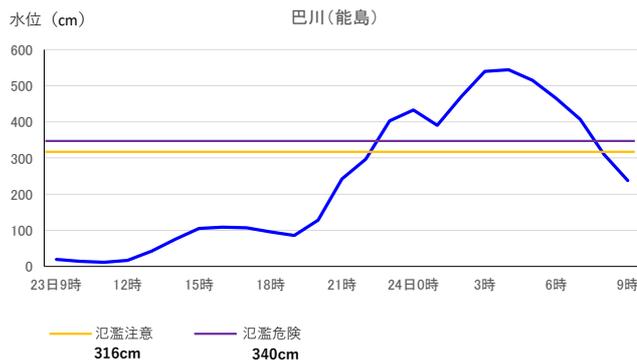
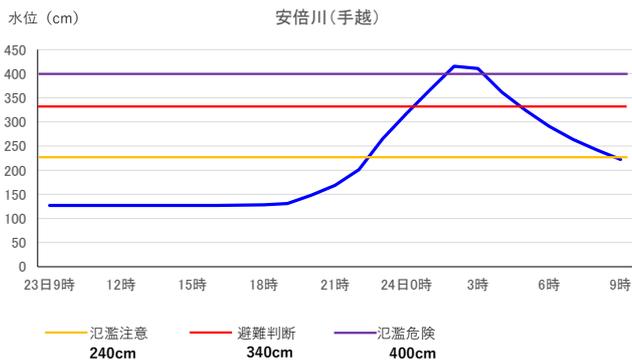
静岡気象官署での1時間、24時間降水量で観測史上上位を占める3事例（昭和49年七夕豪雨、平成26年台風第18号、令和4年台風第15号）は、降り始めからの時間帯による降雨のピーク時はそれぞれ異なるものの、いずれも同じようにわずか半日足らずで、多量の降雨となっている。

【過去の降雨との比較】

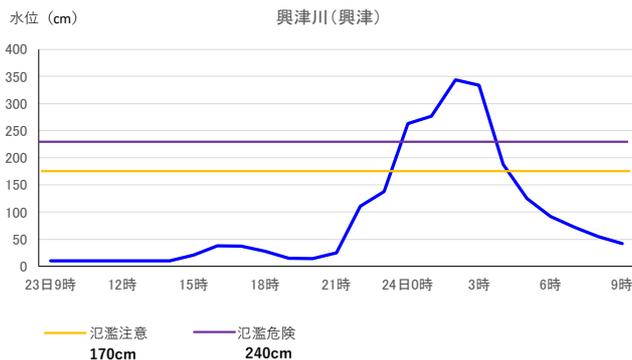
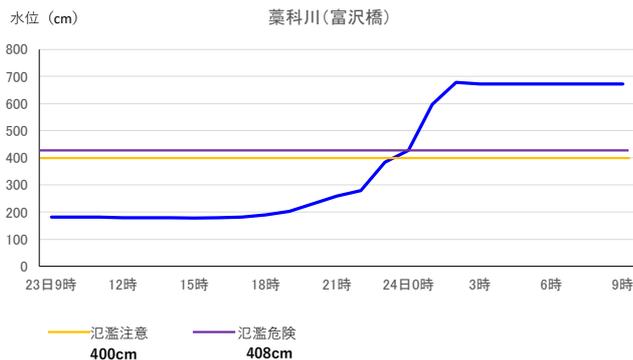


また、今回の大雨は、短時間における記録的な降雨であったため、市内のいくつかの河川でピーク時に堤防高を上回り、外水氾濫を発生させた。

【河川水位】



## 第2章 台風第15号の概要・気象の概要

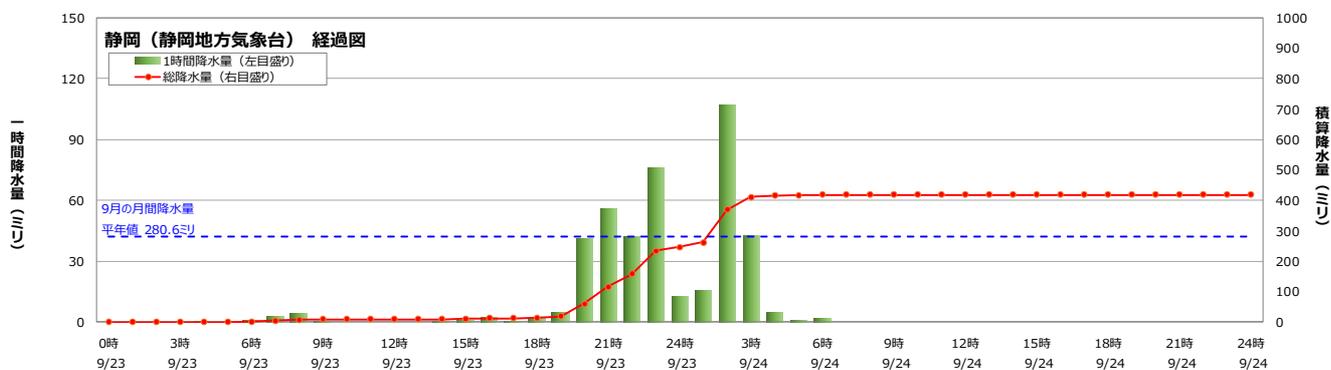
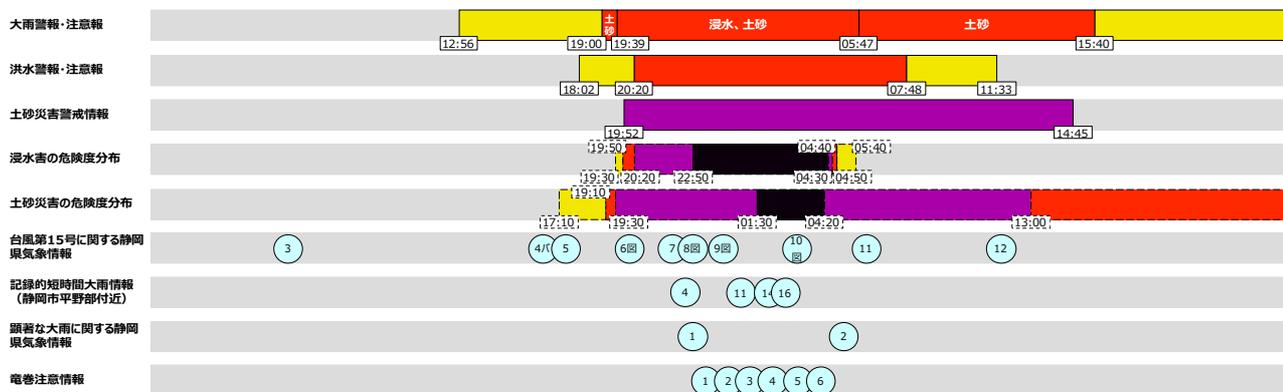


### (3) 気象警報

静岡地方気象台では、静岡市南部を対象に、9月23日(金)19時00分に大雨警報(土砂災害)、同日19時39分に大雨警報(浸水害)を公表し、同日19時52分には土砂災害警戒情報を公表した。また、同日20時20分には洪水警報を公表し、24日(土)1時50分には静岡河川事務所と共同で安倍川氾濫危険情報を公表した。

### 静岡市南部に関する警報等発表状況と静岡(静岡地方気象台)の観測値

<警報・注意報等>	<キキクル(危険度分布)>	<指定河川洪水予報>	<避難情報>	※危険度分布は市町村内の最大危険度を、避難情報は市町村内で最も切迫度の高いものを示す。
特別警報	災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保	
土砂災害警戒情報	危険	氾濫危険情報	避難指示	
大雨警報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難	
注意報	注意	氾濫注意情報		



資料:静岡地方気象台

## 2 被害の概要

### (1) 被害の全体像

静岡県では、台風第15号の接近により、非常に湿った南風が流れ込み大気の状態が非常に不安定となり、さらに沿岸に沿って発生した局地的な前線で雨雲が発達し、猛烈な雨となった。

また、台風の動きが比較的ゆっくりであったため、継続的に同じ地域で猛烈な雨が降るなど、当初の気象庁の予想を上回る記録的な大雨となった。

この雨により、巴川流域をはじめとする大規模な浸水や土砂災害などが発生したほか、葵区足久保口組の山崩れで送電鉄塔2基が倒壊し広範囲で停電となり、また、清水区では水道施設が被災し長期間断水するなど、市民生活に大きな影響を及ぼした。

### (2) 人的被害

この災害を直接の原因とする死者・行方不明者は発生していない。一方、静岡市災害見舞金交付要綱の交付対象となる、1か月以上の治療を要する見込みのある負傷者（重傷者）は13人生じている。

#### 【人的被害内訳】

令和5年3月20日現在

区分	死者	行方不明者	重傷者
葵区	0人	0人	7人
駿河区	0人	0人	0人
清水区	0人	0人	6人
計	0人	0人	13人

(3) 物的被害

① 住家被害

被害の約8割は清水区で発生しており、清水区の巴川水系や庵原川水系、葵区の内牧川などで越水・溢水等の外水氾濫が発生し、内水氾濫とあわせて浸水被害増大の原因となった。

また、土粒子を含む水が氾濫したため、家屋や道路上に土砂が堆積し、家財道具等の被害が増大した。

【住家被害の程度】

令和5年3月10日現在

被害の程度（棟数）				
区分	全壊	半壊	半壊に至らない	計
葵区	0棟	357棟	649棟	1,006棟
駿河区	0棟	45棟	166棟	211棟
清水区	3棟	1,792棟	1,880棟	3,675棟
計	3棟	2,194棟	2,695棟	4,892棟

※記載した棟数は、罹災証明書の交付申請があったものを対象としている。

※被害の程度の区分は、消防庁「災害報告取扱要領」に基づく。

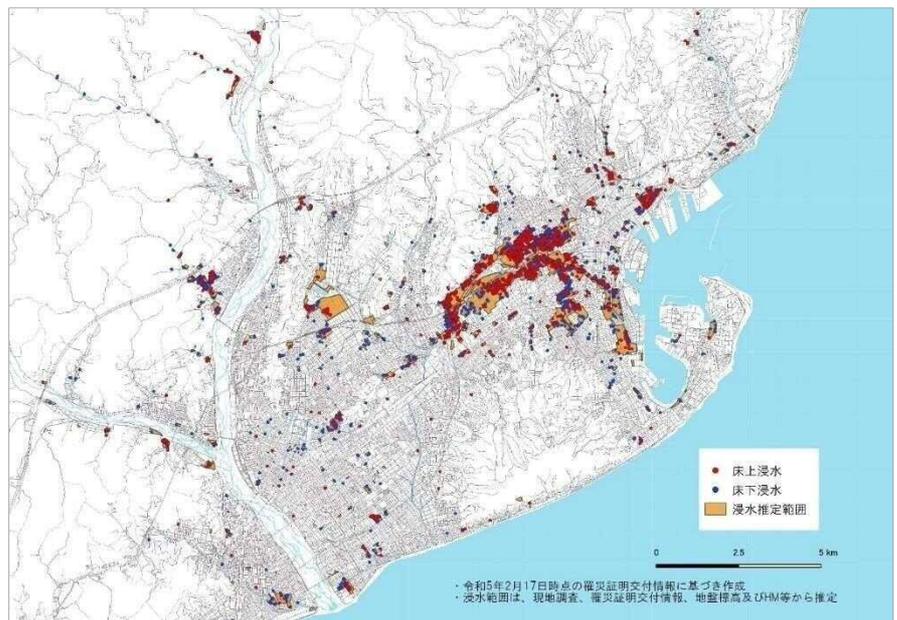
【住家被害の要因】

令和5年3月10日現在

被害の程度（棟数）				
区分	床上浸水	床下浸水	その他 (土砂・雨漏り等)	計
葵区	531棟	450棟	25棟	1,006棟
駿河区	109棟	92棟	10棟	211棟
清水区	2,581棟	1,075棟	19棟	3,675棟
計	3,221棟	1,617棟	54棟	4,892棟

※記載した棟数は、罹災証明書の交付申請があったものを対象としている。

【住家被害の位置  
及び浸水推定範囲】



② 道路被害

道路被害は1,184か所で、内訳は以下のとおりとなっている。

令和5年3月27日現在

		葵区	駿河区	清水区	計
被災箇所数		483か所	127か所	574か所	1,184か所
(うち 公共災害)		30か所	1か所	28か所	59か所
内 訳	法面崩壊	41か所	4か所	80か所	125か所
	路肩決壊	46か所	4か所	89か所	139か所
	倒木	20か所	3か所	27か所	50か所
	土砂堆積	376か所	116か所	378か所	870か所

令和4年9月台風15号による主な被災状況（道路）



③ 河川被害

河川被害は876か所で、内訳は以下のとおりとなっている。

令和5年3月27日現在

		葵区	駿河区	清水区	計
被災箇所数		471 箇所	72 箇所	333 箇所	876 箇所
(うち 公共災害)		33 箇所	1 箇所	12 箇所	46 箇所
内 訳	土砂堆積	342 箇所	55 箇所	188 箇所	585 箇所
	法面・護岸崩壊	43 箇所	3 箇所	80 箇所	126 箇所
	その他	86 箇所	14 箇所	65 箇所	165 箇所

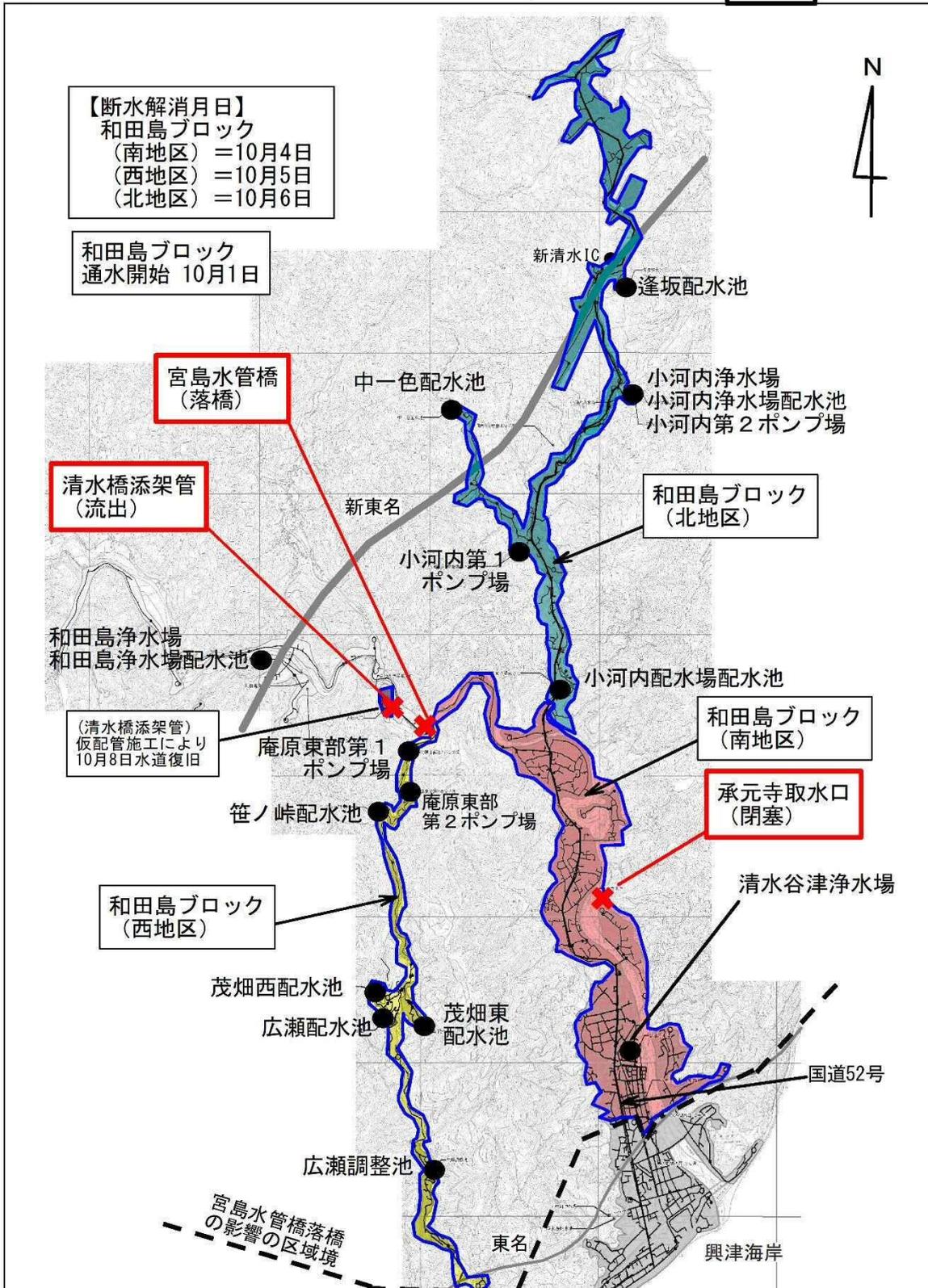
令和4年9月 台風15号による主な被災状況 (河川)





宮島水管橋落橋による断水区域図

令和4年



## ⑤ 停電

葵区足久保口組の山崩れで送電鉄塔2基が倒壊したこと等により、市内で大規模な停電が発生し、最多の停電戸数は9月24日(土)7時時点で確認された約117,050戸となっている。

なお、同日15時時点では約2,590戸となり、葵区・駿河区で大幅に停電が解消された。

## 市内の停電状況

日時	事象	対象	情報源
24日(土)2時	停電の発生	葵区・駿河区・清水区で発生	中部電力パワーグリッド公式HP
24日(土)3時時点		葵区：約80,910戸 駿河区：約970戸 清水区：約16,660戸 <b>合計：約98,540戸</b>	
24日(土)7時時点	市内における最多の停電戸数	葵区：約99,420戸 駿河区：約16,660戸 清水区：約970戸 <b>合計：約117,050戸</b>	
24日(土)10時時点		葵区：約97,390戸 駿河区：約16,610戸 清水区：約970戸 <b>合計：約114,970戸</b>	
24日(土)15時時点	葵区・駿河区で大幅に停電解消	葵区：約1,620戸 清水区：約970戸 <b>合計：約2,590戸</b>	
24日(土)17時時点		葵区：約1,530戸 駿河区：10戸未満 清水区：約780戸 <b>合計：約2,320戸</b>	
25日(日)9時時点		葵区：約1,180戸 駿河区：10戸未満 清水区：約160戸 <b>合計：約1,350戸</b>	
25日(日)16時時点		葵区：約1,090戸 駿河区：10戸未満 清水区：約30戸 <b>合計：約1,130戸</b>	
25日(日)19時時点		590戸(区の内訳なし)	
26日(月)6時時点		250戸(区の内訳なし)	
26日(月)6時時点		300戸(区の内訳なし)	
26日(月)12時時点		270戸(区の内訳なし)	
26日(月)18時時点		230戸(区の内訳なし)	
28日(水)11時時点		30戸(区の内訳なし)	
29日(木)8時時点		20戸未満(区の内訳なし)	
30日(金)8時時点		10戸未満(区の内訳なし)	

(資料: 中部電力パワーグリッド公式HP 及び 静岡県)

⑥ 孤立

通行止め等の影響により、9月24日(土)時点では58地区1,415世帯が孤立状態であったが、27日(火)22時時点では孤立状態はおおむね解消された。

【孤立地区・世帯数の推移】

時 点	地 区 数	世 帯 数
令和4年9月24日(土)	58地区	1,415世帯
令和4年9月25日(日)17時時点	19地区	578世帯
令和4年9月27日(火)12時時点	15地区	421世帯
令和4年9月27日(火)22時時点	孤立状態はおおむね解消	

⑦ 農地・農道関係

【農道・林道等の被害状況】

令和5年3月27日現在

区分		被害内容	
農道関係	農道	328路線	崩土・倒木・路肩欠損等
	用水路	45か所	土砂堆積等
林道・治山関係	林道	115路線	崩土・倒木・路肩欠損等
	治山施設	35か所	土砂堆積等

【農地の被害状況】

令和5年3月27日現在

	JA 静岡市管内	JA しみず管内	計	被害内容
農地関係	448件	240件	688件	土砂流入・浸水等

⑧ 公共施設

公共施設は、小中学校やこども園のほか、スポーツ広場・グラウンド等で浸水被害が発生し、主なものは以下のとおりとなっている。

【公共施設の被害状況】

令和5年3月27日現在

施設区分	件数	施設名称
教育施設	21件	南部図書館、清水入江小学校、清水第六中学校ほか
子育て支援施設	2件	服織こども園、高部こども園
保健・福祉施設	2件	清水保健福祉センター、藁科保健福祉センター
スポーツ施設	28件	安倍川河川敷スポーツ広場、西ヶ谷総合運動場ほか

※被害が一定以上の規模となり、国・県に報告した事案に限る

## 第3章 静岡市の災害対応

### 1 職員の配備体制

#### (1) 災害対策本部設置前の対応

本市では、災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等に応じて、「災害時職員配備基準」(地域防災計画資料編2-17)に基づき、職員を段階的に配備する。なお、風水害に関する参集基準は、下表のとおりである。

【風水害に関する職員参集基準】

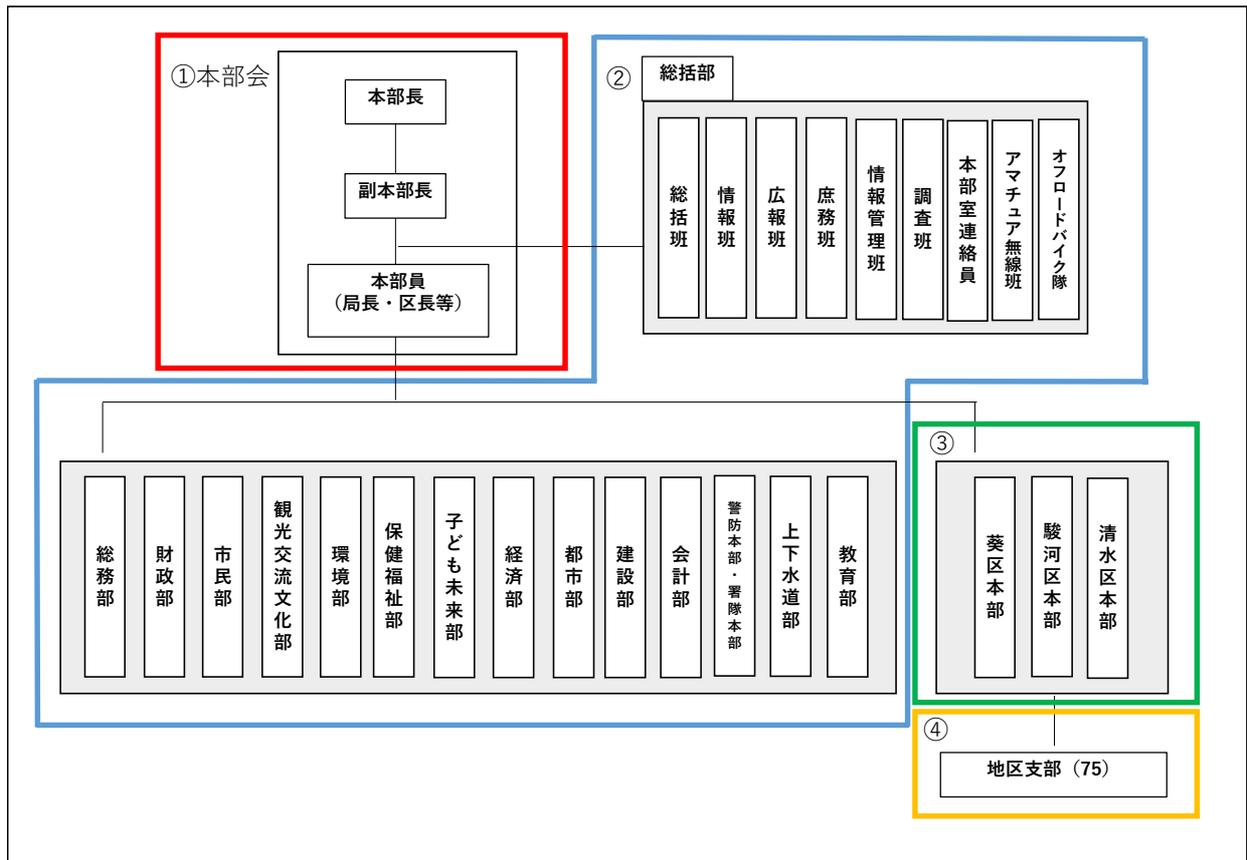
状 況	参集する職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報の発表 (大雨・洪水・高潮・暴風・暴風雪)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理総室、経済局、都市局、建設局、上下水道局、区役所等の当番職員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒情報の発表</li> <li>・ 避難情報の発表</li> </ul>	災害の発生に備えた配備体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理総室：配備職員増員</li> <li>・ 全ての局：当番職員</li> <li>・ 地区支部：当番職員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法が適用される程度の災害が発生または発生するおそれがあるとき</li> <li>・ 特別警報の発表</li> </ul>	災害対策本部設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての局区：管理職及び各部班で指定する職員</li> <li>・ 総括部（危機管理総室）、建設班（建設局各課）：全職員</li> </ul>

(2) 災害対策本部

災害が発生し、または発生する恐れがある場合等で、対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

本報告で使用する、災害対策本部の概要・組織名称等は次のとおりである。

【静岡市災害対策本部の概要】



- ①本部会 災害対策本部の活動に関する市の方針を決定する組織である。本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員（局長・区長等）で構成する。
- ②総括部等 総括部は、災害応急対策活動の総括、各部や区本部との総合調整を行う組織である。課に相当する組織として、総括班、情報班、広報班、庶務班などを置き、危機管理総室、企画課、広報課、人事課等のほか、その他の課から指名された職員で構成する。総括部を除く部は、市の組織機構における局に相当し、各々の事務分掌について災害時に処理すべき業務を行う組織である。総務部（総務局）、財政部（財政局）などがあり、各部には、課に相当する組織として班を置く。
- ③区本部 区役所に相当し、各区における災害対応の拠点として、区内の被害情報の収集や災害対応を総括する組織である。
- ④地区支部 各学区や地区など、地域において情報の収集・発信や避難所・救護所の運営などを行う組織である。

## (3) 災害時の事務分掌

災害対策本部設置時における各部の事務分掌を地域防災計画（資料編2-15）において定めており、災害時はこの事務分掌に基づいた応急対策を実施する。

## 【地域防災計画に定める主な事務分掌】

部名	班名	担当課	主な事務分掌
総括部	総括班	危機管理総室ほか2課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急活動の総括及び総合調整に関すること</li> <li>・避難情報等の指示総括に関すること</li> <li>・県災害対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>・災害対策本部会議の運営に関すること</li> <li>・自衛隊、海上保安庁派遣等の応援要請ならびに活動調整に関すること</li> <li>・水防団及び水防対策全般の活動に関すること</li> <li>・災害救助法の適用判断に関すること</li> </ul>
	情報班	企画課ほか7課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の総括に関すること</li> <li>・情報の受信に関すること</li> <li>・災害情報の分析及び資料の作成に関すること</li> </ul>
	広報班	広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種情報の市民への提供に関すること（安否情報は除く。）</li> <li>・出版、放送、広報車両及びインターネットによる災害等各種情報（安否情報は除く。）の発信に関すること</li> </ul>
	庶務班	人事課ほか2課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の動員・配備に関すること（各部・班間の職員の支援調整含む。）</li> <li>・他の地方公共団体からの応援職員の配備に関すること</li> <li>・応援部隊の受け入れ及び連絡、後方支援に関すること</li> <li>・被災地調査視察の日程調整に関すること</li> </ul>
	調査班	指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の災害初期情報の収集及び伝達に関すること</li> </ul>
	本部室連絡員	各部・各区指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部からの情報受付ととりまとめに関すること</li> </ul>
	オフロードバイク隊	指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の災害初期情報の収集及び伝達に関すること</li> </ul>
	このほか、アマチュア無線班、情報管理班、議会班がある		
総務部	総務総括班	総務課 コンプライアンス推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務局内における災害応急対策の総括に関すること</li> <li>・災害対応業務の所管調整に関すること</li> </ul>
	秘書班	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長、副本部長の現地（災害地）視察に関すること</li> </ul>
	このほか、政策法務班、職員厚生班、東京事務所班がある		
財政部	調査総括班	税制課 市民税課 固定資産税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内各班の動員及び総括に関すること</li> <li>・各区被害調査の調整及び被害集計等に関すること</li> <li>・災害罹災者調査原票の総括に関すること</li> <li>・罹災証明発行業務の総括に関すること（災害救助法適用時）</li> </ul>
	調査支援班	納税課、滞納対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査の支援に関すること</li> </ul>
	このほか、財政総括班、管財班、契約班、公営競技班がある		
市民部	市民生活総括班	市民自治推進課 戸籍管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民局内における災害応急対策の総括に関すること</li> <li>・災害救助法に基づく求償事務に関すること</li> <li>・被災者生活再建支援法に基づく実施対策に関すること</li> <li>・罹災証明発行業務の総括に関すること（災害救助法適用外時）</li> <li>・ボランティア本部の設置等、ボランティア本部運営の支援に関すること</li> </ul>
	生活相談班	生活安心安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の生活相談に関すること</li> <li>・市民相談所等への専門相談員の派遣要請に関すること</li> </ul>
	このほか、女性支援班、生涯学習推進班がある		

### 第3章 静岡市の災害対応

部名	班名	担当課	主な事務分掌
観光交流文化部	観光総括班ほか	観光交流文化局各課	
環境部	廃棄物総括班	ごみ減量推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物各班の動員及び連絡調整に関すること</li> <li>・災害廃棄物の一時集積場所の確保に関すること</li> <li>・災害廃棄物の生活ごみ及びし尿の処理の総合計画の企画立案に関すること</li> <li>・清掃業者等関係団体との連絡調整に関すること</li> </ul>
	廃棄物班	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の運搬について産業廃棄物処理業者との調整に関すること</li> <li>・し尿の運搬について、し尿処理業者との調整に関すること</li> </ul>
	収集業務班	収集業務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみ等の収集、運搬及び一時集積所の選定、決定に関すること</li> </ul>
	廃棄物処理班	廃棄物処理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物及び生活ごみ等の処理に関すること</li> <li>・し尿の処理に関すること</li> </ul>
このほか、環境総括班、環境保全班、環境支援班がある			
保健福祉部	福祉総括班	地域包括ケア推進本部 福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉長寿局内における災害応急対策の総括に関すること</li> <li>・義援金、見舞金等の申請受付、支給の総括に関すること</li> </ul>
	障害者福祉班	障害福祉企画課 障害者支援推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の障害者への応急処置及び生活相談に関すること</li> <li>・障害者福祉施設の被害状況調査及び連絡調整に関すること</li> </ul>
	高齢者福祉班	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の高齢者への応急処置及び生活相談に関すること</li> <li>・高齢者福祉施設の被害状況調査及び連絡調整に関すること</li> </ul>
	医療救護班	健康づくり推進課 各区健康支援課 保健衛生医療部各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護本部の開設、運営に関すること</li> <li>・被災者の保健対策・健康支援に関すること</li> <li>・感染症の予防に関すること</li> <li>・衛生指導に関すること</li> <li>・防疫活動に関すること</li> </ul>
このほか、介護保険班、静岡看護専門学校班、清水看護専門学校班、清水病院班などがある			
子ども未来部	こども園班	こども園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育保育の一時休止及び再開に関すること</li> </ul>
	このほか、子ども未来総括班、青少年育成班、幼保支援班、子ども家庭班、児童相談所班がある		
経済部	清水港班	海洋文化都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾利用者の応急対策の調整に関すること</li> </ul>
	商工総括班	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済局内における災害応急対策の総括に関すること</li> <li>・県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>・中小企業に対する金融支援及び相談に関すること</li> </ul>
	農林水産総括班	農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合等との連絡調整に関すること</li> <li>・農作物及び家畜の被害調査及び応急対策の実施に関すること</li> </ul>
	農地整備班	農地整備課、農地利用課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関すること</li> </ul>
このほか、地域産業班、商業労政班、食料物資班、治山林道班、水産漁港班、中山間地振興班、経済事務所班がある			
都市部	公園班	公園整備課ほか2課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹及び公園の被害調査及び応急対策の実施に関すること</li> <li>・公園施設の応急利用に関すること</li> </ul>
	都市計画事務所班	都市計画事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹及び公園の被害調査及び応急対策の実施に関すること</li> <li>・公園施設の応急利用に関すること</li> </ul>
	建築対策総括班	建築総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の緊急入居の総括に関すること</li> </ul>
	民間建築対策班	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物の被害情報の把握に関すること</li> </ul>
	住宅班	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の被害状況調査及び応急復旧工事に関すること</li> <li>・市営住宅の緊急入居計画に関すること</li> </ul>
このほか、都市計画総括班、交通政策班、都市計画支援班、公共建築対策班、設備班がある			
建設部	建設班	建設局各課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の収集・整理に関すること</li> <li>・道路・橋梁、河川、堤防の被害状況の調査に関すること</li> <li>・道路・橋梁等の通行規制等の措置に関すること</li> <li>・河川施設及び水位の巡視に関すること</li> <li>・土砂災害警戒区域の情報収集に関すること</li> <li>・被災箇所の応急復旧に関すること</li> <li>・災害査定申請に関すること</li> </ul>

部名	班名	担当課	主な事務分掌
会計部	出納班	会計室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急対策に伴う出納の総括に関する事</li> <li>・義援金の受付口座の開設及び一時保管の総括に関する事</li> <li>・義援金の受領及び一時保管に関する事</li> </ul>
警防本部 署隊本部	総務班	消防総務課	・災害及び消防に関する情報の総括に関する事
	対策班	警防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警防本部の運営及び総合調整に関する事</li> <li>・被害情報の把握に関する事</li> <li>・静岡市消防団との連絡調整に関する事</li> </ul>
	指令班	指令課	・気象情報の収集・伝達に関する事
	航空班	警防課	・航空隊の偵察、救助、消火等に関する事
	連絡調整班	査察課	・警防本部、災害対策本部、ライフライン、防災関係機関との調整に関する事
	このほか、情報班、活動班、救急班、管理班などがある		
上下水道部	水道総括班	水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の水道事業体等への応援要請及び受入れに関する事</li> <li>・公益社団法人日本水道協会に関する事</li> <li>・水道事業に係る被災情報の総括に関する事</li> <li>・水道事業に係る災害情報の総括に関する事</li> </ul>
	施設復旧班	水道施設課、水道基盤整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被害調査に関する事</li> <li>・水道施設の復旧に関する事</li> </ul>
	清水給水班	水道事務所、お客様サービス課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急給水計画の策定に関する事（清水区）</li> <li>・応急給水に関する事（清水区）</li> </ul>
	清水管路復旧班	水道事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道管路の被害調査・復旧に関する事（清水区）</li> <li>・応急復旧計画の策定に関する事（清水区）</li> <li>・耐震性貯水槽の使用に関する事（清水区）</li> </ul>
	下水道班	下水道部各課	・下水道施設の被害状況調査及び応急復旧工事の総括に関する事
	このほか、水道支援班、静岡給水班、静岡管路復旧班、水質検査班がある		
教育部	教育施設班	教育施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の被害調査及び応急対策の総括に関する事</li> <li>・被災児童及び生徒への学用品の調達給与に関する事</li> </ul>
このほか、教育総括班、教職員班、学校教育班などがある			
区本部	総括班	各区地域総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区本部の庶務及び各班間の調整に関する事</li> <li>・災害対策本部、地区支部との調整に関する事</li> </ul>
		各区選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の被害情報等の取りまとめに関する事</li> <li>・区内の災害対応の取りまとめに関する事</li> </ul>
		蒲原支所	・蒲原、由比地区の災害対策に関する事
	救助法事務班	各区地域総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談所の開設・運営に関する事</li> <li>・連合町内会及び連合自治会との調整に関する事</li> <li>・罹災証明の発行に関する事（災害救助法適用外時）</li> <li>・被災者への見舞金の給付に関する事</li> </ul>
	物資班	各区戸籍住民課	・義援物資の受入れ、給付に関する事
	調査班	固定資産税課、 市民税課（葵・駿河区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者家屋の被害調査に関する事</li> <li>・災害罹災者調査原票に関する事</li> </ul>
		清水市税事務所（清水区）	・罹災証明の発行に関する事（災害救助法適用時）
	医療救護班	各福祉事務所生活支援課	・義援金、見舞金等の申請受付、支給に関する事
	情報班	各福祉事務所子育て支援課	・区内地区支部からの被害状況等の収集と整理に関する事
		各福祉事務所高齢介護課	・区内被害状況等の本部への伝達に関する事
地区支部	指定職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区支部内応急対策に関する事</li> <li>・地区支部内の災害情報・被害情報等の収集・伝達に関する事</li> <li>・地域との連携に関する事</li> </ul>	
このほか、避難所班、要配慮者班がある			

## 2 台風第 15 号への対応

9月23日(金)19時の大雨警報(静岡市南部)発表を受け、危機管理総室のほか、各部局の当番職員が参集した。また、同日19時52分に土砂災害警戒情報(静岡市南部)が発表されたため、配備職員を増員したほか、避難場所の開設に備え、地区支部員を参集させるなど、気象状況に応じ、段階的に体制を強化した。

同日20時15分、静岡市南部の土砂災害警戒区域を含む地域に避難指示を発表し、緊急避難場所47か所を開設した。その後も、土砂災害警戒情報や水位情報に応じて、避難指示の発表や避難場所を開設するなど、対応を強化した。なお、避難場所の開設状況は次のとおりである。

【台風第 15 号における避難場所の開設・閉鎖状況】

日	時間	開設状況	内容
9/23 (金)	20:15	静岡市南部の47緊急避難場所 開設	南部の土砂災害警戒区域等に避難指示発表
	22:30	静岡市北部の4緊急避難場所 開設	北部の土砂災害警戒区域等に避難指示発表
	23:40	静岡市南部の9緊急避難場所 開設 ※避難指示対象は23緊急避難場所(うち14は開設済)	巴川・長尾川・足久保川流域の浸水想定区域に避難指示発表
9/24 (土)	1:50	静岡市南部の15緊急避難場所 開設 ※避難指示対象は34緊急避難場所(うち19は開設済)	安倍川・藁科川流域の浸水想定区域に避難指示発表
	5:00	静岡市南部の15緊急避難場所 閉鎖 ※60緊急避難場所は開設継続	浸水想定区域(巴川流域を除く)への避難指示解除
	9:15	静岡市南部の9緊急避難場所 閉鎖 ※51緊急避難場所は開設継続	巴川流域の浸水想定区域への避難指示解除
	14:45	静岡市内土砂災害警戒区域の51緊急避難場所 閉鎖	土砂災害警戒区域等への避難指示解除

※避難場所は、避難者がいないことを確認した後に順次閉鎖した。

## 3 本市の主な動き

月日	時刻	災害情報・気象情報・国県等の支援	対応
9/23 (金)	19:00	大雨警報（静岡市南部）発表	当番班参集
	19:19	大雨警報（静岡市北部）発表	当番班参集
	19:52	土砂災害警戒情報（静岡市南部）発表	配備体制強化
	20:15		避難指示（南部土砂）発表・緊急避難場所47か所（南部土砂）開設
	20:20	洪水警報（静岡市南部）発表	
	20:27		台風第15号に関連した出動要請（以降、要請に応じて出動）
	21:10		大谷川氾濫警戒水位に到達・災害パトロール開始（以降、複数河川の災害パトロール等に逐一对応）
	21:30		南アルプス公園線（笠張～大間）雨量規制による通行止（以降、規制雨量到達による通行止路線拡大に逐一对応）
	22:00		国道362号（昼居渡）路肩崩壊による通行止（以降、路肩崩壊による通行止路線拡大に逐一对応）
	22:05	土砂災害警戒情報（静岡市北部）発表	
	22:30		避難指示（北部土砂）発表・緊急避難場所4か所（静岡市北部）開設
	22:35	洪水警報（静岡市北部）発表	
	23:00	安倍川氾濫注意情報	
	23:40		避難指示（巴川、長尾川、足久保川）発表・緊急避難場所9か所（洪水）開設
9/24 (土)	1:00	安倍川氾濫警戒情報 発表	
	1:05		避難指示（興津川）発表
	1:50	安倍川氾濫危険情報 発表	
	1:50		避難指示（安倍川、藁科川）発表・緊急避難場所15か所（洪水）開設
	2:00	市内停電発生	
	3:40	安倍川氾濫危険情報 解除	
	5:00		避難指示（安倍川、藁科川、興津川、長尾川、足久保川）解除・緊急避難場所15か所（静岡市南部）閉鎖
	5:40		承元寺取水口の被災状況を対岸から目視で確認（水位が高く立入困難）
	5:47	洪水警報（静岡市北部）解除	
	6:30	災害救助法適用	
	7:00	停電 市内最多 約117,050戸	
	7:30		宮島水管橋の落橋を確認
	7:48	洪水警報（静岡市北部）解除	
	8:00		市立こども園（服織こども園、高部こども園）休園（以降、その他のこども園も休園）
	9:00		高齢者福祉施設の被災状況調査開始（以降、その他の福祉施設・事業所等も被害状況調査）
	9:15		避難指示（巴川）解除・緊急避難場所9か所（静岡市南部）閉鎖
	10:20		日本水道協会静岡県支部に給水の応援を要請（以降、随時追加要請）
	11:00		飲料水供給施設の被害状況確認開始
	11:50		川崎市に給水の応援を要請（以降、随時追加要請）
	12:20		市長登庁、状況報告の指示
	13:00		<b>災害対策本部を設置</b>
	13:30		被災家屋概況調査開始
	13:30		日本水道協会中部地方支部に給水の応援を要請（以降、随時追加要請）
14:00		市内の災害拠点病院や救護病院等へ状況確認	
14:10	国土交通省から現地情報連絡員の派遣		
14:45	土砂災害警戒情報（北部・南部）解除	避難指示の解除・緊急避難場所51か所（土砂）閉鎖	

### 第3章 静岡市の災害対応

月日	時刻	災害情報・気象情報・国県等の支援	対応
9/24 (土)	15:00	大規模停電解消 残り約2,590戸	
	15:00		本部長（市長）がインフラの状況を早急に調査するように指示
	15:00		応急給水活動を10か所で開始※一部遅延あり
	15:00		災害廃棄物等の出し方を市ホームページにて周知
	15:40	大雨警報（南部・北部）解除	
	16:10		応急給水活動の実施を同報無線にて広報（以降、断水解消まで適宜放送）
	16:29	清水海上保安部から給水申出	
	17:00	清水海上保安部 巡視船おきつの水を活用して水の供給	
	17:15		応急給水活動の実施を市民メールにて周知
	19:00	清水区全域で断水発生（由比・蒲原を除く） 55,000戸断水	
			地域包括支援センターによる高齢者の安否確認
9/25 (日)	7:00		承元寺取水口の流木等の撤去作業開始
	7:00	川崎市、浜松市、名古屋市等（19事業体）による応急給水の応援	応急給水活動を28か所で開始（以降、設置場所・時間等を変更して対応）
	8:15		本部長（市長）が各班に情報収集・今後の対応を指示
	8:30		住家の被害認定調査業務第1次調査開始
	9:00		総合病院等への給水活動開始（市立清水病院ほか5施設）
	10:30		国交省中部地方整備局に生活用水給水のため散水車の派遣を要請
	12:00		本部長（市長）が現地視察（承元寺取水口、宮嶋橋、葵区昼居渡等）
	12:00	中部電力から真富士の里駐車場等への発電車設置の要請	
	12:20		静岡県を通じて工業用水の緊急融通を国土交通省に申し入れ
	13:00	清水港湾事務所が海保巡視艇とともに飲料水を配布	
	13:00		災害廃棄物現地調査開始
	15:00		<b>第1回災害対策本部検討会議</b>
	15:00		工業用水の緊急融通開始
	18:00		静岡県に飲料水の提供を要請
		国土交通省ヘリコプターによる被災状況確認飛行	市職員が同乗し、葵区井川、梅ヶ島、清水区両河内方面を確認
		治山現地調査開始	
		ごみは公園等にまとめて排出するように被災地域自治会長へ依頼	
9/26 (月)	8:30		<b>第1回災害対策本部会</b>
	8:30		罹災証明書交付申請受付開始
	10:00		支援物資の受入開始
	10:12		静岡県に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求
	10:25	知事から陸上自衛隊に対し、災害派遣を要請	
	11:00		市長定例記者会見（被害情報と対応状況について）
	12:30		本部長（市長）給水か所等現地視察
	13:00		静岡市災害ボランティアセンターを開設
	14:00		葵区・駿河区のスポーツ施設（屋内の有人施設）でシャワー・給水サービス開始
	15:00	清水港湾事務所が折戸棧橋で飲料水を配布	
	16:15	航空自衛隊が市立清水病院で応急給水を開始	
	17:00		高齢者向け配食事業者に飲料水を届け、利用者に対し配布を依頼

月日	時刻	災害情報・気象情報・国県等の支援	対応
9/26 (月)	19:23	陸上自衛隊が東海大学海洋科学博物館前で応急給水を開始	
		環境省関東地方関東事務所等から支援員の派遣	
			市立小学校・中学校で臨時休校（42校）
			静岡市災害多言語支援センターの稼働
			公営住宅の空き部屋の一時的な提供に関する受付開始
			災害見舞金受付開始
			農道、林道、漁港現地調査開始
			生活保護受給者に対し被害状況の確認及び支援策の紹介等を実施
			押切南ふれあい公園で災害廃棄物収集活動開始（以降、市内各地で実施）
9/27 (火)	8:30		住家の被害認定調査業務第2次調査開始
	9:00	内閣府副大臣等現地視察	本部長（市長）等現地視察・内閣府副大臣等を案内（承元寺取水口、清水区清地・小河内ほか）
	9:30		各自治会へ支援物資を配布
	10:00		副本部長（副市長）現地視察
	10:00	国土交通省の散水車による生活用水給水活動	
	10:00		災害ボランティアセンターで被災者ニーズに対する電話受付開始
	11:00		中部電力に対し、水見色に発電機車の配置を要請
	12:00		ボランティア事前登録開始・ホームページ上の専用フォーム（県社協）にて受付
	13:00		清水区の地域包括支援センターを通じて水等を配布
	13:00		要配慮者等に飲料水を配布
	13:00		要請があった自治会に消毒用薬剤を配布
	14:00		静岡県庁内で内閣府副大臣等への緊急要望及び意見交換会
	18:36	自衛隊が承元寺取水口の土砂撤去を開始	
	22:00	地区単位での大規模な孤立解消 佐久市から飲料水の配布申出	
			国土交通省に対し、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を要請 静岡県に林道施設災害復旧事業の応援を要請
9/28 (水)	1:04	自衛隊が承元寺取水口の作業終了	
	10:00		高齢者施設、介護施設、障害者施設等へ飲料水や携帯トイレの配布
	12:00	佐久市から飲料水を受領	
	12:00		清水庁舎に君津市のトイレトレーラーを設置
	13:00		承元寺取水口の取水再開
	13:00		住家の罹災証明書交付開始
	15:00	清水港湾事務所が河岸の市にて飲料水を配布	
	16:00	三島市から救援物資（液体ミルク720缶）を受領	
	17:00		巴川、興津ブロックで水道水の飲用開始
			富士市等へ災害廃棄物収集の応援を要請 市営住宅の一時使用室の入居開始
9/29 (木)	8:00	富士市による災害廃棄物の収集作業応援（以降、各市町による応援）	
	8:30		液体ミルクの配布（清水保健センター、清水子育て支援課ほか2か所）
	9:00		ボランティア活動開始（清水地区センター（はーとびあ）ほか3か所）

### 第3章 静岡市の災害対応

月日	時刻	災害情報・気象情報・国県等の支援	対応
9/29 (木)	9:30		<b>第2回災害対策本部検討会議</b>
	16:30		住宅の応急修理相談対応開始
9/30 (金)	8:30		災害義援金の受付開始
	9:00		三保ブロック・庵原北部ブロック・庵原系小規模配水池ブロックで水道水の飲用開始
	9:30	海上保安庁による給水支援終了	
	9:30		本部長（市長）現地視察（葵区油山、水見色）
	10:00		静岡県に林道施設災害復旧事業の応援を要請
	14:00		<b>第2回災害対策本部会</b> 障害物の除去の受付開始
10/1 (土)	8:00		宮島水管橋の応急仮工事が完成・洗管・通水作業
	8:30		農地災害現地調査開始
	9:00		本部長（市長）現地視察（清水区布沢、山切、葵区門屋ほか）
	9:00		E N E O S 遊休地大規模仮置場開設・公園等の災害廃棄物搬入開始・
	9:30		富士見ヶ丘、馬走、団地ブロック 水道水の飲用開始確認
	17:00		知事に対し、応急給水及び堆積物撤去に関する自衛隊の災害派遣撤収を要請
	17:00		知事に対し、災害廃棄物撤去に関する自衛隊の災害派遣を要請
	17:00	自衛隊による災害廃棄物の撤去決定	
10/2 (日)	8:30	自衛隊による災害廃棄物の撤去開始	
	8:30		トラック協会研修センター大規模仮置場開設・公園等の災害廃棄物搬入開始
	9:00		本部長（市長）現地視察（葵区内牧、慈悲尾、駿河区中島）
	15:00		<b>第3回災害対策本部検討会議</b>
10/3 (月)	10:00		各区に専門家による無料相談「生活なんでも相談会」の開設
	10:00		静岡県に県内市町への住家の被害認定調査の応援を要請
	11:15		本部長（市長）現場視察（ENEOS仮置場）
	13:00		本部長（市長）現場視察（押切南ふれあい公園、吉町田川沿い、トラック協会研修センター）
	16:38		静岡県に被災者給付金事務の応援を要請
	17:15		知事に対し、災害廃棄物の撤去に関する自衛隊の派遣の撤収を要求 避難行動要支援者名簿をもとに浸水被害が深刻な地域を調査 「被災者支援制度のご案内（第1版）」を公表
10/4 (火)	10:00		近隣指定都市に住家の被害認定調査の応援を要請
	15:30		和田島ブロック（南地区）で水道水の飲用開始
10/5 (水)	10:30		本部長（市長）現場視察（葵区北沼上、南瀬名）
	10:30		和田島ブロック（西地区）で水道水の飲用開始
	11:20		土砂崩落の2次被害の可能性が高い地域に早めの避難の呼びかけ
	16:05		静岡県に農地・農道・林道被害状況調査業務の応援を要請
	16:30		市長臨時会見（水道料金負担軽減と災害廃棄物の片付け）
			消防団による災害廃棄物の収集等支援 各区で災害見舞金申請窓口設置及び支給開始
10/6 (木)	8:30	富士市、伊東市による住家の被害認定調査の業務応援（以降、各市町による応援）	
	8:30	富士市、掛川市による被災者生活再建支援法関連の業務応援（以降、各市町による応援）	
	13:00		<b>第4回災害対策本部検討会議</b>
	23:15		和田島ブロック（北地区）で水道水の飲用開始

月日	時刻	災害情報・気象情報・国県等の支援	対応
10/7 (金)	14:00		<b>第3回災害対策本部会</b>
	15:05	大雨注意報（静岡市南部）発表	
	16:00		避難指示（静岡市南部）発表・緊急避難場所30か所（静岡市南部）開設
	19:24	大雨注意報（静岡市南部）解除	
	19:40		避難指示（静岡市南部）解除・緊急避難場所30か所（静岡市南部）閉鎖
10/8 (土)	8:30		宅地内土砂対策チーム相談窓口対応開始
	10:00		本部長（市長）現場視察（駿河区下川原、桃園、登呂ほか） 宅地内土砂対策チーム現地調査開始
10/9 (日)	23:54	大雨注意報（静岡市南部）発表	
10/10 (月)	0:10		避難指示発表・緊急避難場所30か所（静岡市南部）開設
	9:00		大内新田市有地の大規模仮置場開設
	9:14	大雨注意報（静岡市北部）発表	
	10:01		避難指示発表・緊急避難場所4か所（静岡市北部）開設
	10:30		<b>第5回災害対策本部検討会議</b>
	12:36	大雨注意報（静岡市北部・南部）解除	
	13:00		避難指示解除・緊急避難場所34か所（静岡市北部・南部）閉鎖
10/11 (火)	8:30		各区に被災者支援窓口を開設
	8:30		被服、寝具その他生活必需品給与等事業受付開始
	11:00		市長定例記者会見（対応状況について（9月追加補正予算案の概要））
	15:00		罹災証明持参者への住民票手数料減免開始
		静岡市に被災者生活再建支援法適用	
10/12 (水)			
10/13 (木)	9:00	参議院災害対策特別委員会現地視察	参議院災害対策特別委員会委員を案内（承元寺取水口、清水区清地・小河内ほか）
	14:00		災害廃棄物の出し方を同報無線にて周知
	14:00		静岡県に災害救助法に基づく借上げ型応急住宅の開始を要請 災害救助法に基づく借上げ型応急住宅の受付開始
	14:20		静岡市役所で参議院災害対策特別委員会委員への緊急要望及び意見交換会
10/14 (金)	9:00		政令市が中心となり災害廃棄物の清水区一斉回収（ローラー作戦）を実施
	9:00	ENEOS仮置場から処分施設(富士市)へ廃置の搬出開始	
	15:30		<b>第6回災害対策本部検討会議</b> 被災者支援窓口（葵区、清水区）に多言語通訳タブレットを設置
10/15 (土)			
10/16 (日)	14:28		静岡県に被災届出証明書受付・交付事務の応援を要請
10/17 (月)		中部農林事務所から林道施設災害復旧事業の業務応援	
10/18 (火)			
10/19 (水)	9:00		<b>第7回災害対策本部検討会議</b>
10/20 (木)	8:30		非住家の被害認定調査開始
			国土交通省に対し清水橋復旧のための応急組立橋に関する物品の借入を申請

## 第4章 検証結果

### 検証項目1 災害対策本部及び本部会のあり方

#### 【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月23日	09:00	台風接近に伴い、危機管理総室は災害配備の準備開始	<b>(1) 災害対策本部設置の時期</b> ・危機管理総室は、9月22日(木)に静岡地方気象台に連絡し、台風説明会を開催するほどの雨は予想していないことを確認した。このため、事前に危機警戒本部を設置し、防災行動計画(タイムライン)を作成せず、気象情報の発表にあわせて対応することとした。 ・危機管理総室は、災害対策本部設置に先立つ9月23日(金)朝から職員が待機し、大雨警報や土砂災害警戒情報などの発表にあわせて段階的に体制を強化するとともに、危機管理統括監の指揮のもと、関係機関からの気象・水位情報の収集、避難情報の発表や区本部・地区支部と連携した避難場所開設などの災害対応を行った。 ・9月24日(土)の市長登庁後の13時に災害対策本部を設置した。
	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い災害配備体制立ち上げ	
	19:52	土砂災害警戒情報(静岡市南部)発表に伴い配備体制強化・該当地区支部参集	
	20:15	避難指示(静岡市南部の土砂災害警戒区域などを対象)発表 (24日(土)01:50までに5回発表)	
	20:18	市長・副市長に対応報告(第1報) (静岡市南部土砂災害警戒区域の避難指示決定)	
	20:19	市長・副市長に被害状況等報告(第1報)	
	22:09	市長・副市長に対応報告(第2報) (静岡市北部土砂災害警戒区域の避難指示決定)	
	23:22	市長・副市長に被害状況等報告(第2報)	
	23:40	市長・副市長に対応報告(第3報) (巴川等浸水想定区域の避難指示決定)	
	9月24日	01:05	
01:15		静岡県から災害救助法の適用を打診、適用意思ある旨回答	
01:52		市長・副市長に被害状況等報告(第3報)	
03:29		市長・副市長に被害状況等報告(第4報)	
05:33		市長・副市長に対応報告(第5報) (安倍川等浸水想定区域の避難指示解除決定)	
06:30		静岡県から災害救助法の適用決定通知	
11:42		消防局から市長・副市長に119番入電情報等報告	
11:55		市長・副市長に被害状況等報告	
12:20		市長登庁、状況報告の指示	
13:00		災害対策本部設置	
9月25日	08:15	本部長から情報収集の指示	
	09:00	庁内打合せ	
	10:00	本部長、災害対応以外の通常公務対応	
	12:00	本部長、承元寺取水口など災害現地視察	

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月25日	14:00	本部長・副本部長に被害状況等報告(第7報)	<b>(3) 災害対策本部の役割・機能</b> ①総括部の機能 ・総括部は、災害対策本部設置直後、災害関連業務が集中した混乱期において、様々な要請・問合せへの対応、庁内及び関係機関との調整、協力協定事業者への要請などを行った。 ②各部の対応 ・各部は、地域防災計画に定められた単独で実施できる所掌事務について、災害対応を行った。 ③職員の配置 ・地域防災計画に定められた所掌事務を行うため、あらかじめ計画で定めた配置に基づき災害対応を行った。また、状況に応じ人員の再配置を行った。
	15:00	第1回検討会議	
	18:00	本部長に検討会議の結果を報告	
	21:20	本部長・副本部長に被害状況等報告(第8報)	
9月26日		以降、本部長・副本部長へ随時被害状況等報告	
	08:30	第1回本部会	
	12:30	本部長、給水箇所など現地視察	
9月27日	14:20	内閣府副大臣など現地視察調整開始	
	09:00	内閣府副大臣など現地視察対応	
	10:00	本部長、現地視察、内閣府副大臣を案内	
9月29日	14:00	本部長、内閣府副大臣への緊急要望及び意見交換	
	09:30	第2回検討会議	
9月30日	14:00	第2回本部会・総括部体制強化	
	09:30	本部長、現地視察	

### (1) 災害対策本部設置の時期

課題・問題点	原因分析
・災害対策本部の設置は、地域防災計画の設置基準では、「災害救助法が適用される程度の災害が発生するおそれがある」と判断した9月24日(土)未明、又は「災害救助法が適用」された早朝に設置すべきであったが、24日(土)13時の設置となり、職員への周知も遅れたため、早期に全庁的な体制に移行することができなかった。	・危機管理総室は、市長に対し速やかに災害対策本部を設置するよう進言すべきであったが、9月23日(金)の夕方から、関係機関からの気象・水位情報の収集、避難情報の発表や各区本部・地区支部と連携した避難場所開設の準備、また9月24日(土)未明以降は、刻々と変わる気象情報や停電・浸水の情報収集、関係機関・市民からの問合せなどの電話対応に忙殺されていた。 ・大規模地震に対応する訓練は定期的を実施しており、災害対策本部設置を含めて地域防災計画に基づく対応準備はできていた。しかし、令和2年以降、災害対策本部を設置する機会がなく、また、コロナ対応に追われ風水害を対象とした訓練を行わなかったため、危機管理総室は、災害対策本部の速やかな設置について、適時適切に判断することができなかった。



#### 今後の対策

##### 災害対策本部の迅速な設置

- ▶ 地域防災計画に定めた設置基準を満たした場合、遅滞なく災害対策本部を設置するとともにその実効性を担保するため、次の対策を検討する。
  - ア 災害対策本部設置基準の再検討
  - イ 発災初期における、情報収集体制の強化
  - ウ 災害の規模や種類、フェーズなどに応じた段階的な配備体制を構築するため、職員の参集基準等を見直す
- ▶ 従来の大規模地震を想定した訓練だけでなく、風水害を想定した災害対策本部設置訓練、情報収集訓練等の機能別訓練のほか、各種訓練を併せた総合防災訓練を実施する。

(2) 災害対策本部本部会開催の時期

課題・問題点	原因分析
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置後、総括部は本部会を速やかに開催しなかったため、市民に市の災害対応の方針を伝えることが遅れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月25日(日)に第1回検討会議を開催し、副本部長及び本部員は、被害・応急対応の状況を報告・共有するとともに、当面の応急対応を協議・決定しており、災害対応に注力していた。また、総括部は、報告事項における情報の精度を高めることに注力しすぎたため、第1回本部会を速やかに開催し、今後の対応方針を市民に伝えるという視点に欠けていた。</li> </ul>



今後の対策

迅速な本部会の開催

- 「災害対策本部立ち上げ後、速やかに災害対策本部会を開催する」ことを地域防災計画上に規定するとともに、必要な事前準備を実施する。
  - ア 第1回本部会の議事内容は、被害状況の報告、当面の対応方針、防災行動計画（タイムライン）の確認、職員動員の必要性などの確認などとする。
  - イ 災害対策本部立ち上げから第1回本部会までの手順や議題などを、訓練を通じて検証する。
  - ウ 本部会への参加方法は、リモートを含め柔軟に対応できるよう事前に環境を整備する。

(3) 災害対策本部の役割・機能（本部長の行動を含む）

課題・問題点	原因分析
<p>①総括部の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総括部は、状況に応じて、適時適切に基本方針案を本部長に諮ることができなかった。</li> <li>本部長は発災当初の9月25日(日)午前中に、災害対応以外の通常公務に従事したことについて、災害対応と通常公務のバランスの適切性に問題があった。</li> <li>本部長は状況が刻々と変化する初動期においては、最悪の事態を想定した緊急対応が必要となる場合があることから、現地視察について慎重に判断する必要があった。</li> </ul>	<p>①総括部の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画は総括部の役割を定めている。しかし、対応方針を実行するために必要な要領や手順は計画には明確に定められていない。また、発災直後は問合せ対応などの業務が総括部に集中し混乱したことから、必要な情報を集約・整理できなかった。このため、各部や区本部との総合調整を行う本来の機能が十分果たせなかった。</li> <li>総括部は、9月25日(日)の午前中において、本部長に対し適時適切に災害状況を報告し、優先すべき対応を進言することができなかった。</li> <li>公務を管理する市長公室は、災害対応を考慮した本部長の公務のあり方を状況に応じて適時適切に進言することができなかった。</li> <li>本部長は、常に連絡が取れる状態にあったことから、被害状況を自ら確認し応急対応などを即座に判断するために、現地視察を実施した。一方で、現地視察の際に、限られた時間ではあったが災害対応以外の公務に従事したことは、災害対策本部が設置されている状況を踏まえ、本部長自らの行動の適切性について判断する必要があった。</li> <li>本部長は、情報が少なく被害状況が正確に把握できない状況であっても、最悪の事態を想定した災害マネジメントを行う必要があった。</li> </ul>

課題・問題点	原因分析
<p>②各部間の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部は地域防災計画に明確に定められた、単独で実施できる所掌事務については、自らの判断で災害対応に当たっていたが、横断的な調整が必要な事象については対応に時間を要した。</li> <li>地域防災計画には所掌事務が定められているが「明確に役割分担が位置づけされていない事務(例えば「孤立対策」など)」、「具体的な内容が定められていない事務」、「計画上に規定されていない事務」について、総括部と各部において活動調整に時間を要した。</li> </ul> <p>③職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画に定めていた所掌事務を行うためには、計画上の人員数では期待された災害対応を行うには不十分な部があった。</li> <li>状況に応じた適切な人員の再配置が不十分であり、特定の部に負担が集中し対応に支障をきたした。</li> </ul>	<p>②各部間の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練が十分ではなく、総括部、各部、区本部が災害時に具体的に実施すべきこと、必要な調整手続きや要領を事前に定めておく必要性を認識していなかった。</li> <li>本部会以外に各部の情報を共有し、活動調整を実施する機能や組織が定められていなかった。</li> <li>地域防災計画には本部室連絡員の招集を規定しているが、総括部が招集しなかったため、各部との情報共有や連携調整が不十分となった。</li> <li>地域防災計画では「災害対応業務の所管調整に関すること」は総務部の事務分掌として定めていたが、総括部と総務部との間で役割分担が明確ではなかった。</li> </ul> <p>③職員の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部会で決められた災害時の優先事項を実施するために、通常時の業務に携わる職員を優先順位の高い災害対応業務を担当する部に再配置するなど「誰が、いつ、どのように対応するのか」など職員配置の考え方を明確にしていなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①総括部の機能強化**

- 迅速に被害情報を把握するため、総括部の情報収集・処理能力を向上させる。また、地域防災計画に定めた役割・機能を果たすよう各部の役割分担を明確にするとともに、総括部は、様々な災害を想定した訓練を繰り返し実施し、災害対策本部や関係機関との活動調整能力などを強化することで、柔軟で機能的な危機管理体制を構築する。
- 総括部は、本部長が有事の際に適切な判断ができるよう被害状況などを速やかに報告する。また、市長公室においては、有事の際の災害対応と通常公務について、状況を考慮した上で公務のあり方について本部長に対し進言する。
- 危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、総合調整に係る機能を強化することで、災害時に本部長が適時適切に状況を判断し、基本方針を示すことを補佐する。また、本部長の定めた方針に基づき災害対応を実施する部を統制・調整し、密接に連携させて総合的な災害対応を行う。
- 本部長は、災害対策本部が設置された場合など、有事の際において災害対応と通常公務のバランスの適切性について、状況を踏まえた上で判断する。特に、初動期においては最悪の事態を想定した状況判断を行うようにする。

**②③共通**

**平常時から災害時への迅速な移行と災害対応体制の強化**

- 災害対応に際して、通常業務から災害対応業務に速やかに移行するため、地域防災計画で定める総括部各班及び各部からの本部室連絡員のうち、各1名を平常時から危機管理業務に従事させる。
  - ア 総括部機能を含む、市全体の危機管理力強化プロジェクトチームを設置するとともに、災害対応業務が円滑に実施できるよう災害対応の手順等を策定する。
  - イ 災害対応手順の実効性を高めるため、各種訓練などに危機管理力強化プロジェクトチームを主体的に参加させる。

### 災害時事務分掌における役割分担の明確化

- 災害時事務分掌における役割分担などが不明確な事項については、関係部と調整し、担当部を定め、対応マニュアルなどを整備する。
- 災害時事務分掌での記載が不明確な事項：「安否不明者などの氏名公表」、「行政視察などの受け入れ」、「孤立集落への対応」、「地区支部の運用」、「仮設トイレの設置・維持管理」、「被災者への入浴支援」、「被災証明」、「物資の要請・受入・配布」、「民間協定の運用」、「遺体措置（安置所）（住民対応・埋火葬）」、「生活相談窓口」等について役割分担を明確にする。

検証項目2 応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>（災害配備体制再構築）</b>			<b>（1）初動対応</b>
9月23日	19:00	大雨警報発表に伴い災害配備体制立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月23日(金)19時の大雨警報（静岡市南部）の発表とともに、各部、区本部及び地区支部は、地域防災計画に定められた災害時職員配備基準に基づき、災害対応業務に従事した。</li> <li>災害対策本部は、断水、浸水害や土砂災害などへの応急対策を行うとともに、応急給水や災害廃棄物、建物被害認定調査など、担当部だけでは人員が不足する災害対応業務に対し、庁内で職員の動員を行った。</li> </ul>
	19:52	土砂災害警戒情報の発表に伴い配備体制強化	
9月24日	13:00	災害対策本部体制に移行	
9月25日	15:00	第1回検討会議にて対応状況共有	
	18:00	給水拠点増設に伴い、上下水道部から清水区本部へ応急給水活動の動員要請	
9月26日	08:40	上下水道部から総括部庶務班へ、応急給水活動の動員要請	
9月28日	午前	物資集積所から清水区生涯学習交流館などに飲料水を配布	
9月29日	午前	総括部庶務班にて、追加の飲料水と携帯トイレを配布	
9月30日	14:00	第2回本部会で本部長から庁内応援体制の強化を指示	
10月2日	15:00	総括部庶務班から各部へ、住家の被害認定調査の動員要請	
		民地内の土砂撤去について、関係部での対応を決定	<b>（2）給水活動関連</b>
10月4日	11:30	総括部庶務班から各部へ、災害廃棄物関連業務の動員要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月25日(日)から10月5日(水)までの間、延べ674名の職員を動員し、各給水拠点での給水活動及び会場整理を行った。</li> </ul>
10月5日	12:31	総括部庶務班から各部へ、被災者の個別訪問調査業務の動員要請	
10月16日	17:50	総括部庶務班から各部へ、被災者の個別訪問調査業務、災害救助法に基づく被災者支援業務の動員要請	<b>（3）災害廃棄物関連</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>10月6日(木)から10月13日(木)までの間、延べ224名の職員を動員し、災害廃棄物の積込補助及び大規模集積所における搬入車両誘導を行った。</li> </ul>
			<b>（4）宅地内土砂撤去関連</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>10月7日(金)から11月30日(水)までの間、宅地内に流入した土砂の自力撤去が困難な市民に対し、環境部・経済部・都市部・建設部が連携して「宅内土砂対策チーム」を設置し、延べ100名の職員を動員し、受付から現場確認、ボランティアセンターや建設業者とのマッチング、更には、職員自ら土砂撤去作業を実施するなど、早期復旧に向けた取組を行った。</li> </ul>
			<b>（5）住家被害認定調査関連</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>10月3日(月)から12月28日(水)までの間、家屋調査業務の経験がある職員延べ81名を動員し、被災家屋の現地調査を行った。</li> </ul>
			<b>（6）被災者調査関連</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>11月7日(月)から12月17日(土)までの間、延べ1,955名の職員を動員し、被災者の個別訪問を行った。</li> </ul>
<b>（国・県・他都市への応援要請）</b>			<b>（1）国土交通省中部地方整備局</b>
9月24日	10:20	日本水道協会（静岡県支部）へ給水の応援依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報連絡員と被災状況や孤立情報などを共有し、国土交通省 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）から、給水活動や土木施設の被害状況調査、応急復旧に関する助言など、様々な応援を受けた。</li> </ul>
	11:50	川崎市へ給水の応援依頼	
			<b>（2）清水海上保安部</b>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)から9月30日(金)まで巡視船(3隻、186トン)による給水活動の応援を受けた。</li> </ul>

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月24日	16:29	清水海上保安部から給水支援の申出	<b>(3) 環境省</b> ・9月26日(月)から現地情報連絡員が派遣され、災害廃棄物の収集などについて協議した。また、県外市町や静岡県へ応援要請し、9月29日(木)から23日間、計12市区から延べ385台・1,185人の収集運搬支援を受け、早期に災害廃棄物を撤去することができた。 <b>(4) 日本水道協会・他都市</b> ・9月24日(土)朝の時点で断水の発生が見込まれた直後に応援要請を行い、翌日の25日(日)から応急給水活動を実施した。また状況に合わせて追加要請を行い、10月6日(木)まで、計59水道事業者から応援を受けた。 <b>(5) 静岡県</b> ・道路及び河川の災害対応について、10月5日(水)から計59日間、災害査定の業務支援を受けた。 ・被災者給付金業務について、10月6日(木)から計35日間、7市9人に主に被災者生活再建支援金などの問い合わせ対応業務の応援を受け、適切な給付金の案内をすることができた。 ・農地災害について静岡県へ応援要請し、10月11日(火)から計23日間、延べ115人に応援を受け、現地調査及び設計業務などの支援により23件の公共災害復旧事業を事業採択することができた。 ・林道施設災害について、10月17日(月)から計12日間、延べ29人に応援を受け、復旧工法のアドバイスなどにより8件の公共災害復旧工事を事業採択することができた。 ・被災届出証明書受付・交付業務について、10月24日(月)から計24日間、6市10人に葵区及び清水区で約120件の証明書受付・交付業務の応援を受け、円滑な証明書の交付につながることができた。 <b>(6) 静岡県・指定都市</b> ・住家被害認定調査について、応援要請し、10月6日(木)から25日間、県内13市町、指定都市4市の計17市から派遣された延べ400人の職員により、約1,600件の調査を実施し、10月末には罹災証明書の申請5,014件に対し4,271件を交付(交付率85%)することができた。
	午後	国土交通省中部地方整備局から現地情報連絡員の派遣	
9月26日	午前	環境省から現地情報連絡員の派遣	
9月28日	午前	富士市などへ災害廃棄物収集の応援依頼	
9月29日	08:30	静岡県中部地域局から現地情報連絡員の派遣	
9月30日	09:16	静岡県へ盛り土調査、災害査定などの応援依頼	
10月3日	16:38	静岡県へ住家被害認定調査、被災者給付金事務の応援依頼	
10月4日	17:00	21大都市へ住家被害認定調査の応援依頼	
10月5日	16:05	静岡県へ農地、農道・林道被害状況調査業務の応援依頼	
10月16日	14:28	静岡県へ被災届出証明書受付・交付業務の応援依頼	
<b>(自衛隊への応援要請)</b>			
9月24日	以降	静岡県と自衛隊派遣の要請について相談・協議	・9月24日(土)以降、静岡県と自衛隊の災害派遣について協議を行った。9月26日(月)の第1回本部会で自衛隊の派遣要請を決定した後、直ちに県に対し災害派遣を要求した。 ・9月26日(月)以降、国・県・市の担当者と自衛隊の現地情報連絡員との間で支援内容及び対応業務の調整を行い、給水、土砂除去(浄水場建屋内)、災害廃棄物の撤去業務を円滑に進めることができた。
9月25日	15:00	第1回検討会議で派遣要請内容を検討	
9月26日	08:30	第1回本部会で派遣要請を決定	
	10:12	静岡県に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求	
	10:25	静岡県知事から陸上自衛隊に対し、災害派遣を要請	

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月26日	14:30	自衛隊の現地情報連絡員と災害対応業務調整	
	16:15	応急給水活動開始	
9月27日	18:36	承元寺取水口の土砂除去開始	
10月2日	08:30	災害廃棄物の撤去開始	
10月3日	17:15	静岡県に対し、自衛隊の派遣の撤収を要求 静岡県知事から陸上自衛隊に対し、災害派遣の撤収を要請	
<b>（民間事業者との協力協定）</b>			
9月24日	午前	協力協定締結事業者へ土木施設の被害状況調査及び応急復旧工事の支援を要請	<p><b>（1）ペットボトル飲料水の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月25日(日)に協力協定を締結する事業者2社に対し、ペットボトル入り飲料水約7万本の調達を要請し、9月27日(火)に納入された。</li> </ul> <p><b>（2）公共施設などへの仮設トイレの設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市が備蓄する組立式の仮設トイレ 24基、協力協定に基づき(一社)日本建設機会レンタル協会からリースした仮設トイレ 17基を9月27日(火)から、生涯学習交流館など公共施設 17か所に設置した。</li> </ul> <p><b>（3）物資集積拠点の開設・飲料水の輸送</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月26日(月)に、協力協定を締結する民間事業者の倉庫に物資集積拠点を開設した。</li> <li>9月27日(火)から、協力協定を締結する県トラック協会に6台の輸送用車両の派遣を要請し、物資集積拠点から各給水拠点 11か所へ水のペットボトルを配送した。</li> </ul> <p><b>（4）土木施設の被害状況調査及び応急復旧工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)から、協力協定を締結する市内の建設業協会などから土木施設の被害状況調査及び復旧工事のため、人員の派遣及び資材の提供を受けた。</li> </ul> <p><b>（5）給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などの支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)から、協力協定を締結する清水管工事システム協同組合から給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などのため、人員の派遣及び資材の提供を受けた。</li> </ul>
	08:00	協力協定締結事業者へ給水活動の応援及び被災した水道管の応急復旧などの支援を要請	
9月25日	20:00	協力協定締結事業者へ飲料水の提供を要請	
9月26日	08:00	協力協定締結事業者へ仮設トイレの設置を要請	
	12:00	協力協定締結事業者へ物資集積所の開設を要請	
	17:30	協力協定締結事業者へ飲料水の運搬を要請	
	午後	協力協定締結事業者へ災害廃棄物の収集・運搬などの支援を要請	
9月27日	09:00	協力協定締結事業者が物資集積拠点に飲料水を運送	
	10:00	協力協定締結事業者が給水拠点に飲料水を運送	
9月29日		協力協定締結事業者へ被災者支援相談員の派遣を要請	
10月11日		協力協定締結事業者へ住家被害認定調査員の派遣を要請	

(1) 災害配備体制の再構築

課題・問題点	原因分析
<p>・災害対応における膨大な業務を行うための職員の再配置ができなかった。</p>	<p>・限られた人員で膨大な災害対応業務に迫られる部があった一方で、平常時と同様の行政サービスを優先していた部があった。</p> <p>・地域防災計画において、職員の動員・配備に関する所掌事務を定めていたが、災害対策本部内において、職員を再配備するための具体的な方針を定めていなかった。</p> <p>・危機管理総室は、大規模地震を想定した業務継続計画は策定していたが、風水害など局地的な被害を想定した計画は策定していなかった。</p> <p>・全庁的な協力体制のもと、災害対応を行うという意識が全職員に浸透していなかった。</p> <p>・地域防災計画に定めていた所掌事務を行うための適正な人員配置数となっていなかった。</p> <p>・地域防災計画に定めていない膨大な災害対応業務を、災害対策本部内において適切に配分することができなかった。</p>



今後の対策

市全体の動員・再配置における基本的な考え方の策定

- 災害発生時に本部会は、優先すべき業務や停止する業務を決定するほか、災害のフェーズに応じた柔軟な職員配置を行うため、総務部と総括部は関係各部と調整し、災害の種類や規模に応じた「災害対応緊急度の高い部や、災害時における業務の選定基準」をあらかじめ整理する。
- 危機管理に対する職員の意識改革を図るための研修や訓練を実施する。
- 危機管理統括監及び総括部の役割を明確化し、機能を強化することにより、災害時に本部長が適時適切に状況を判断し、基本方針を示すことを補佐する。また、本部長の定めた方針に基づき災害対応活動を実施する部を統制・調整し、密接に連携させて総合的な災害対応を行う。
- 災害対応に際して、通常業務から災害対応業務に速やかに移行するため、地域防災計画で定める総括部各班及び各部からの本部室連絡員を平常時から危機管理業務に従事させる。
  - ア 総括部機能を含む、市全体の危機管理力強化プロジェクトチームを設置するとともに、災害対応業務が円滑に実施できるよう災害対応の手順等を策定する。
  - イ 災害対応手順の実効性を高めるため、各種訓練などに危機管理力強化プロジェクトチームを主体的に参加させる。

（2）国・県・他都市への応援要請

課題・問題点	原因分析
<p>①応援要請のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害認定、農地・農産物、農道・林道などの被害調査について、静岡県や他都市への応援要請のタイミングが遅れた。</li> </ul> <p>②関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、静岡県、自衛隊からの現地情報連絡員の意見・能力を応急対策に迅速に取り込むことができなかった。</li> </ul>	<p>①応援要請のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期において、浸水区域や中山間地域などにおける被害情報を迅速に把握できず、本市のみで対応できるレベルの災害ではないと判断することができなかった。</li> <li>地域防災計画では、応援要請などの基準、方法、事項などの考え方を示しているが、応援要請に係る詳細な手順や判断基準などの運用が定められておらず、また、各部の判断で対応していたため、応援要請の必要性が災害対策本部において共有されず、総括部が適切なタイミングや支援内容を把握することができなかった。</li> </ul> <p>②関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他都市や関係機関などに応援を要請するレベルの災害経験に乏しく、関係機関の意見などを取り入れた、迅速かつ効果的な災害対応を行うための協議・調整が十分行われていなかった。</li> </ul>



今後の対策

①応援要請体制の整備

- 被害や避難に関する情報は、災害情報共有システムなどにより総括部情報班が情報を収集する。また、被害情報以外の情報は、総括部総括班が本部室連絡員を通じて、適時適切に収集・分析できる体制を整備する。
- 令和5年4月以降、危機管理力強化プロジェクトチームにおいて、庁内の動員体制の検討と併せて、他都市への応援要請についての基本的な考え方を策定する。また、この基本的な考え方に基づく、手順や判断基準、要請先の優先順位などを受援計画としてまとめ、訓練により実効性を高める。

②関係機関との連携強化

- 国、特に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の現地情報連絡員の受入や情報共有に必要な体制を強化する。
- 県への現地情報連絡員の派遣要請を早期に実施するとともに、必要に応じて、県から市に出向している職員の活用を検討する。また、警察についても、市に出向している警察官を現地情報連絡員として活用する。
- 上記以外については、「（3）自衛隊への応援要請」を参照

(3) 自衛隊への応援要請

課題・問題点	原因分析
<p>①派遣要請に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後から危機管理総室と静岡県危機管理部との間で自衛隊の派遣要請に係る協議・調整を行うほか、災害対策本部において要請内容を検討していた。しかし、市民などへ派遣要請などに係る検討状況や、自衛隊派遣に必要な三要件の考え方などを速やかに情報発信することができず、災害対応に関する市民の不安感につながった。</li> </ul> <p>②現地情報連絡員等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣要請の内容や調整方法を具体化するための現地情報連絡員を、十分活用できなかった。</li> </ul>	<p>①派遣要請に係る情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、検討段階であっても、現状を積極的かつ正しく情報発信することが市民の安心感につながるという認識が低かった。</li> </ul> <p>②現地情報連絡員等との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の現地情報連絡員の派遣を、市町から直接自衛隊に依頼できることが周知されておらず、総括部において派遣依頼の手続きなどを知ることができなかった。</li> </ul>



今後の対策

①派遣要請に係る情報発信

- 災害派遣を要請する前の段階においても、関係機関との対応状況などを積極的に情報発信するための役割分担や手順などを定める。
- 自衛隊の活動については、災害派遣に限らず、先遣隊（現地情報連絡員等）を受け入れた場合も積極的に情報発信する。

②現地情報連絡員等との調整

- 知事からの正式な災害派遣要請の前に、先遣隊（現地情報連絡員等）の派遣を要請し、初期の被害状況調査や派遣要請手続きの支援を受ける。このほか、消防や警察などとも連携・協力体制の強化に向け、様々な災害を想定した訓練を実施することで、受入体制を強化する。

（４）民間事業者との協力協定

課題・問題点	原因分析
<p>・災害時における民間事業者との協力協定の活用の際、物資の手配や配布、運送などの手続きに時間を要した。</p>	<p>・物資などの確保から被災者への配布までに複数の協力協定を活用すること、複数の部が役割を分担し対応することとしているが、物資などの調達から配布までの一連の流れを考慮した実行性の高い役割分担と体制になっていなかった。</p> <p>・地域防災計画では、民間事業者との協力協定に関する要請を行う部や救援物資などの受入・配布などの役割分担は決まっていたが、総括部・保健福祉部・区本部との間に具体的な要請手順や受入体制などが事前に調整できていなかった。</p> <p>・協力協定を締結した総括部と物資の要請を行う部である保健福祉部において、民間事業者との連絡体制の確保に関する事前の調整ができておらず、協力協定の連絡先や担当者が最新の情報に更新されていないため連絡できない協力協定先があった。</p>



今後の対策

- 協力協定を効果的に活用できる具体的な役割分担・人員配置・手順などを定めた運用体制を構築する。
- 協力協定の連絡先や担当者を最新の情報に更新するとともに、協力協定を共有する。
- 特に、物資などの調達に関する事業者と具体的な要請手順や受入体制などを平常時から調整・整理するほか、災害時に各部・区本部が協力協定を迅速に活用できるよう訓練などを通じて準備する。

検証項目3 被害状況の調査・報告

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>(1) 住家・非住家の被害認定調査</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)に財政部調査総括班から各区本部調査班に参集指示を出し、被災家屋の概況調査と、被害認定調査の準備をマニュアルに沿って行った。また、翌日25日(日)から、住家の被害認定第1次調査(外観)も開始した。</li> <li>9月25日(日)の住家の被害認定第1次調査(外観)の実施と併せ、罹災証明書の交付申請案内を行った。また、同時に交付申請の受付準備も進め、26日(月)には、各区で受付窓口を開設した。</li> <li>9月28日(水)に、罹災証明書交付申請の受付状況から、被害の大きい清水区に重点を置いた調査体制に切り替え、被害状況調査を進めた。</li> <li>10月2日(日)以降の庁内応援は、災害時の人員不足に備え管理してきた固定資産税の家屋業務経験者名簿と、毎年当該職員を対象にした被災家屋調査研修により、応援初日から調査業務を開始した。</li> <li>10月3日(月)以降の他自治体応援は、被災家屋調査に係る研修の実施や、調査車両の確保などの受入れ体制を整え、応援初日から調査業務を開始した。</li> </ul>
9月24日	13:30	被災家屋概況調査開始	
	16:30	被災家屋概況調査終了・概況を総括部に報告	
9月25日	08:30	住家の被害認定調査業務第1次(外観)調査開始	
	17:00	現地調査結果を総括部、関係各部へ報告(以降毎日)	
9月26日	08:30	罹災証明書交付申請受付開始	
9月27日	08:30	住家の被害認定調査業務第2次(内観)調査開始	
9月28日	13:00	住家の罹災証明書交付開始	
	17:00	調査状況により調査班編成を清水区重点に変更決定	
10月2日	21:00	庁内家屋調査経験者応援依頼(被災家屋調査)	
10月3日	10:00	静岡県に県内市町応援要請(被災家屋調査)	
10月4日	10:00	近隣指定都市へ応援要請(被災家屋調査)	
10月20日	08:30	非住家の被害認定調査開始	
10月27日	08:30	非住家の罹災証明書交付開始	
<b>(2) 土砂災害調査</b>			<ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報は、関係機関(農業協同組合、自治会など)と連携をとりながら収集し、集約した情報は随時打合せスペースに掲示するなどにより、職員間で共有を図ることができた。また、静岡県には初動期は毎日、その後は定期的に報告し、情報共有した。</li> <li>集約した情報を基に被害箇所を特定し、2名1班で複数班を作り、9月24日(土)から現地調査を行った。被害が市内多数で発生したことから、所管課だけでは対応者が不足するため、他課や県に対して職員の応援依頼を行い、対応した。</li> <li>9月26日(月)からは業者手配を行いながら、危険箇所についてはバリケードの設置や通行止めの処置を行い、二次災害に備えることができた。</li> <li>その後も情報収集や現地調査を実施しながら、優先度の高い路線から対応を進め、順次通行可能な状態となった。</li> </ul>
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い当番職員参集	
9月24日	08:30	被災調査、情報収集	
9月25日	08:30	被災調査、情報収集	
9月26日	08:30	被災調査、情報収集	
	14:00	静岡県に被害概況報告(第1報)	
9月27日	08:30	被災調査、情報収集	
	14:00	静岡県に被害概況報告(第2報)	
9月28日	08:30	被災調査、情報収集	
	14:00	静岡県に被害概況報告(第3報)	
9月29日	08:30	被災調査、情報収集	
	14:00	静岡県に被害概況報告(第4報)以降も調査・報告を実施	

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>(3) 水道施設被害調査</b>			<p>・9月24日(土)朝、施設の被害状況は、河川の水位が下がり現場の安全が確保されるまで詳細を把握できなかったが、対岸の安全な場所から目視できる範囲で状況把握をすすめ、上下水道部本部へ情報提供し、対応策の検討に寄与できた。</p>
9月24日	05:40	承元寺取水口の被災を把握するも、興津川の水位が高く取水施設に接近できず対岸から被災を確認	
	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣(大規模断水の発生の可能性を伝達)	
	08:00	水道管の復旧に係る応援要請(水道組合)	
	10:20	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への応援要請	
	11:40	大平山配水システムの断水発生	
	12:00	興津川の水位が低下したため、施設の被害調査を開始	
	13:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への応援要請	
	15:00	給水拠点での応急給水開始(給水拠点10か所、遅延箇所もあり)	
9月25日	07:00	承元寺取水口流木等撤去、職員・業者で作業開始～9月27日	
9月26日	09:00	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請	
	13:00	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への追加応援要請	
	22:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請	
9月27日	12:00	取水口閉塞原因の確認	
	13:00	宮島水管橋、復旧に係る現地調査	
9月28日	09:00	宮島水管橋復旧作業～10月1日	
	13:00	承元寺取水口、取水再開	

(1) 被害状況の調査

課題・問題点	原因分析
<p>①被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所で大規模な浸水被害や土砂崩れなどが発生したほか、広範囲で断水したが、災害対策本部は被害状況の全体像を迅速に把握することができなかった。</li> </ul> <p>②調査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一の被害箇所を各部が重複して調査するなど、効率が悪かった。</li> </ul>	<p>①被害状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部において、被害の全体像を把握する方法として、ドローンやオフロードバイクによる調査開始時期の遅れや、消防ヘリコプターの活用ができなかったことに加え、広範囲を迅速に把握する方法が不十分であった。</li> <li>災害対策本部において、人的被害以外の被害調査対象について、優先順位などを定めていなかった。</li> <li>災害対策本部において、他都市との協力協定を締結していたが、迅速に活用することができなかった。</li> </ul> <p>②調査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の調査体制（連絡体制、役割分担、タイミングなど）を各部で決めていたが連携した体制が構築されていなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①被害状況の把握**

- どのような調査方法を活用することが、被害状況の全体像を迅速に把握するために必要なのか、調査対象、範囲などの項目及び、調査時期、優先順位を明確にする。
- 既存の調査方法の運用を見直すとともに、新たな調査方法に係る事業者などへの情報収集及び比較検討を行い、導入可能な調査方法を検討する。
- 上記以外については、検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照
- 人的被害以外の被害調査対象の優先順位を決めるため、必要な基本的な方針を事前に策定し、明確にする。
- 災害状況に応じた被害調査対象を洗い出し、調査の活用目的、内容を明確にし、調査対象の優先順位付けを行う。
- 上記以外については、検証項目1「災害対策本部及び本部会のあり方」を参照
- 災害状況に応じた、応援依頼基準（どこに、いつ、どのくらいの規模で、どんな応援を、なんのために、どの協力協定で、資格・能力など条件の有無など）を明確にする。
- 基準を満たした際、速やかに応援依頼ができるよう応援要請に係るルールを策定し、関係部間でもルールに関する情報共有や、受入体制を整える。
- 上記以外については、検証項目2「応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）」を参照

**②調査体制**

- 人的被害以外の被害調査対象の優先順位を決めるため、必要な基本的な方針を事前に策定し、明確にする。
- 災害状況に応じた被害調査対象を洗い出し、調査の活用目的、内容を明確にし、調査対象の優先順位付けを行う。
- 上記以外については、検証項目1「災害対策本部及び本部会のあり方」を参照

(2) 被害状況の報告方法の明確化

課題・問題点	原因分析
<p>①調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部署は、調査した被害状況を多面的・多層的に結びつけることや重複した情報の整理に時間を要したため、初動期における迅速な意思決定や災害対応につなげることができなかった。</li> </ul>	<p>①調査結果の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部署が調査した結果を個別に報告はできていたが、個別の事象を多面的・多層的に結び付け、迅速な意思決定や災害対応につなげるための報告方法を事前に決めていなかった。</li> <li>災害情報共有システムへの入力手順は示されていたが、災害情報共有システムによる報告すべき事項（被害規模・位置情報・現場写真・重要度など）のルールを定めていなかった。</li> <li>災害対策本部において、本部会において報告すべき事項（重要性・緊急性の高いもの、共有すべきもの）が決められていなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

①調査結果の報告

- 災害状況に応じた、応援依頼基準（どこに、いつ、どのくらいの規模で、どんな応援を、なんのために、どの協力協定で、資格・能力など条件の有無など）を明確にする。
- 基準を満たした際、速やかに応援依頼ができるよう応援要請に係るルールを策定し、関係部間でもルールに関する情報共有や、受入体制を整える。
- 上記以外については、検証項目2「応援体制（庁内、国・県・他都市、自衛隊など）」を参照
- 初動期において必要な報告項目を洗い出し、災害情報共有システムにおける被害状況に応じた報告のルール（被害規模・位置情報・現場写真・重要度など）を策定する。
- ルールに基づき、各種の被害状況を想定した定期的な報告訓練を行うとともに、そのフィードバックを行う。
- 上記以外については、検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照
- 災害の被害状況に応じた対応方針やその具体化を想定したモデルケースをつくる。
- 優先的に報告すべき対象、範囲などの項目や、報告時期を取り決めておく。
- 上記以外については、検証項目1「災害対策本部及び本部会のあり方」を参照

(3) 特定の項目に対する被害状況の調査

課題・問題点	原因分析
<p>①住家の被害認定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期（被災後約2週間の期間）において、調査に時間を要し、罹災証明書の交付までに当初想定した2週間を超える日数を要した。（9月受付分：平均17日）</li> </ul> <p>②非住家の被害認定調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非住家の被害認定の調査方法などの決定までに時間を要した。</li> </ul> <p>③土砂災害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災情報の内、経済部の担当以外の情報については、担当部の特定に時間を要してしまった。また、発災直後は、私有地の土砂撤去について速やかに対応できない案件が多く、市民の求める対応が取れなかった。</li> </ul> <p>④水道施設被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取水施設の被害について、河川の水位が下がり現場の安全が確保され、かつ、目視できる状態になるまでに時間を要し、現状把握や復旧方法の検討に遅れが生じた。</li> </ul>	<p>①住家の被害認定調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概況調査において、被害の全体像を的確に把握することができず、実際の被害規模に見合った体制を構築するのが遅れた。</li> </ul> <p>②非住家の被害認定調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非住家の被害認定の調査方法について、国の指針がなく、財政部においても事前に詳細な取り決めがされていなかった。</li> </ul> <p>③土砂災害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況が斜面崩壊という土砂災害の被害情報だけでは、道路法面、畑、山林など、様々な状況があるため担当部が特定できなかった。</li> </ul> <p>④水道施設被害調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川増水時の危険な状況下において、河川の水位が下がり現場の安全が確保されるまで調査ができなかったことに加え、施設復旧作業に関する知識、経験が不足していた。</li> </ul>



今後の対策

①住家の被害認定調査

- どのような調査方法を活用することが、被害状況の全体像を迅速に把握するために必要なのか、調査対象、範囲などの項目、調査時期、優先順位を明確にする。
- 導入可能な方法については導入計画を作成する。
- 今回の事例をもとに他自治体（指定都市・県内自治体など）への応援要請や、受入体制（調査車両・宿泊施設など）などの課題を洗い出す。
- 洗い出した課題に係る改善策を検証し、手順を整える。

②非住家の被害認定調査方法

- 非住家の罹災証明書には、国の指針がなく、詳細な取り決めもなかったため、証明書に記載が必要な項目を検証する。
- 他自治体の非住家の罹災証明に関する事例や、台風第15号で調査を行った職員から聴取を行い、今回の調査方法を検証する。
- 検証結果をもとに、マニュアルを更新する。
- 毎年実施している住家の被災家屋調査研修に、非住家調査も組み込み、台風第15号の調査に関する事例報告や、更新したマニュアルで研修を行う。

**③土砂災害調査**

- 今後の対策は、検証項目9「土砂災害」を参照

**④水道施設被害調査**

- 今後の対策は、検証項目7「断水」を参照

**(4) 特定の項目に関する被害状況報告**

課題・問題点	原因分析
<p>①水道の被害施設の適切な報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害状況と断水に関する市民への影響度や復旧見込みを災害対策本部内において十分に共有できなかった。</li> </ul>	<p>①水道の被害施設の適切な報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の増水による施設への被害をあらかじめ想定した報告の方法（報告ルート・手順・重要度・タイミング）が明確にされていなかった。</li> <li>・河川の水位が下がり現場の安全が確保され、かつ、目視できる状態になるまでに時間を要した。</li> </ul>



**今後の対策**

**①被害施設の適切な報告**

- 想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通など）などを設定し、各設定に基づき報告すべき情報や伝達方法について検討する。
- 想定に基づき職員への研修、訓練を実施する。
- 上記以外については、検証項目7「断水」を参照

検証項目4 情報の収集・共有・発信

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
		(1) 災害情報の収集 (2) 情報の集約と共有	(1) 災害情報の収集
		①職員参集など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の接近時から災害配備の準備を進め、大雨警報の発表とともに即座に職員の災害配備体制を迅速に立ち上げ、土砂災害警戒情報の発表にあわせ、市内の避難場所における避難者の受け入れ体制を速やかに構築し、各部の参集状況や参集人数、避難場所の開設状況や避難者数について、災害情報共有システムを活用した情報収集を行った。</li> </ul>
9月23日	09:00	台風接近に伴い、危機管理総室は災害配備の準備開始	
	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い職員参集、災害情報共有システム・災害配備立ち上げ	
	19:19	大雨警報(静岡市北部)発表に伴い職員参集	
	19:52	土砂災害警戒情報発表(静岡市南部)に伴い該当地区支部参集	
	22:05	土砂災害警戒情報発表(静岡市北部)に伴い該当地区支部参集	
	22:50	浸水害の恐れにより全地区支部当番職員参集指示	
9月24日	09:00	調査班(ドローン)参集指示(10/22まで28回飛行)	
9月26日	10:50	オフロードバイク隊参集指示(10/14まで18回出動)	
		②災害対策本部	
9月23日	19:50	市長・副市長に対応報告(第1報) (南部土砂災害警戒区域等の避難指示決定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報発表中において、被害が発生する可能性がある地域の住民に対して避難情報の発表を行うため、静岡地方気象台からの情報や河川の水位などを定時的に収集するとともに、災害が発生するおそれを予測し、その内容について速やかに市長、副市長と共有するほか、市民が災害から身を守る行動を促した。</li> <li>・災害における応急対応や復旧復興などの災害対応のほか、生活再建に向けた支援を行うため、災害情報共有システムにより収集した被害情報を整理するとともに、関係部に対する情報共有を行った。特に、土砂に対する家屋の被害報告や宅地内における土砂撤去のニーズについて、多くの情報を建設部と共有し、宅地内土砂撤去チームでの対応につなげた。</li> <li>・本部会及び検討会議において災害対応を検討するため、各部や調査班(ドローン)、オフロードバイク隊が収集した情報をとりまとめるとともに、本部会で共有することで、応急対応等の実施につなげた。</li> </ul>
	21:00	市長・副市長に被害状況等報告(第1報) 以降、市長・副市長へ随時被害状況等報告	
	21:40	市長・副市長に対応報告(第2報) (北部土砂災害警戒区域等の避難指示決定)	
	23:30	市長・副市長に対応報告(第3報) (巴川等浸水想定区域の避難指示決定)	
9月24日	00:30	市長・副市長に対応報告(第4報) (安倍川等浸水想定区域の避難指示決定)	
	05:00	市長・副市長に対応報告(第5報) (安倍川等浸水想定区域の避難指示解除決定)	
9月25日	15:00	第1回検討会議 ・施設・ライフラインの被害状況、対応状況 ・被災家屋概況調査実施状況・罹災証明書申請窓口の開設予定 ・災害ボランティアセンター開設予定 ・災害廃棄物・通常廃棄物回収 ・取水口・宮島水管橋などの被害状況及び対応見込み ・断水及び応急給水対応状況など	
9月26日	08:30	第1回本部会 ・災害廃棄物排出状況・処理の概要 ・孤立地域の状況 ・市立清水病院への給水に伴う自衛隊の派遣要請など	
9月29日	15:00	第2回検討会議 ・生涯学習交流館の運営状況(給水・仮設トイレ) ・被災者支援窓口の設置予定 ・医療機関、福祉施設貯水タンクへの給水状況 ・災害廃棄物回収状況・仮置き場設置予定など	
10月2日	15:00	第3回検討会議	

月日	時刻	主な動き	対応状況
10月2日		・清水区布沢地区土砂崩落に関する早期避難呼びかけ ・自衛隊による災害廃棄物撤去状況・今後の処理体制など	
10月6日	13:00	第4回検討会議 ・土砂災害の2次的災害リスクの高い場所に対する早期避難呼びかけ ・災害廃棄物収集計画・周知方法 ・宅地内土砂撤去チーム結成・実施体制など	
10月7日	15:00	第3回本部会 ・断水の復旧及び水道料金の減額など	
③119番入電			
9月23日	20:00	消防局の態勢を「警防準備態勢」とし、警防課及び指令課員を動員・警防課内に「警防準備室」を設置 災害情報及び消防団活動情報などの収集・整理	
9月24日	02:12	河川増水による住居内孤立事案に4隊出動、3名救出	
	03:28	道路冠水による屋外孤立事案に12隊出動、11名救出	
	07:19	濁流が建物内に押し寄せた孤立事案に6隊出動、8名救出など 各種要請に対応	
	10:00	市長・副市長へ入電状況及び被害状況を情報提供 16時点で119番入電件数733件、 出動件数279件(2市2町含む)、 消防ヘリコプターによる救出など(計3件・6名)	
④断水			
9月24日	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣 (大規模断水発生の可能性を伝達)	
	07:25	大平山配水池の残量から、断水発生を見込む(3時間後) 断水の発生に係る同報無線の要請(総括部)	
	09:28	市長・両副市長への情報提供 ※以降、被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の 飲用開始などについて、随時報告	
9月26日		上下水道部から総括部へ応急給水活動への職員動員要請	
⑤孤立・道路被害			
9月24日	10:00	被災状況調査開始、メールや現地情報連絡員を通じて被災状況や孤立情報などを国と共有	
9月25日	21:00	通行止に伴う孤立世帯数を総括部へ報告、以降随時報告	
⑥被災家屋			
9月24日	13:30	被災家屋概況調査開始	
	16:30	被災家屋概況調査終了・概況を総括部に報告	
9月25日	08:30	被害認定調査開始	
	17:00	被害認定調査結果を総括部に報告、以降随時報告	
⑦災害廃棄物			
9月24日	08:30	情報収集開始	
9月25日	13:00	災害廃棄物の排出状況調査を実施、以降継続	
⑧農林被害			
9月24日		わさび田、農道、水路、農業集落排水、治山、林道、漁協、中山間地施設の被害情報収集、以降継続	
9月25日		農道、水路、治山の被害情報収集、以降継続	
9月26日		農業集落排水、林道、漁港現地調査、以降継続	

## 第4章 検証結果

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月30日	13:00	農業協同組合静岡市と農地災害現地調査に係る協議	
10月1日	08:30	農地災害現地調査(農業協同組合静岡市管内)、以降継続	
10月2日	08:30	農地災害現地調査(農業協同組合しみず管内)、以降継続	
⑨こども園等施設			
9月24日	06:00	放課後児童クラブ・子育て支援センター・児童館・市立こども園・児童福祉施設・児童相談所及び私立こども園などの被災状況を電話やメール、現場確認などで収集開始	
9月25日	13:00	断水等の影響による市立こども園の休園について、本部長・副本部長及び報道機関へ情報提供	
	18:00	断水等の影響による児童クラブ・子育て支援センター・児童館の休所について本部長・副本部長へ情報提供	
9月26日		子ども未来局所管施設の被災状況及び休園状況を集約以降も継続して被災状況を収集、集約	
⑩教育施設			
9月25日	10:00	市立小中高校、教育局所管施設の被災情報を収集、以降継続	
	13:00	市立小中高校、教育局所管施設の被災情報を子ども未来部と共有	
	16:00	断水等の影響による市立小中学校の休業について、本部長・副本部長、全議員、教育委員へ情報提供	
⑪福祉施設			
9月24日	09:00	所管施設、福祉施設(高齢、介護、障がいなど)、民営簡易水道及び公営水道給水区域外の飲料水供給施設についての現地調査を含めた被害状況の情報収集	
⑫葵区			
9月24日	06:35	葵区油山地区の旅館に濁流が流れ込み、救出の要請	
	06:50	葵区本部から消防局に対応を依頼	
	11:00	葵区水見色地区が孤立している情報を収集及び建設局と共有	
	13:30	被害情報を全地区支部に聞き取り、総括部に報告	
⑬駿河区			
9月24日	09:30	被害報告のあった地域の自治会連合会長に状況確認及び総括部に報告	
9月25日	09:00	自治会連合会長に被害状況を確認及び総括部に報告	
⑭清水区			
9月24日	14:00	清水区清地地区孤立者情報の収集 落橋により清地地区で孤立世帯があると多方面から入電 →孤立世帯数、人数などを確認し、総括部へ状況報告	
9月25日	07:50	清水区大平地区孤立者情報の収集① 大平地区で孤立世帯(2世帯3名)があると警察から入電 →総括部へ状況報告	
9月26日	12:00	大平地区孤立者情報の収集② 自力下山した人から情報を入手 清水警察署へ救助確認、警防課へ消防ヘリコプター救助の要請	
9月28日	14:00	清水区両河内地区被害情報の収集	
10月2日	午前	清水区布沢地区土砂災害情報の収集 現場確認、市営住宅への避難希望などの聞き取りを実施	

月日	時刻	主な動き	対応状況
		(3) 市民への情報発信 (4) 報道機関への対応	(1) 市ホームページの充実
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表(同、メ、ラ、HP、L)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報量を多く発信できる市ホームページの充実を図った。</li> <li>・各課が災害状況に関するホームページを作成・公開するほか、総括部広報班では、市民がそれらの情報を入手しやすくするために、「台風15号関連特設ページ」を作成・公開するとともに、市LINEアカウントにも特設ページの入口を配置した。</li> <li>・継続的に各課と連携し、必要な情報発信が継続されるように特設ページのメンテナンスを行った。</li> </ul>
	20:15	避難指示発表:市南部の土砂災害警戒区域など(同、メ、ラ、HP、緊、L、T)	
	22:10	台風第15号被害状況(HP、報)	<p>(2) SNSや同報無線などでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報発表中における災害対応や、避難場所の開設状況などの情報発信を行った。</li> <li>・プッシュ型で情報が発信できる特性を活かし、各部と総括部広報班が連携し、市LINEやTwitter、同報無線を活用し、断水の状況や給水所の設置箇所、給水の再開情報などの情報発信を行った。</li> </ul> <p>(3) インターネットを利用しない方々への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用しない方々へ情報を届けるために、広報車を使い、給水の再開や宅地内土砂の撤去のアナウンスを地域ごとに行うとともに、生涯学習交流館やスーパーの協力を得て、建物内の掲示板へ災害関連情報を記した紙の掲示などを行った。</li> <li>・コミュニティFM局の協力を受け、適宜、災害関連情報を放送するほか、市長会見や報道資料の提供を通じて、報道機関を通じた情報発信を行った。</li> </ul>
9月24日	05:00	避難指示解除:安倍川の浸水想定区域など(メ、HP、L、T)	
	11:11	広域断水の発生(同、L、T)	
	14:57	応急給水拠点の設置(同、L、T)	
	19:00	断水について第1報:断水発生・応急給水情報(報)	
	20:35	台風第15号被害状況(報) 「罹災証明書」「災害見舞金」「断水対応」「災害廃棄物」ページ公開(HP)	
9月25日	14:00	台風第15号特設ページ開設案内とリッチメニュー更新(L)	
	19:12	本部長メッセージ1:生活用水の給水見込み(L、T) 台風第15号特設ページ公開(HP) ※以降順次更新。LやTで投稿する際にはHPへ誘導	
9月26日	11:00	台風第15号の被害状況と対応状況(市長定例記者会見)	
9月27日	08:30	災害ボランティアセンター開設(L) 応急給水拠点やシャワー利用可能施設情報を生涯学習交流館やスーパーなどに紙で掲示	
9月28日	17:00	断水対応状況と今後の見込みの報道発表	
9月29日	14:55	義援金の受付口座を開設(報)	
9月30日	22:51	災害廃棄物大型仮置場の開設(L、T) 飲用水供給のお知らせ(広)	
10月1日	08:30	災害廃棄物の出し方(同)	
	09:00	生活なんでも相談会開催のお知らせ(報)	
10月2日	17:00	断水について第13報:承元寺取水口起因の断水解消(報)	
10月5日	16:30	水道料金減免と災害廃棄物仮置場の設置の報道発表 2次災害の恐れの高い地域について(報)	
10月6日	10:10	降雨時の早めの避難の呼びかけ(同、L、T)	
	10:55	生活復旧支援のための情報一覧(L、T)	
10月7日	16:00	避難指示発表(同、メ、ラ、HP、緊、L、T)	
	19:45	避難指示解除(同、メ、HP、L、T)	
	19:57	支援物資マッチングサイトの紹介(L、T)	
	20:11	宅地内土砂の撤去支援の受付開始のお知らせ(L、T)	
		※発災初日から10月7日までの主な内容を記載 ※同:同報無線、メ:市民メール、ラ:防災ラジオ、HP:ホームページ、報:報道へ資料提供、緊:緊急速報メール、L:LINE、T:Twitter、広:広報車	

(1) 災害情報の収集

課題・問題点	原因分析
<p>①情報収集の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対応において優先順位・重要度が高い情報や市民ニーズに即した情報を迅速かつ効果的に情報収集できなかった。</li> </ul> <p>②情報収集の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の災害時における情報収集体制が不十分であった。</li> </ul>	<p>①情報収集の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路復旧や施設管理など、災害時における情報収集の目的が明確であるものは、速やかに対応できていた。しかし、災害時の情報収集の基本的な方針が不明確であり、また職員の経験値が不足していたため、総括部が各部・区本部に対して情報収集する優先順位などの方針を適切に指示することができなかった。</li> </ul> <p>②情報収集の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部において、次の原因があった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 各部に散在する情報収集機能が組織的に連携して機能していなかった。</li> <li>イ 情報収集の手順などをまとめたマニュアルがなかった。</li> <li>ウ 迅速かつ効果的に情報を収集するための人員・知識・経験が不足していた。</li> <li>エ 情報収集手段（消防ヘリコプター、ドローン、オフロードバイクなど）を有効に活用できなかった。</li> <li>オ 災害情報共有システムへの入力手順は示されていたが、災害情報共有システムで報告すべき事項（被害規模、位置情報、現場写真、重要度など）を定めたルールがなかった。</li> <li>カ 総括部と区本部が事前に調整せず、避難情報の解除に伴い地区支部を早期に解散させたため、情報を十分に収集できなかった。</li> </ul> </li> </ul>



今後の対策

①情報収集方針の策定と徹底

- 様々な災害や規模を想定し、それぞれの状況の推移をイメージした情報収集の基本的な方針（案）を事前に定める。発災後は災害の状況を踏まえ、本部長の指示に基づく情報収集方針を早期に策定し、全職員に周知・徹底する。

②情報の収集体制の整備

- 災害対策本部設置、本部会における本部長の状況判断、応急災害対応の立案、市民への情報発信に必要な被害情報などを優先して、情報を収集・整理・分析する。また、情報収集の優先順位などの方針に基づき、災害情報共有システムを積極的に活用するとともに、関係機関と密接に連携した情報共有体制を整備する。あわせて、特に、総括部情報班をはじめとする全職員を対象に、関係機関と連携した情報収集・共有訓練などを実施する。
- 市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」「市民が必要とする災害情報の一元的かつ総合的な提供」「応急対策等に必要となる対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、災害時総合情報サイトを早期に構築する。
- 市民が必要とする迅速な情報提供、ニーズに基づく応急対策の立案・方針決定等につなげるため、「市民ニーズの把握・分析」ができる検索システムとして、ビッグデータ活用事業を導入する。
- 災害時における市民の途切れない情報収集や行政からの速やかな情報提供、市民から寄せられた情報に基づく迅速な支援や対策につなげるため、79か所の指定緊急避難場所にスマートフォンやタブレット等の情報端末が充電できるポータブル蓄電池を整備し、誰もが速やかに災害情報を取得・提供できる環境を整備する。

**③一元的・総合的な情報収集体制<sup>1</sup>の構築**

- 総括部が一元的に情報を収集・分析し、活用するための体制を整備する。また、本部総括部長は総括部情報班（被害や避難の状況など）及び総括部総括班（災害対応活動情報）並びに総括部広報班（情報発信）を統制するとともに密接に連携させる。

**④情報の収集・分析・発信における地区支部の役割分担の明確化**

- 区本部の情報収集体制における位置づけを明確にするため、以下の項目について検討する。
  - ア 区本部長が区内の被害状況を把握し、被災者支援に必要な状況判断・決定を行うため、区本部は必要な情報を地区支部や自治会などから主体的に収集し、分析する。
  - イ 総括部は、区本部の要求に応じ、区内で実施される各部の活動に関する情報などを、区本部へ提供する。
  - ウ 区本部は自治会等<sup>2</sup>及び地区支部からの情報のうち、対応が必要と思われる情報を、各部に提供する。
  - エ 本部会において、区本部長は区内の状況などを本部長に報告する。

**(2) 情報の集約と共有**

課題・問題点	原因分析
<p>①情報の集約・共有の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部及び区本部は、市民から寄せられた情報や地区支部などが収集した情報を精査、分類し、必要な情報を集約した上で、適時適切に情報の整理・処理ができなかった。</li> <li>・各部及び区本部は、本部会や検討会議、各部内において、対策の検討と具体化のために必要な情報を適時適切に共有・活用することができなかった。</li> </ul> <p>②災害情報共有システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報共有システムを活用した情報の集約及び共有ができなかった。</li> </ul>	<p>①情報の集約・共有の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量かつあいまいな内容の情報を整理することに追われたため、総括部は各部・区本部・地区支部から提供された情報を速やかに各部及び区本部に提供できなかった。</li> <li>・災害対策本部内において、災害対応に必要な情報の目的、情報収集の優先順位、情報集約と共有の具体的なルールを定めておらず、また、役割分担などが明確ではなかった。</li> <li>・災害対策本部は、情報処理に関する人員・知識・経験が不足していたため、迅速な情報の集約と共有などができなかった。</li> <li>・総括部に本部室連絡員を招集・配置しなかったため、情報を集約・共有できなかった。</li> </ul> <p>②災害情報共有システムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応や訓練において災害情報共有システムの運用上の課題（機能不足、情報の受け渡し、対応状況の把握などの運用ルールがないなど）を把握していたが、災害発生前に具体的な対応策を講じることができなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①災害情報の集約・共有体制の整備**

- 災害情報共有システムを活用するため、情報集約・共有のルール（被害内容・位置・写真・重要度）を策定するとともに、職員に研修や訓練を継続的に実施する。
- 総括部は災害情報共有システムや消防、道路などの個別システムを活用し、総括部情報班には被害情報や避難所情報を、総括部総括班には運用情報などをそれぞれ情報収集させ、一元的かつ総合的に情報処理できる体制を整備する。

<sup>1</sup> 本部長の判断に必要な情報を対象とする。  
<sup>2</sup> 自治会等とは、自治会及び自主防災組織を示す。

②災害時総合情報サイトの構築

- ▶ 災害情報共有システム及び防災 DX 実証（LINE などを活用して、市民からの災害情報や情報ニーズを取り込むことを目指すシステム）を一体的に運用、検証することで、令和6年10月までに災害時総合情報サイトを新規に構築する。

③消防局や警察等との情報共有体制の強化

- ▶ 消防・警察・自衛隊などの連絡調整員と連携・協力し、情報収集訓練等の機能別訓練などを実施することで、情報共有の体制を整備する。
- ▶ 自衛隊については、災害派遣要請前の先遣隊として連絡調整員の事前派遣受け入れなどを行うことで、情報共有などの協力体制を整備する。
- ▶ 災害対策本部設置前における、消防との情報共有体制・要領を整備する。
- ▶ 自衛隊や警察などの災害情報共有システムにアクセスできない関係機関に対し、システムアクセス権の付与について検討する。
- ▶ 消防情報システムの更新の際に、災害時総合情報サイトとデータ連携できるよう調整する。

(3) 市民への情報発信

課題・問題点	原因分析
<p>①情報発信の内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災初期(9月24日(土)から26日(月))の浸水や停電・道路の通行止めや崩土・断水といった被災状況、給水車や仮設トイレの設置場所といった支援策、被災箇所の復旧見込みなど、情報発信の内容や方法(ツール・発信者・スピード感)が十分でなかった。</li> </ul>	<p>①情報発信の内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水エリアでは、多くの市民が断水しつつも自宅で生活している状況にあってもかかわらず、入浴やトイレなど、生活用水への需要が高まるという市民ニーズを、災害対策本部において早期に把握できなかった。</li> <li>・総括部において、適時適切に情報の収集・集約・共有がされていなかった。</li> <li>・災害対策本部が災害時における情報発信の方針を定めることができなかった。</li> <li>・総括部広報班と総括部情報班との連携・調整体制が構築されていなかった。</li> </ul>
<p>②インターネットを利用しない方々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用しない市民に十分に情報を伝えることができなかった。</li> </ul>	<p>②インターネットを利用しない方々への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用しない市民に情報を伝えるための手段が少なかった。</li> </ul>
<p>③市民からの問合せへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの問合せに対して十分に対応することができなかった。</li> </ul>	<p>③市民からの問合せへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画では、「住民などからの問合せなどに対応する体制についてあらかじめ計画しておく」と定めているが、計画していなかった。</li> </ul>



今後の対策

①速やかで分かりやすい災害情報の発信

- ▶ 災害時総合情報サイトの構築：市民の適切な避難行動や生活再建に向けた支援、対策本部における迅速な決定等につなげるため、「迅速な被害情報の収集と集約」「市民が必要とする災害情報の一元的かつ総合的な提供」「応急対策等に必要対策本部への情報提供」ができる仕組みづくりとして、災害時総合情報サイトを早期に構築する。

- 同報無線のデジタル化：市民の迅速かつ適切な避難行動や、被災者支援につなげるため、「音声放送の明瞭化」、「スマートフォン等への文字情報の配信」など、災害時に必要な情報をプッシュ型で一斉に伝達するツールとして、同報無線をデジタル化する。
- ウェブサイトのリニューアル：災害時における安定的な情報発信、迅速な被災者支援等につなげるため、ホームページを「誰もが見やすく分かりやすい構成」、「アクセス集中時における安定稼働」ができる情報発信ツールとするため、公式ウェブサイトを更新する。
- データ放送の活用：多くの市民に必要な災害情報を提供し、速やかな被災者支援等につなげるため、「緊急情報・被災者支援情報の発信」ができる情報伝達手段として、データ放送を活用する。
- 情報端末充電環境の整備：災害時における市民の途切れない情報収集や行政からの速やかな情報提供、市民から寄せられた情報に基づく迅速な支援や対策につなげるため、79か所の指定緊急避難場所にスマートフォンやタブレット等の情報端末が充電できるポータブル蓄電池を整備し、誰もが速やかに災害情報を取得・提供できる環境を整備する。
- デジタルデバイド対策：すべての市民が、最も身近な避難所で必要な情報を速やかに取得できるように、258か所の避難所に災害情報表示用の大型モニターを設置し、すべての避難所において災害情報が取得・提供できる環境整備を行う。
- 広報車の活用：各区役所に簡易拡声器を5台配備し、公用車を活用した広報活動を実施する。また、消防団などの車両を広報車として活用し情報発信する。

## ②情報発信の内容・方法などの確立

- 災害フェーズごとに必要な情報を主体的に発信する。
- 災害のフェーズごとに市民が必要としている情報を把握するために積極的に情報収集を行う。
  - ア メディアによる報道を総括部広報班が確認し、大枠のニーズを把握する。
  - イ 総括部広報班は、総括部情報班等から得た情報や自ら SNS 上から入手した情報に基づき、市民の情報ニーズを把握する。
  - ウ 総括部総括班は、各部の運用情報を定期的に収集・集約し、総括部広報班に提供する。

## ③災害広報（災害時情報の収集・発信）の基本的な考え方と体制確立

### 基本的な考え方

- 災害広報の必要性・重要性を全職員が理解する。
- 時期に応じた情報ニーズに基づく災害広報に留意する。
- 能動的な災害広報を実施する。
- 災害のフェーズごとで異なる市民ニーズに応じた情報発信を行う。

### 情報収集・集約・共有方法

- 今後の対策は、「(2) 情報の集約と共有」を参照

### 情報発信

- 災害のフェーズごとのニーズに応じた情報を適時発信する。
- 本部会の全般状況(被害対応状況など)は公開とし、会議後に本部長が報道取材などにより、発信する。
- 報道対応窓口は一本化し、専用電話を用いて総括部広報班が行う。
- 市が持つあらゆる手段を使うとともに、報道機関や民間業者の協力も得て適時適切に災害情報を発信する。
  - ※市が把握した情報は原則公開する。

④一元的・総合的な情報収集体制の構築

- 総括部が一元的に情報を収集・分析し、活用できる体制を整備するため、本部総括部長は、情報班（被害情報・避難所の状況など）、総括班（災害対応活動情報）、広報班（情報発信）を統制調整して密接に連携させる。

⑤自主防災組織との情報伝達、自主防災組織を通じた情報発信

- 総括部、区本部、地区支部、自治会との間における情報伝達方法を確立する。  
（例）メーリングリスト、FAX 番号や電話番号リスト、LINE グループなど
- 区本部は、区内の自治会・市民からの情報ニーズを地区支部などから入手し、総括部広報班に提供する。総括部広報班はこの情報ニーズに基づき、総括部情報班や総括部総括班に対して情報ニーズを満たす情報の収集・集約を依頼し、その集約された情報を基に広報資料を作成・発信する。
- インターネットを利用しない方への対応として、総括部広報班は区本部又は地区支部に避難所などにおいて市民や自治会などに対する情報発信を依頼する。また、避難所に専用モニターを設置し、ウェブ上の情報を表示する。
- 自治会へも地区内への情報発信を依頼する。

⑥緊急時の情報発信に関する協定

- 各家庭が停電しても市の発信する情報を届けられるように、スーパー・コンビニなどと協力協定締結に向けた協議を進めるとともに、コミュニティ FM ラジオ局との協力協定見直しを進める。

⑦コールセンター設置の検討

- 市民からの問い合わせ、市民からの情報提供窓口としてコールセンターの設置を検討する。

(4) 報道機関への対応

課題・問題点	原因分析
<ul style="list-style-type: none"> <li>・断水、インフラ被害、孤立状況などの復旧見込みなど、発信すべき情報や報道機関へ伝えることができる情報が整理されておらず、報道機関からの問合せに対して十分に対応することができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部において、情報の収集・集約・共有がされていなかった。</li> <li>・総括部広報班と総括部情報班との連携・調整体制が構築されていなかった。</li> <li>・災害対策本部が災害時における情報発信の方針を定めることができなかった。</li> </ul>



今後の対策

報道機関に伝える情報は「市民への情報発信」と同じ情報

- 本部会の全般状況（被害対応状況など）は公開とし、会議後に本部長が報道取材などにより、発信する。
- 報道対応窓口は一本化し、専用電話を用いて総括部広報班が行う。

検証項目5 自治会などとの連携

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況	
<b>(自治会 (自主防災組織))</b>				
9月23日	19:00	大雨警報 (静岡市南部) 発表→当番職員参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区支部から連合自治会長、連合自主防災会長へ緊急避難場所の開設の報告を行った。</li> <li>葵区本部では、孤立集落の可能性のある葵区山間地の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施した。</li> <li>駿河区本部では、浸水被害情報があった地域の連合自治会長へ連絡し、情報収集を行った。</li> <li>清水区本部では、自治会事務局職員を通じ、自治会の必要物資、困りごとの聞き取りを実施した。聞き取りから自治会が指定する場所への飲料水ペットボトル、携帯トイレの配送や断水が長期化した地区の要配慮者への飲料水ペットボトルの個別配送を行った。</li> </ul>	
	19:52	土砂災害警戒情報 (静岡市南部) 発表→該当地区支部員参集		
	22:00	多くの市民から電話が殺到し区役所当番職員が対応 ・深夜から未明にかけて停電、浸水、避難場所、ポンプ場稼働状況の問合せや苦情など		
	22:50	土砂災害警戒地域以外の地区支部員参集		
	9月24日	未明		「清水区」浸水、断水、土砂災害などの問合せや苦情が自治会関係者や市民から急増
		07:00		「清水区」区本部への電話が更に増大区本部に正確な情報が届いておらず通報者への対応に苦慮 当番職員だけでは対応困難 ・関係部に市民への情報発信について提案 (依頼) (断水情報、災害廃棄物の処理方法、同報無線の活用、ホームページトップ画面への災害関連情報掲載など)
	9月25日	14:45		土砂災害警戒情報 (静岡市北部・南部) 解除発表 →避難指示解除及び避難場所の閉鎖指示 →避難者がいた清水区の3地区支部を除く地区支部は順次解散
		15:00		「清水区」上下水道部が生涯学習交流館10か所に給水タンクを設置 ・空の給水タンクのみ設置され、給水開始時間などの問合せが自治会関係者や市民から殺到
		17:00		「清水区」10か所の生涯学習交流館で給水作業開始 ・生涯学習交流館では、残っていた地区支部員が給水活動を補助 ・地区支部員不在の給水場所では自治会が自主的に給水活動を補助
		早朝		「清水区」各地区自治会長から給水場所に市職員がいないとの苦情が殺到 →区本部から職員を派遣 「駿河区」浸水被害情報があった地域の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施
	10:30	「葵区」孤立集落の可能性のある葵区山間地の連合自治会長へ連絡し、情報収集を実施		
	18:00	「清水区」上下水道部及び総括部から給水場所を増やすため、地区支部員に給水応援の依頼あり→区本部から該当地区の地区支部長へ26日からの給水応援を依頼		

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月26日 9月27日	07:00 以降	<p>「清水区」地区支部員が給水応援を開始</p> <p>「清水区」上下水道部から給水場所、時間変更などについての情報提供なし</p> <p>「清水区」各部から自治会長宛に臨時ごみ集積所の指定、消毒用薬剤の必要数などを要請</p> <p>自治会事務局職員を通じ自治会のニーズ（必要物資・困りごと）聞き取りを実施</p> <p>→自治会が指定する場所に飲料水ペットボトルの水、携帯トイレを配送</p> <p>→断水が長期化した地区の要配慮者に飲料水ペットボトルの水を個別配送</p> <p>→関係部への引継ぎ</p>	
<b>(水防団・消防団の活動)</b>			
9月23日	21:04 22:00 22:43 22:48	<p>巴川(上土)が水防団待機水位到達</p> <p>継川越水により水防団長尾川分団が水防活動開始</p> <p>その他の水防団も管轄区域の河川水位に応じ順次活動を開始</p> <p>足久保川が氾濫注意水位到達。その他の河川も水位上昇</p> <p>足久保川、巴川(能島)特別警戒水位到達</p> <p>その他の河川も水位上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月23日(金)：水防団は、各地域で管轄河川の巡視による氾濫危険箇所の確認や中小規模河川の越水箇所に対する土のう積み、浸水地域の住民の避難誘導を行った。</li> <li>9月24日(土)：消防団は、河川の増水に伴い住民への避難を呼びかけたほか、管轄河川や浸水状況の巡視を行った。</li> <li>9月24日(土)：水防団及び消防団は、管轄河川や周辺道路の土砂及び流木の撤去作業を行い、消防団では10月中旬まで活動を継続した。</li> <li>10月5日(水)から13日(木)まで：消防団は、葵区及び清水区で災害廃棄物の搬出作業を行った。</li> </ul>
9月24日	00:00 01:50 18:00	<p>安倍川氾濫注意水位到達</p> <p>消防団静岡第22分団が水防活動開始</p> <p>その他の消防団も順次活動を開始</p> <p>安倍川氾濫危険水位到達</p> <p>藁科川分団の水防活動終了をもって全分団が活動終了</p>	

(1) 自治会（自主防災組織）

課題・問題点	原因分析
<p>①地区支部などとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地区支部は被害状況の収集などにおいて、自治会・自主防災組織と連携が十分でできなかった。</li> <li>地区支部が解散したことにより、給水など支援情報の市民への案内が不十分となった。</li> <li>浸水被害が甚大な地区では、自主防災組織の構成員も被災し、活動ができず、区本部・地区支部と連携できなかった。</li> <li>給水応援職員の招集に時間を要したため、応急給水に従事する職員が不在となる時間があり、耐震性貯水槽からの給水や給水拠点に置かれたタンクからの給水においても自治会・自主防災組織と連携した給水活動ができなかった。</li> </ul> <p>②情報の共有化・受発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・自主防災組織に対する災害関連情報（被害状況、断水、給水、災害廃棄物対応、被災者支援）の提供が不十分であった。</li> <li>市民に必要な情報が正確に伝わらなかったため、自治会関係者をはじめとする市民の不満、不信感が高まった。</li> <li>区本部及び地区支部は、自治会などから寄せられた多くの情報などを災害対策本部内で共有することができなかった。</li> <li>災害対策本部・各部が庁内での情報共有を図ることなく連合自治会長に対し、個別に各種要請を行ったことにより自治会長の負担が増大した。</li> </ul>	<p>①地区支部などとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画上では、自治会・自主防災組織との連携、情報収集伝達などについて地区支部の役割を定めていたが、災害対策本部、区本部、地区支部が十分認識しておらず機能しなかった。</li> <li>総括部と区本部が事前に調整せず、避難情報の解除に伴い地区支部員を早期に撤収させたため、情報を十分に収集できなかった。</li> <li>地区支部の解散により、地域とのパイプ役である地区支部員が不在となったため、情報収集や情報提供が十分に行えなかった。</li> <li>応急給水は、自主防災組織の協力を得て行うこととなっていたが、自主防災組織と市との役割分担が整理されておらず、連携が不十分だった。</li> <li>自主防災組織において被災者が多く、本来の役割を遂行できなかった。</li> </ul> <p>②情報の共有化・受発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動段階で、災害対策本部内で被害状況や災害対応の共有が徹底されていなかった。</li> <li>災害対策本部内において、給水活動などの災害関連情報の共有や一元化ができていなかったため、各部・区本部との円滑な相互連携につながらなかった。</li> <li>地区支部解散や給水対応、断水復旧対応、災害廃棄物対応などが重なり、市民への迅速な情報発信が十分に行えなかった。</li> <li>災害関連情報の市民への提供について、市ホームページや SNS に頼りすぎてしまった。</li> <li>災害時の市民への情報発信手段の複合化が図られていなかった。</li> <li>市と自治会・自主防災組織の間で依頼や情報提供について、双方向の連絡系統が機能していなかった。また、災害対策本部内における情報共有が徹底されなかった。</li> </ul>



今後の対策

①地区支部などとの連携

【組織・体制の見直し】

- 地区支部の役割、情報収集伝達や参集・解散の判断や地区支部運営に関する総括部と区本部の役割分担や権限を再検討し、地域防災計画に明確に規定する。また、「地区支部災害業務対応概要」の見直しを行い、地区支部活動チェックリストに具体的な行動について示す。
- 指定避難所などの施設の開設方法(鍵の管理)、施設の利用方法、利用エリアについて施設管理者、危機管理総室(地区支部)、自治会及び自主防災組織と事前に協議する。

**【研修・訓練】**

- 災害対策本部、各区本部、各地区支部は、自主防災組織の研修会や自治会の会議などを通して自治会及び自主防災組織との連携をはかる。
- 今回の災害を教訓に自治会及び自主防災組織と実践的な訓練を継続的に実施する。

**②情報の共有化・受発信**

- 情報の収集及び分析を一本化した上で、各部、地区支部と共有する体制を整える。
- 情報の発信にあたっては、一元化するとともに、発信する内容を検討整理する。
- 災害時における広報に関する協定を再確認し、マスメディアやコミュニティ FM などとの連携を迅速に行えるようにする。
- 自治会及び自主防災組織に対する依頼内容と方法を再検討し、自治会長の負担を軽減する。

**(2) 水防団・消防団の活動**

課題・問題点	原因分析
<p>①水防本部の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団に対する活動指示及び活動状況の確認を行う職員が水防団と十分に連携できず、また、水防団員の連絡員も水防本部（危機管理総室内）に参集しなかったため、水防本部内で水防団の活動状況を十分に把握できなかった。</li> <li>・消防団の活動については、地域ごとに各分団で個々の災害対応となってしまうため、組織的な活動及び情報の集約ができなかった。</li> </ul> <p>②水防活動の情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団各分団・消防局と水防本部の間で情報共有されておらず、災害発生後の情報収集が有効に行えなかった。</li> </ul>	<p>①水防本部の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防本部は、急激な降雨に伴う被害情報の収集や避難情報の発表作業に追われ、水防団の活動状況を常時把握できなかった。また、静岡市水防計画では河川水位により水防団員が水防本部（危機管理総室内）に参集することになっていたが、職員及び水防団員に十分理解されていなかった。</li> <li>・消防団は、水害時に静岡市水防計画に基づき活動を行うこととされていたが、計画が十分に理解されておらず、水防活動体制を取ることができなかった。</li> </ul> <p>②水防活動の情報共有について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の活動内容、活動の報告方法、報告された情報の活用方法などが、水防団及び消防団に事前に明確に理解されていなかった。</li> <li>・災害時の活動内容、活動の報告方法、報告された情報の活用方法などが、事前に明確化されていなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①水防本部の体制について**

- 水防団の参集基準を見直すとともに、水防団本部役員を水防本部（危機管理総室内）に参集させ、水防団の活動状況を把握し指示を行う人員を確保する。
- 職員、水防団及び消防団員に対して研修などを実施し、水害時の活動などを周知徹底する。

**②水防活動の情報共有について**

- 水防本部と警防本部との連絡体制を強化し、消防団とも情報共有を行う。
- 水防団の活動内容の明確化と情報共有体制の確立を行う。

検証項目6 災害廃棄物

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
		(災害廃棄物対応)	
9月23日	20:30	当番班長参集	<p>(1) 全体として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園の集積所からの搬出を10月中旬までに完了、大規模仮置場での中間処理を12月末までにほぼ完了するなど、全体として速やかに災害廃棄物の対応を行った。</li> <li>部内の体制及び業務として、おおむね「災害廃棄物処理計画」に基づき対応した。</li> <li>国や他都市などとのネットワークを生かし、必要な支援を受け入れ、特に、被災経験市や自衛隊から、現場対応力の高い、機動的な応援が得られた。</li> </ul> <p>(2) 災害廃棄物の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な方法を組み合わせ、被災者の状況に応じて、市民負担を最大限軽減した回収体制とした。(臨時ごみ集積所、大規模仮置場及び清掃工場での受入れ、戸別収集、一斉回収などのローラー作戦)</li> </ul> <p>(3) 臨時ごみ集積所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園を利用することについて、都市局との連携により、早期に調整・実現した。</li> <li>一部の地域においては、自治会により自律的な設置・運用がなされ、共助が機能していた。</li> </ul> <p>(4) 大規模仮置場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災エリアに近く、住民が持込みやすい場所(大内新田)、周辺に住宅がなく、大規模な搬入や作業がしやすい場所(ENEOS(株)遊休地)に、機能を考慮して設置した。</li> <li>市LINEにより混雑状況を市民周知し、混雑回避や利用性向上を図った。</li> </ul> <p>(5) 廃棄物の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西ヶ谷清掃工場の定期点検により一部施設を停止していたが、点検スケジュールの調整や機器の安全確認などを行い、急遽、再稼働させ、臨機応変に災害廃棄物の処理にあたった。</li> </ul>
9月24日	07:30	環境部として関係班長ほかを招集	
	08:30	「災害廃棄物対策本部」設置、職員による情報収集開始	
		災害廃棄物収集方法などの対策検討	
		市民から災害廃棄物の出し方などについて問合せが寄せられ始める	
	午後	災害廃棄物の収集方法(自治会と調整の地域ごとに収集)及び市民による清掃工場への持込みを控えていただくことについて、市ホームページで周知	
9月25日	13:00	環境部として現地調査開始(6名体制) 臨時ごみ集積所(以下、集積所)としての公園利用を都市部と調整	
	夕方	集積所・排出方法について、被災地域連合自治会長へ電話で連絡	
9月26日	午前	市による災害廃棄物収集開始(集積所、戸別収集)	
		大規模仮置場の設置検討開始	
	午後	環境省から支援員の派遣 ~10月18日 災害協力協定締結業者(4団体)へ協力要請	
9月27日		大内新田市有地への大規模仮置場設置について自治会などと協議開始	
9月28日		ENEOS(株)遊休地の土地所有者に大規模仮置場設置の協力要請	
		災害協力協定締結業者による収集開始(1団体:市環境公社)	
		自衛隊災害派遣要請について静岡県及び自衛隊との協議開始	
9月29日		ENEOS(株)遊休地の土地所有者から協力承諾	
		他都市からの応援による収集開始(富士市ほか)	
9月30日		ENEOS(株)遊休地の大規模仮置場設置工事開始	
10月1日		ENEOS(株)遊休地大規模仮置場開設(市、市環境公社などの搬入のみ)	
		静岡県、自衛隊との調整会議を行い、支援決定	
		トラック協会へ大規模仮置場設置の協力要請~承諾	
		同報無線による災害廃棄物の出し方のお知らせ開始(以降随時)	
10月2日		自衛隊による災害廃棄物の撤去開始(押切の集積所2か所) ~10月3日	
		トラック協会の大規模仮置場への災害廃棄物搬入開始	

月日	時刻	主な動き	対応状況
10月2日		庶務班へ応援職員の動員要請（収集支援、大規模仮置場交通整理業務）	
10月3日		清掃工場への市民持込み受付を再開	
10月4日		ENEOS(株)遊休地大規模仮置場での市民による持込みの受付開始	
10月5日		大内新田市有地の大規模仮置場設置工事開始	
10月6日		チラシ（自治会組回覧）による収集方法の周知	
10月10日		名古屋・熊本市からの応援による収集開始	
10月13日		消防団による収集支援開始（集積所での積込み）～10月13日	
10月14日		横浜市・川崎市からの応援による収集開始	
10月18日		他局応援による収集支援、大規模仮置場交通整理業務開始～10月10日	
11月27日		大内新田市有地の大規模仮置場開設（市民による持込みの受付開始）	
12月22日		公園などの集積所からの災害廃棄物搬出完了	
3月3日		一斉回収により集積所以外での災害廃棄物収集～10月16日	
		他都市からの応援終了（計12都市）	
		ENEOS(株)遊休地、大内新田市有地での大規模仮置場への市民による持込み受付を終了し、戸別収集に切替え	
		公園等の集積所の復旧完了	
		ENEOS(株)遊休地、大内新田市有地の大規模仮置場から災害廃棄物搬出完了	
		トラック協会の大規模仮置場からの災害廃棄物搬出完了	
		※戸別収集については継続中	
		※災害廃棄物の処理（リサイクル、焼却、埋立て等）は継続中	
		※他都市応援は主なもののみ記載	

(1) 被害状況の把握・共有、部内組織体制

課題・問題点	原因分析
<p>①環境部内の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境部各班で分担して業務に対応したが、廃棄物班と収集業務班で災害廃棄物の集積箇所の調査が重複するなど、情報共有が不十分なところがあった。</li> </ul> <p>②環境部内組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期における現地調査について、効率的に行うことができなかった。</li> <li>各班における業務について、一部業務は災害廃棄物処理計画どおりの実施とはならず、臨機応変な対応を求められる場面があった。</li> </ul>	<p>①環境部内の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各班で臨機応変に業務に当たっていた一方で、各班間で実施業務などを情報共有する仕組みや手順が不十分であった。</li> </ul> <p>②環境部内組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期は被害の全体状況を正確に把握できず、調査対象地区を絞り込めない中での調査実施となってしまった。</li> <li>災害廃棄物処理計画において基本的な対応方針は示されているものの、詳細な手順などの定めがなく、検討・確認しながらの作業となった。また、「災害廃棄物の処理委託」と「仮置場の開設、管理・運営」の役割分担において、計画での想定と実務での役割分担に差異があった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①環境部内の情報共有**

- 庁内ネットワーク、大判紙、ホワイトボードなど情報共有手段を確認し、被害パターン別に運用方法を定めたマニュアルを策定する。
- 環境部各班に「情報収集・伝達担当者」を配置し、各班の業務実施に必要な被災状況、業務進捗状況などの情報を環境総括班が集約し、一元的に共有・管理する。
- マッピングなど IT・デジタル技術を活用して、災害廃棄物集積場所などに係る情報集約ができるよう、関係局と調整する。

**②環境部内組織体制**

- 災害種類、規模別、発災初動期などの段階別に、災害廃棄物処理に必要な情報を整理・リスト化する。必要な情報収集に当たり、総括部（情報班・オフロードバイク隊）、区本部（地区支部）と情報収集の連携に向けた詳細を協議する。
- 環境部各班の業務内容、参集基準など配備体制を精査し、各協力協定見直しや仮置場候補地などを盛り込んだマニュアルを策定するとともに、災害廃棄物処理計画内容の見直しを行う。
- マニュアルの実効性を高めるため、随時訓練を実施する。

(2) 応援体制（庁内、自衛隊、災害協定締結業者など）

課題・問題点	原因分析
<p>①庁内の応援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の収集運搬や大規模仮置場での警備などに係る人員確保にあたり、適時適切な動員時期・人数の調整ができなかった。</li> </ul> <p>②自衛隊への派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理に係る自衛隊派遣要請について、関係省庁・静岡県との調整に時間を要した。</li> </ul> <p>③災害協力協定締結業者など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害協力協定に基づき締結業者に支援要請したが、多くの締結業者が対応不可能な状況で、必要な支援が得られなかった。</li> </ul>	<p>①庁内の応援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動員を行う時点で業務量・内容の正確な見込みを行うための情報の把握・共有ができていなかった。また、時間差があったことにより、動員確保とその間の業務状況にズレが生じた。</li> <li>・動員の調整について、局内統括担当、業務担当、協力協定事業者との調整担当及び協力協定締結業者などの中での情報一元化、全体調整が不十分であった。</li> </ul> <p>②自衛隊への派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣要請に係る自衛隊及び関係省庁との協議・調整にあたり、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月環境省・防衛省）について、環境部内で共有されていなかった。また、関係者間で同マニュアルの解釈が共有されていなかった。</li> </ul> <p>③災害協力協定締結業者など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害協力協定の内容として、大規模仮置場における警備・誘導などの実務的な業務が想定されておらず、業務としても対応が困難なものであった。</li> <li>・災害協力協定締結業者においては、多くが通常業務の実施に手一杯となっており、さらに業者自身も被災するなど、支援に当たる余力がなく、人員・車両などの確保が困難な状況であった。</li> </ul>



今後の対策

①庁内の応援体制

- 情報収集・伝達担当者を中心に、環境部各班の実施業務を掌握し、各班の業務実施に必要となる被災状況、業務進捗状況などの情報の一元的な管理・把握を徹底する。

②自衛隊への派遣要請

- 災害廃棄物の処理に係る自衛隊の派遣要請時の手順、判断のタイミングなどを定めておく。
- 自衛隊の派遣要請に係る「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル（令和2年環境省・防衛省）」を地域防災計画資料編に盛り込むなど、総括部と協議し、具体的手順などについて検討する。
- 環境省、静岡県に呼びかけ、合同で協議する場を設け、自衛隊派遣要請の手順など、連携を強化すべき項目を共有する。また、その手順などをマニュアル化する。

③災害協力協定締結業者など

- 既存の災害協力協定締結事業者と個別に協議し、業務内容、動員可能人数・車両などを確認の上、必要に応じて協力協定業務内容の見直しを行う。
- 協力協定締結事業者については、収集運搬業務委託のあり方を見直す中で、その体制強化も検討する。
- 引き続き、全国都市清掃会議を通じた他政令市との連携を図るとともに、「21大都市災害時相互応援に関する協定」においても災害廃棄物の収集運搬に関する事項の明文化を提案する。

(3) 災害廃棄物の収集運搬（臨時ごみ集積所、戸別収集）

課題・問題点	原因分析
<p>①市民周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後の災害廃棄物の出し方（臨時ごみ集積所の場所・方法、清掃工場への持込み、戸別収集など）について、一部の市民に対し適時・適切に伝えることができなかった。</li> </ul> <p>②問合せ対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問合せ・申込み先が複数（全般、臨時ごみ集積所、清掃工場への持込み、戸別収集）あり、市民は内容に応じて個別に問い合わせる必要があった。</li> </ul> <p>③臨時ごみ集積所での排出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時ごみ集積所において、災害廃棄物が分別されずに無秩序に排出され、安全上の問題（悪臭、崩落危険性など）が生じるとともに、早期かつ円滑な収集運搬が困難となった所があった。</li> </ul>	<p>①市民周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知の方法として、市ホームページ、自治会チラシ、同報無線などで行ったものの、全ての市民に適時適切に伝える手段が確立されていなかった。</li> <li>迅速な情報発信が求められる一方で、大規模仮置場関係者や自治会などとの事前調整に時間を要した。</li> <li>災害廃棄物の臨時ごみ集積所について、事前に決められていない地域があった。</li> </ul> <p>②問合せ対応など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務（全般、臨時ごみ集積所、大規模仮置場、清掃工場への持込み、戸別収集）ごとに各班で対応しており、情報の集約、一元化が難しかった。</li> </ul> <p>③臨時ごみ集積所での排出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の分別方法などについて、市民周知が行き届かなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①市民周知及び③臨時ごみ集積所での排出**

- 総括部、区本部と連携して、災害状況を迅速に把握し、災害廃棄物の排出方法などについて同報無線、チラシ、市ホームページ、SNS、テレビなどの手段を活用して適切な情報発信を行う。
- 平常時から、臨時ごみ集積所、分別方法、発災時の集積場所の管理などについて、各区自治会連合会会議、廃棄物減量等推進員の勉強会などを通じて、自治会などと十分に協議・確認し、発災時の対応について周知する。
- 地域防災計画に公園などの臨時ごみ集積所を位置づけることについて調整する。

**②問合せ対応など**

- 発災時の市民からの問合せについて、ワンストップで対応できるよう災害廃棄物コールセンターを設置する。その手順、時期、運営方法などを定めたマニュアルを作成する。なお、将来的には市全体のコールセンター構想との整合を図る。
- 平常時から臨時ごみ集積所、分別方法、問合せ先について周知を行う。
- 災害廃棄物に係る問合せなどをワンストップで対応し、環境部各班の「情報収集・伝達担当者」と共有する体制をつくる。

(4) 災害廃棄物の大規模仮置場

課題・問題点	原因分析
<p>①設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理計画では、「水害時の仮置場」を「2、3日以内の開設に努める」としており、臨時ごみ集積所は発災後2日(9月25日(日))で開設したものの、大規模仮置場の設置に1週間の期間を要した。</li> </ul> <p>②運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開設・運営に当たり、委託業者、周辺事業者、交通管理者などとの調整に時間と労力を要した。また、開設直後は、委託業者のみの運営が困難で、市職員の補完業務が生じたこともあった。</li> </ul>	<p>①設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の把握に時間がかかったため、ごみ想定量の算出が難しく、仮置場の規模、場所の選定などの対応が遅くなった。</li> <li>候補地についてはリスト化されていたものの、今回の災害に応じた要件との適合や地権者などとの調整、搬入路の整備など受入れ体制の確保に時間を要した。</li> <li>災害廃棄物処理計画に、仮置場(臨時ごみ集積所、1次・2次仮置場)として一括して掲載されており、開設目安について個別の記載がなかった。</li> </ul> <p>②運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模仮置場の運営ノウハウがなく、体制や業務内容が確立されていなかった。</li> <li>周辺事業者への配慮、交通管理者との協議など、委託業者においても、現場での各ケースに応じた柔軟かつ適切な対応が必要となった。</li> </ul>



今後の対策

①設置

- 災害の規模、性質、発災地域のパターンごとに、周辺環境、接続道路などの条件を考慮し、仮置場候補地を最大限リスト化する。
- 発災時にスムーズに利用できるよう、リスト化した候補地の土地所管部又は地権者などとの協議・調整を行う。また、可能な所は、アスファルト舗装などの事前準備を検討する。
- 各仮置場の設置時期想定について、実態に即したものとするよう災害廃棄物処理計画の記載見直しを行う。

②運営

- 大規模仮置場運営に係る災害廃棄物の分別、保管、処理手順に加え、周辺事業者や交通管理者との協議などについてもマニュアル化する。

(5) 災害廃棄物の処理

課題・問題点	原因分析
<p>①清掃工場への災害廃棄物の持込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃工場において、災害廃棄物に混在した不適正廃棄物（災害廃棄物ではない家電や事業系一般廃棄物など）の持込みが見られ、確認作業が効率的に行えず受付窓口で混乱することがあった。</li> <li>・発災直後、一時的に災害廃棄物の清掃工場への市民の持込みを控えるよう周知したが、その後、持込みが可能となった時点での周知が市民に行き届かなかった。</li> </ul> <p>②大規模仮置場からの処分先の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模仮置場に持ち込まれた災害廃棄物の処分先の決定と処理困難物の処理に時間と労力を要した。</li> </ul>	<p>①清掃工場への災害廃棄物の持込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付で罹災証明書を確認するなど、確認体制や手順が明確に定められていなかった。</li> <li>・市ホームページ、チラシなどで案内を行ったが、周知が十分でなかった。</li> </ul> <p>②大規模仮置場からの処分先の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処分先の設定など、災害廃棄物を処理する体制や手順の詳細が定められていなかった。</li> </ul>



今後の対策

①清掃工場への災害廃棄物の持込み

- 災害廃棄物受入れ時の罹災証明書などの確認体制、手順などを定め、マニュアル化し、適切な窓口対応を行う。
- 平常時から、収集の委託業者に対し、受入手順などを周知・徹底する。
- (再掲) 総括部、区本部と連携して、災害状況を迅速に把握し、災害廃棄物の排出方法などについて同報無線、チラシ、市ホームページ、SNS、テレビなどの手段を活用して適切な情報発信を行う。
- 清掃工場への市民の災害廃棄物持込みの取扱い基準について、大規模仮置場の設置状況や災害廃棄物の戸別収集の実施状況に応じて、定めておく。
- 平常時から、市民、自治会、搬入事業者などに対し、災害時の災害廃棄物の清掃工場への持込み受入手順などを周知する。

②大規模仮置場からの処分先の決定

- 災害廃棄物の処分委託の締結手順などのほか、他都市への搬入協議に関する手順を定めたマニュアルを策定する。

検証項目7 断水

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>(断水対応)</b>			
9月24日	00:11	警戒待機(上下水道部災害対策本部長)	<p><b>(1) 応急給水活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)朝の時点で断水の発生が見込まれた直後に、日本水道協会(県支部・中部地方支部)や他都市への応援要請を行い、人員や車両手配に1日程度時間を要する応援事業体を、9月25日(日)の応急給水活動時から配備した。また、状況に合わせて追加要請を行った。</li> <li>応急給水でこれまで実施したことのない24時間対応を行い、多様化する市民の生活様式への対応を行った。</li> <li>渇水対策の『水の相互運用事業』で整備していた送水施設の「南・北ルート」を活用し、平常以上の送水量で運転することで、一部地域の断水発生を回避した。</li> <li>一部地域ではあったが、耐震性貯水槽の操作を市民が自発的に行うことができ、従前からの防災訓練の経験が活かされた。</li> </ul> <p><b>(2) 情報収集と情報発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月24日(土)は、興津川の増水により施設へ直接接近できなかったが、安全確保した上で対岸から可能な限り状況把握に努め、その情報を対応検討に活かした。</li> </ul> <p><b>(3) 断水関連対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>断水時の被災者支援として自宅で水を使わない生活に対応できるよう、関係部で調整などを行った後、給水拠点などでの携帯トイレ配布、各小学校への仮設トイレ設置、市所有の入浴施設の無料提供などを実施した。</li> </ul>
	05:37	上下水道部災害対策本部設置	
	05:40	承元寺取水口の被災把握(興津川の水位が高く、取水施設に接近できず、対岸から被災を確認)	
	07:10	上下水道部連絡員を危機管理総室に派遣(大規模断水の発生の可能性を伝達)	
	07:25	大平山配水池の残量から、断水発生を見込む(3時間後)	
	07:30	宮島水管橋の落橋を目視により確認	
	07:38	断水の発生に係る同報無線の要請(総括部)	
	08:00	水道管の復旧に係る応援要請(水道組合)	
	09:00	市ホームページへの断水情報の掲載 ※以降、被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の飲用開始などについて、随時報告	
	09:28	市長・副市長(二役)への情報提供 ※被災状況、応急給水活動、復旧作業、水道水の飲用開始などについて、随時報告	
	10:20	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への応援要請	
	11:00	給水拠点の設置準備	
	11:11	同報無線による断水情報発信 ※以降、随時	
	11:40	大平山配水システムの断水発生	
	11:50	応急給水に係る川崎市への応援要請	
	12:00	興津川の水位が低下したため、施設の被害調査を開始	
	12:50	LINEによる断水情報提供 ※以降、随時	
	13:00	給水拠点の設置などに係る応援要請(水道組合)	
	13:06	Twitterによる断水情報提供 ※以降、随時	
	13:25	市ホームページへの給水拠点の掲載 ※以降、随時	
	13:30	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への応援要請	
	14:57	LINEによる給水拠点情報提供 ※以降、随時	
	15:00	給水拠点での応急給水開始(給水拠点10か所、遅延か所もあり)	
	19:00	断水に係る報道提供(第1報) ※以降、随時(全18報)	

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月24日	20:28	川崎市応援隊、門屋浄水場到着	<b>(4) 応急復旧活動</b> ・工業用水の緊急受水について、9月24日(土)から過去の対応などの情報に基づき準備を進め、9月25日(日)午前から静岡県・国土交通省との協議を行い、県・国の迅速な対応により、同日午後に受水を開始できた。 ・市街地エリアの復旧にあたっては、バックアップ用の井戸水の取水を増加させることや工業用水の緊急受水により、承元寺取水口の機能回復前に一部地域の通水作業に着手した。 ・宮島水管橋落橋に伴う仮設配管にあたって、河川・道路の管理者との調整、業者などによる現場作業員の確保を迅速に行った。 ・復旧活動(通水)にあたっては、様々な地域特性(高低差などの地形特性、効果的な濁水排出場所、水道管の老朽度など)などにより実施に困難を伴ったが、水圧の影響により発生が懸念された大規模な二次災害(水道管の破断、漏水など)を発生させることなく実施した。
	20:30	電話対応臨時窓口を水道総務課に設置	
	23:30	25日の給水拠点を市ホームページに掲載	
9月25日	07:00	応急給水開始(給水拠点28か所) 承元寺取水口流木などの撤去、職員・業者で作業開始 ~9月27日(火)	
	09:00	工業用水の緊急融通について、静岡県と相談、協議開始	
	09:20	LINEによる給水拠点情報提供 ※以降、随時	
	10:00	工業用水の緊急融通について、静岡県と協議完了	
	10:30	工業用水の緊急融通に係る現場確認	
	11:00	工業用水の緊急融通に係る水道管の接続作業開始、材料発注	
	12:20	工業用水の緊急融通について、静岡県を通じて国土交通省に申入れ	
	13:00	復旧計画策定のため、取水量情報、作業手順などの検討開始 工業用水の緊急融通について、国土交通省承諾	
	15:00	工業用水の緊急融通開始	
9月26日	07:00	応急給水開始(給水拠点28か所)	
	09:00	応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請	
	11:00	市長定例記者会見	
	13:00	応急給水に係る日本水道協会(静岡県支部)への追加応援要請	
	16:30	応急給水に係る個別都市(7都市)に応援要請	
	18:16	清水区自治会連合会への情報提供	
	22:30	一部地域で、水道管に水道水を満たす作業を開始 応急給水に係る日本水道協会(中部地方支部(名古屋市))への追加応援要請 市内公共施設でのシャワー・給水などの無料開放を開始	
9月27日	07:00	応急給水開始(給水拠点29か所)	
	12:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請	
	13:00	宮島水管橋、復旧に係る現地調査	
	17:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請	
	18:36	自衛隊による承元寺取水口復旧作業開始 ~9月28日(水)1:04	
	20:30	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請	
9月28日	07:00	応急給水開始(給水拠点41か所) ※一部24時間対応	
	08:00	宮島水管橋復旧作業 ~10月1日(土)	

## 第4章 検証結果

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月28日	12:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請	
	13:00	承元寺取水口、取水再開	
	17:00	水道水の飲用開始(巴川・興津ブロック) 法務省による入浴支援を開始 千葉県君津市からトイレトレーラーの支援	
9月29日	07:00	応急給水開始(給水拠点32か所) ※一部24時間対応	
	19:00	応急給水に係る個別都市(1都市)への応援要請	
9月30日	07:00	応急給水開始(給水拠点32か所) ※一部24時間対応	
	09:00	水道水の飲用開始(三保、庵原北部、庵原系小規模ブロック)	
10月1日	07:00	応急給水開始(給水拠点23か所) ※一部24時間対応	
	09:30	水道水の飲用開始(富士見ヶ丘、馬走、団地ブロック)	
10月2日	07:00	応急給水開始(給水拠点15か所) ※一部24時間対応	
10月3日	07:00	応急給水開始(給水拠点14か所) ※一部24時間対応	
	13:30	工業用水の融通終了	
10月4日	07:00	応急給水開始(給水拠点14か所) ※一部24時間対応	
	15:30	水道水の飲用開始(和田島ブロック(南地区))	
10月5日	07:00	応急給水開始(給水拠点5か所) ※一部24時間対応	
	10:30	水道水の飲用開始(和田島ブロック(西地区))	
10月6日	07:00	応急給水開始(給水拠点3か所) ※一部24時間対応	
	23:15	水道水の飲用開始(和田島ブロック(北地区))	
	23:20	断水に係る報道提供(第18報) ※最終	
10月7日	07:00	応急給水開始(給水拠点3か所)～12:00	
10月11日	08:30	各給水拠点の応急給水タンク(1トン)回収	

(1) 応急給水活動

課題・問題点	原因分析
<p>①給水計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が市民の求める給水量（飲料水と生活用水（トイレや風呂など）と本市の応急給水における計画給水量（飲料水1人1日3リットル）のギャップを早期に認識できず、初動期における断水対応・関連対策の方針を決定できなかった。</li> </ul> <p>②給水活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水の影響範囲と復旧見通しを適時適切に情報発信できず、市民の不安と混乱（給水拠点の混雑、長い待ち時間など）を招いた。</li> <li>・医療機関（災害拠点病院や透析医療機関）への応急給水において、上下水道部の給水車の配車が不十分であり、保健福祉部が臨時的に警防本部に給水を要請する必要が生じた。</li> <li>・地域防災計画と異なる場所に給水拠点を設置したため、初動期に上下水道部内でも活動が混乱した。</li> <li>・給水拠点に車で来場する市民が多く、周辺で渋滞が発生するなど影響が生じた。</li> <li>・給水拠点がどこにあるのかわからない市民が多数いた。</li> </ul>	<p>①給水計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画上の給水計画（大規模災害時には生命維持に必要な飲料水1人1日3リットル）では、上下水道部に飲料水の供給業務が定められており、今回の災害を大規模災害と認識し、その供給体制で活動を計画したものの、給水拠点での給水量の要請が生活用水を含む水量であり、給水計画の水量を大幅に上回ることとなった。</li> <li>・給水拠点（現場職員）では、地域防災計画以上に生活用水を含む多量の水需要があることを把握できたが、災害対策本部内で連絡調整がうまく行えず情報共有が不十分となり、限られた水を多くの市民に配布する方策や、断水地域での水を使わない生活のための支援策を打ち出すことができなかった。</li> <li>・飲料水の供給にあたって、上下水道部のみでは対応が困難であることが予想できたため、災害対策本部には人員の支援を、他都市などへは給水車派遣の支援要請を迅速に行うことができた。しかし、生活用水の需要に対しては、給水車による応急給水では対応が極めて困難であることの認識を災害対策本部内で共有できなかったため、自宅で水を使わない生活を継続するための支援が遅れた。</li> </ul> <p>②給水活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水初期は本市所有の給水車のみで対応せざるを得ないことや、地区支部が生涯学習交流館に設置されているという情報により、地域防災計画（小学校など）とは異なる生涯学習交流館に急ぎ給水拠点を設置した。しかし、施設管理者などとの調整が不足していたため、施設の所管部や指定管理者に急な対応を求めることとなった。また、自治会や市民への周知も不十分となった。</li> <li>・地域防災計画上の応急給水量以上の生活用水を含む水量に臨機応変に対応したため、拠点での給水活動への負担が増大し、医療機関（災害拠点病院・透析医療機関）や普段上水道を利用していない区域への応急給水に必要な給水車を配備できず、地域防災計画どおりの給水計画が実施できなかった。</li> <li>・小学校などに設置している給水栓付き受水槽を活用できなかった。</li> <li>・応急給水の需要が想定を上回り、運搬のために車で来場する市民も多かった。</li> <li>・給水拠点の場所や活動時間などについて、市ホームページやSNS、報道機関以外の発信手法が不十分だった。</li> </ul>



### 今後の対策

#### ①給水計画の検討

- 想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通）などを設定し、各設定に基づく応急給水のあり方（給水量、拠点の場所、駐車スペース、給水方法など）を検討する。
- 運搬の負担を軽減するため、組み立て式給水タンク（1トン）を配備する。
- 耐震化された水道管の貯留水を活用し、新たな応急給水拠点整備を行う。
- 新たな組織により、危機管理（防災）能力の向上を図る。

#### ②給水活動の実施

- 医療機関への給水について、優先度や供給量、施設整備などによる代替案の検討など、給水計画に係る意識共有、手順の確認を定期的実施する。
- 広域対応での災害時の透析に係る体制の確立に向けて、定期的開催される静岡市災害時透析対策協議会などで、静岡県（疾病対策課）・関係機関（透析医療機関）・庁内において継続的に協議する。
- 静岡市清水病院への応急給水の向上のため、新たな水道管の整備を行う。
- 給水拠点での広報活動（給水車・広報車など）の方法を検討する。
- 車載スピーカーを購入する。

(2) 情報収集と情報発信

課題・問題点	原因分析
<p>①情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示の解除に伴い避難場所から地区支部員を早期に撤収したため、被災状況や市民の要請など地域情報の収集が難しくなり、代替手法の迅速な構築ができなかった。</li> </ul> <p>②情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民や自治会などが求める情報を、適切なタイミングで届けることができなかった。</li> <li>給水拠点の施設管理者や自治会長などに、給水拠点で来場した市民からの苦情や問合せに対応させてしまった。</li> <li>断水の影響により、観光地などで観光客に混乱が生じた。また、生活習慣が異なる外国人へ必要な情報が届かなかった。</li> <li>断水発生直後から、生活用水を求める多数の市民が給水拠点に来場し、混雑・混乱した。</li> </ul> <p>③問合せ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報量や情報発信方法の不足などにより、市民・自治会などからの問合せが多数発生したが、周知不足により市民が適切な部に問合せを行えなかった。また、問合せが他部にも波及した。</li> </ul>	<p>①情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民からの電話問合せや現場の職員からの情報が適切に収集・整理・集約できなかった。</li> </ul> <p>②情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民に向けて「まず、どんな情報を発信すべきか」という意識が不足していた。</li> <li>水道施設の被災後、断水の発生が見込まれることを市ホームページに掲載するとともに、断水発生直後から報道提供・同報無線などの手段により情報発信を行ったが、市民への周知は十分とは言えず、数多くの問合せを招いた。</li> <li>市ホームページやSNSの活用では、様々な対象者を意識した多様な情報発信ができていなかったため、市民それぞれの情報取得方法の違いなどにより、十分な情報が行き届かなかった。</li> <li>観光客などへの情報発信が不足し、被災地域において観光施設のトイレの利用不能などの影響を周知することができなかった。また、多言語化への配慮など外国人への適切な情報発信ができなかった。</li> <li>情報発信・収集に必要な手順・手続きの理解不足や人員の不足により、情報の整理・発信が難しかった。また、報道資料の提供や同報無線の実施にあたって、内容確認に手間取り発信までに時間を要した。</li> <li>市ホームページや出前講座、市・局広報紙などにより、「自助」として市民自らが水を備蓄することの必要性、応急給水は原則として飲料水であることについてなどこれまでも周知してきたが、伝え方が不十分であり、市民などへの理解促進につながっていなかった。</li> </ul> <p>③問合せ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水拠点に関する情報提供が不十分であり、施設管理者や自治会長などと情報共有されていなかった。</li> <li>問合せに対する準備不足（人員・設備・事前周知）から、適切に対応できなかった。</li> </ul>



今後の対策

①情報収集

- 初動期における報告項目を洗い出し、項目に応じた運用ルール（被害規模・範囲・重要度など）を策定する。
- 運用ルールに基づき報告訓練を定期的実施する。
- 市民などが利用できる情報ツールを使用した、報告手順などの運用ルールを策定する。
- 当該情報ツールの使用を、広報紙や市ホームページなど機会を捉えて市民に働きかける。

②情報発信

- 市ホームページの作成や報道対応手順を理解した職員を養成する。
- 連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や書式・手順の確認など、業務量の整理を行う。
- 定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。
- 情報発信手続きにおける様式などの共通化により、確認時間の短縮を図る。
- 災害の種別や被災の規模などに基づき、情報の優先順位付けなどを行い、効率的な情報発信の運用ルールを策定する。
- 市民や観光客などが利用できる情報ツールを使用した、報告・発信手順などの運用ルールを策定する。
- 当該情報ツールの使用を、広報紙や市ホームページ、観光地での掲出、配布物など機会を捉えて市民や観光客などに働きかける。

③問合せ対応

- 平常時のサービス体制との整合を図りつつ、被災時の受付体制の仕組みを検討する。
- サービス提供の受託事業者とも連携し、復旧作業の効率化につながる仕組みとなる体制を検討する。
- よくある質問集を平常時から用意し、関係部に配布する。
- 災害時には、状況に応じたよくある質問集を提供できる仕組み・体制を検討し、関係部との情報共有により連携を強化する。

(3) 断水関連対策

課題・問題点	原因分析
<p>①関連対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水により発生する関連リスク（トイレや風呂など）について認識が不十分であり、全庁的な対応策の立案・実施が遅れた。</li> </ul> <p>②支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水時の被災者支援として、関係部で給水拠点などでの携帯トイレ配布、各小学校への仮設トイレ設置、市所有の入浴施設の無料提供などを実施したが、提供するまでに時間を要した。</li> <li>・初動期に、断水の規模（範囲）や期間について、上下水道部内における情報整理や、災害対策本部各部や区本部との共有、市民に対する全庁的な支援体制の構築に時間を要し、発信が遅れた。</li> </ul>	<p>①関連対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水に伴い自宅のトイレや風呂が使用できなくなることについて、災害対策本部内での情報連携の不足や、通常時の水道管による水道水の供給量（1人1日約280リットル）を給水車による運搬給水で代替するためには、飲料水（1人1日3リットル）の供給が限界であることを全庁的に共有できず、断水により発生するトイレや風呂といった関連リスクについての認識が不十分となり、全庁的な対応策の立案・実施が遅れた。</li> </ul> <p>②支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省や他都市、民間企業などによる入浴施設・トイレなどの提供がなされた。しかし、災害対策本部内での災害用備蓄品の提供、入浴支援をする際の役割分担や人員配置などが明確でなかった。</li> <li>・上下水道部と災害対策本部各部・区本部との情報共有や、活動に関する連携が不十分であり、全庁的な支援体制の構築ができなかった。</li> </ul>



今後の対策

①関連対策の検討

- 災害に起因する断水・土砂災害などに伴い発生する、支援を要する事案（トイレや風呂など）を想定した対応策を検討する。
- 水のペットボトルを支援物資や災害備蓄物資に含め、調達・保管・配布などの役割分担を検討する。

②支援体制の構築

- 災害の種別や被災状況（規模・範囲）などに応じた災害対応体制に基づき、職員研修や訓練を実施する。
- 機会を捉え、職員の基本的業務としての災害対応に携わる意識の醸成を図る。

(4) 応急復旧活動

課題・問題点	原因分析
<p>①復旧計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水期間が長期化（13日間）し、市民生活に多大な影響を与えた。</li> <li>・断水発生後、早急に原因を究明し、復旧見通しを立て、周知することができず、市民の不安・不満を高めた。</li> <li>・承元寺取水口への依存度が高かった。</li> </ul> <p>②復旧作業体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧作業に必要な知識・技術を有した職員が複数の作業に携わらなければならず、作業に見合った体制が構築できなかった。</li> </ul>	<p>①復旧計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被災状況や運転状況の把握ができなかった中山間地の施設では、道路事情（土砂崩落、通行止めなど）により徒歩で施設に向かい確認する必要があり時間を要した。</li> <li>・中山間地では、地域へ配水するためには複数の配水池を經由しており、その水道施設や水道管の配置場所の標高差が200メートル以上あるため、復旧のためには標高の低い施設や水道管から順番に水道水を充足させなければならないことや、既存の水道管が水圧により破損してしまったり漏水したりしないよう、時間をかけて微妙な調整をする必要があった。</li> <li>・復旧計画を検討するためには、詳細な施設状況（被災状況、運転状況）の把握が必要であったが、興津川の増水のため施設内の設備などが水没しており、水位が下がり詳細な被災状況を把握できるまで時間を要した。</li> <li>・上下水道部の技術職員が、応急給水業務や水道管内の濁り水を排除する業務などと並行して対応する必要があったため、復旧計画の策定や決定に直ちに参画できない場面があった。</li> <li>・河川氾濫による土砂や流木などにより水源地が被災し、取水口の閉塞から取水不良となり、断水被害が広域化し復旧にも時間を要した。</li> </ul> <p>②復旧作業体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断水対応初期に、応急給水や停電に伴う濁水対応に人員が必要であったため、地域特性（高低差などの地形特性、効果的な濁水排出場所、水道管の老朽度など）に見合った現場作業の指揮や、対応の長期化に伴う交代要員の確保に困難が生じた。</li> <li>・宮島水管橋落橋に伴う仮設配管にあたって、河川・道路の管理者との調整、業者などによる現場作業員の確保は迅速に行われたが、水道管の口径の検討や、道路上に露出して配管するための特殊な水道管材料の調達に一定程度の時間が必要であった。</li> </ul>



### 今後の対策

#### ①復旧計画の検討

- 災害の種別に応じた対応計画、マニュアルを整備する。
- 対応時期（初動・経過日数など）に応じた活動内容を整理する。
- 本部活動、現場活動などにおける活動内容の漏れを洗い出し、担当部や担当人員の配置を改善する。
- 迅速な復旧活動につながるよう、早期の計画立案に必要な体制を構築する。
- 応援要請手順を理解した職員を増強する。
- 外部団体との連絡・調整に係る人員を適切に配備するよう、業務内容の整理や、書式・手順などの確認など業務量の整理を行う。
- 定期的に関係団体と研修、訓練を実施し、意識共有を図る。

#### ②復旧作業体制の構築

- 取水施設の被害状況整理により、被災に至ったメカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査する。
- 緊急対策として実施可能な対策案の抽出と選定を行う。
- 既存施設を強靱な施設へ更新・整備する。
- 新たな水源確保など、承元寺取水口の機能停止を補完する代替手段について、有識者による意見・議論を踏まえて検討する。
- 検討結果に応じ、将来的な投資計画の見直しにつなげる。
- 想定する災害の規模（区域）、被災範囲（施設などの被災状況）、ライフラインの状況（電気・通信・交通）などを設定し、各設定に基づく関係部との連絡・調整など運用手順を検討する。
- 応援要請手続きなどの再確認を行うとともに、事前訓練などにより職員同士の理解促進を図る。
- 復旧に関する職員本来の技術的災害対応業務と、関連業務に係る関係部や自主防災組織との役割分担を明確化する。
- 役割に応じた活動ができるよう、研修や訓練などにより連携強化を図る。
- 復旧計画の迅速な立案のため、地域への水道水の配り方や区域を把握する職員研修を実施する。
- 各地域への水道水の配り方を考慮した復旧の見通しや順序などを検討する研修・訓練を実施する。

検証項目8 洪水・浸水害

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況	
<b>(洪水・浸水害対策)</b>				
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い各部当番班参集開始 (建設部建設班・上下水道部下水道班など)	<b>(1) 浸水被害の軽減対策</b> ・「静岡市浸水対策推進プラン」(対策地区:全41地区)に基づく排水施設の整備が完了している27地区のうち5地区では整備水準を大幅に上回る降雨であったにもかかわらず、大きな浸水被害が発生しなかった。 ・9月24日(土)から市管理河川の施設被害の有無、堆積土砂の確認などの調査を実施し、状況に応じて通水断面の確保など、次の降雨に備える対応を行った。 ・9月24日(土)8時から浸水や停電により停止したマンホールポンプ※(12か所)に対して、バキューム車や発電機などによる応急対応を速やかに行ったことで、下水道の使用制限などの市民生活への影響を防ぐことができた。 ※マンホールポンプ:自然流下で流せない汚水をマンホール内に設置したポンプにより汲み上げ下流に流す施設。	
	21:10	各班順次パトロール開始		
9月24日	00:00	当番班順次増員		
	08:00	停電に係る所管施設の対応開始		
	10:00	初動被災状況調査開始		
	15:00	停電に係る所管施設の対応終了		
9月24日	17:00	市所管一、二級河川の調査終了		
	17:00	初動被災状況調査終了		
9月26日	17:00	初動被災状況調査終了		<b>(2) 被害状況の調査・報告</b> ・当番班参集後、入手した情報から総合的に判断し、9月23日(金)深夜から人員を増員し施設被害を中心とした調査を実施した。

(1) 浸水被害の軽減対策

課題・問題点	原因分析
<p>①対策完了地区における浸水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡市浸水対策推進プラン」(対策地区：全41地区)に基づく排水施設の整備が完了している27地区のうち22地区で浸水被害が発生した。</li> </ul> <p>②新たな浸水地域での浸水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の台風や大雨で浸水被害が無かった地域でも新たに被害が発生した。</li> </ul>	<p>①対策完了地区における浸水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第15号における降雨は、静岡地方気象台で観測された時間雨量が、9月23日(金)23時に91ミリ、24日(土)の2時に107ミリと、現在進めている排水施設の整備水準である時間雨量67ミリを大幅に上回る降雨であったことから、水路や雨水管の排水能力を超え、浸水が発生した。</li> </ul> <p>②新たな浸水地域での浸水被害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県が管理する巴川の現有施設能力を上回る降雨であったため、巴川本川や支川から溢れ浸水が発生した。</li> </ul> <p>①②共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巴川流域では、強い雨が降り続いたことで巴川の水位が高い状態が長時間続き、地区内水路などの排水ができず地盤の低い土地で浸水が発生した。また、巴川の水位が計画を上回り河川氾濫の危険が生じたため、一部のポンプ施設は河川管理者である静岡県との取決めににより、排水を停止した。</li> <li>・遊水地や貯留施設は、9月23日(金)19時から23時までの大雨による雨水を貯留したが、翌24日(土)1時前後から再び降り始めた大雨により貯留機能の限界に達した。</li> </ul>



今後の対策

①対策完了地区における浸水被害軽減対策

- 大きな浸水被害を受けた対策完了地区については、令和5年度に浸水要因を分析し、新たな排水施設や貯留施設などの追加対策を検討し、令和6年度以降実施可能な地区から対策を行う。

②新たな浸水地域での浸水被害軽減対策

- 新たな浸水地域については、令和5年度に浸水要因を分析し、その結果に応じて次期の浸水対策地区として位置付け、対策の立案後、実施可能な地区から対策を行う。

①②共通

**【貯留施設などの整備】**

- 巴川本川の治水対策の強化には時間を要することから、流域内の公共用地などを活用して一時的に雨水を貯留する施設などの検討を令和5年度から実施し、実現可能なものから事業を実施する。

**【静岡県との連携強化】**

- 静岡県が実施する巴川本川の流下断面拡大(河道掘削)が円滑に行えるよう、市管理橋梁の架け替えや補強などを連携して進めるとともに、巴川本川の負担を減らす流域貯留に資する対策として、大内新田の市有地への大規模雨水調整地の整備を進める。

**【整備水準の引上げ】**

- 令和5年度に現在の排水施設の整備水準である時間雨量67ミリを、気候変動を考慮した水準へ引き上げを行い、これに基づく施設計画を立案し、浸水リスクの高い地域を次期の浸水対策地区として位置付け対策を行う。

**【雨水浸透柵の設置】**

- 道路に設置された既設集水柵を雨水が地下に浸透するよう改良し河川などへ流出する雨水を減らすため、令和5年度に巴川流域を中心に、浸透適地かつ浸水被害軽減効果が期待できる地域を選定し、設計や関係機関との調整が整い次第、令和7年度から工事を実施する。

**【想定最大降雨に対する内水ハザードマップの作成・公表】**

- 自助・共助に備えるため、市ホームページでも公表している過去の最大降雨（時間雨量112ミリ）に対する「浸水ひなん地図」（内水ハザードマップ）に加え、想定される最大降雨に対する浸水想定区域図を令和4年度に作成し、令和5年度中に関係機関との調整を行い、令和6年度にハザードマップとして作成し公表を行い、最大のリスクに対する情報提供を行う。

**（2）被害状況の調査・報告**

課題・問題点	原因分析
<p>①対応人員の不足</p> <p>・浸水に関して寄せられた多数の情報に対して、現地調査に必要な人員が不足し状況把握に時間を要した。</p>	<p>①対応人員の不足</p> <p>・浸水被害を受けている範囲が広く、参集基準に基づき上下水道部下水道班の応援職員を増員したものの、現地調査などを行うためには不足していた。</p> <p>・市民生活に直ちに影響がある所管施設の被害調査や、停電による緊急を要する対応を優先させたことで、初期段階(24日(土)12時頃)における浸水状況調査が実施できなかった。</p>



**今後の対策**

**①配備体制の見直し**

- 建設部建設班及び下水道部下水道班の各災害配備マニュアルなどの配備体制の見直しを行い、災害内容や被災状況の段階に応じた増員・他部からの応援など、柔軟な体制を構築する。

(3) 情報の収集・共有化・発信

課題・問題点	原因分析
<p>①情報収集・共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水に関する情報量が膨大であったことから整理に時間を要したことに加え、被害発生時刻が夜間から早朝にかけてであったことで、十分な情報収集が行えず初期段階（24日（日）12時頃）での浸水被害状況の把握に時間を要した。</li> <li>・停電により各班（建設部建設班・上下水道部下水道班など）が入手した情報を共有できなかった。</li> <li>・浸水に関する情報を集約する方針・体制が明確に定まっていない。</li> </ul>	<p>①情報収集・共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が広範囲に渡り、同一地区の浸水に対して重複して多数の情報が寄せられるなど、情報の整理に時間を要した。</li> <li>・紙（情報票）での膨大な情報のやりとりであり、その情報が一元管理できておらず各班（建設部建設班・上下水道部下水道班など）の中で共有化が図れなかった。</li> <li>・停電により市のネットワークが使用できず、災害情報共有システムも含め、パソコンなどによる情報の収集・共有ができない状況であった。</li> <li>・各班（建設部建設班・上下水道部下水道班など）で浸水に関する情報収集は行うものの、初期段階でそれを集約する方針・体制が明確になっていない。</li> </ul>



今後の対策

①情報収集・共有化

災害時総合情報サイトの構築

- 今後の対策は検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照

災害用無線端末の導入

- 停電時でも情報を収集できる手法として、充電式で写真共有や地図情報への反映が可能な、災害用無線端末を導入する。（令和4年度：3台／令和5年：5台（予定））

情報収集方針の確立と徹底

- 今後の対策は検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照

検証項目9 土砂災害

【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>(宅地内土砂の対策)</b>			
9月25日	15:00	第1回検討会議 災害廃棄物、土砂などは地域の公園などに排出することを合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏山の崩壊や河川の氾濫により、宅地に流れ込んだ土砂などを、自力で撤去することが困難な市民に対し、環境局・経済局・都市局・建設局が連携して、「宅地内土砂対策チーム」を発足し、延べ100名の職員が携わりながら、受付から現場確認、ボランティアセンターや建設業者とのマッチング、更には、職員自ら土砂撤去作業を実施するなど、早期復旧に向けた取組を進めた。</li> <li>・取組状況については、被災情報の受付件数が580件あり、このうち、当該事業による土砂などの撤去支援が必要な件数は239件で、既に撤去を実施したものは236件、2月末時点の進捗率は98.7%となっており、残る3件についても、土砂の撤去に向けて関係者などとの調整が整っている。</li> </ul>
9月27日		国土交通省へ補助制度について事前連絡、現場調査	
9月28日		「堆積土砂排除事業」制度調整開始	
9月29日		静岡県から災害救助法に基づく「障害物の除去」制度の事務委任通知及び実施要領を受領し、市ホームページに「障害物の除去」制度について掲載	
9月30日		国土交通省へ宅地内流入土砂の規模に関する第1報	
10月1日		宅地内土砂 現地調査開始	
10月2日	15:00	第3回検討会議 民地内の土砂回収について関係局での対応を決定	
10月6日	13:00	第4回検討会議 「宅地内土砂対策チーム」発足説明	
10月7日		「宅地内土砂対策チーム」発足	
10月8日		宅地内土砂撤去 受付開始	
<b>(交通路の確保)</b>			
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い、総括・対策要員55名及び平常時から常駐している監視要員4名による配備開始(レベル2配備)情報収集や現地対応を開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月23日(金)19時の大雨警報発表に伴い、道路・河川の被害確認や通行規制対応などに従事する職員約50名が参集。その後の降雨の状況を踏まえ、朝方までに約100名まで体制を拡大した。</li> <li>・23日(金)21時半以降、複数路線において規制雨量を超過したことから、順次通行規制を行い、国や県や県警、バス事業者へ報告・情報提供を行うとともに、市民向けにしずみちinfo(市民向けホームページ)でリアルタイムに規制情報を発信</li> <li>・23日(金)深夜から24日(土)朝方にかけて、道路被害の情報が断続的に入り、都度通行止めや業者への指示を行うとともに、孤立している住民をヘリコプターで避難させるなどの対応を行った。</li> <li>・国土交通省中部地方整備局の現地情報連絡員が24日(土)から建設局災害対策室に常駐を開始。国とのホットラインを活用するなど密に連携を取りながら情報共有や、ヘリコプターによる国・市合同での被災状況確認を行うとともに、復旧作業にあたって資機材の提供や技術支援を受けた。</li> </ul>
	21:30	複数路線において雨量規制による通行止開始 規制情報を国・静岡県・静岡県警・バス事業者などへ通知 しずみち info(市民向けホームページ)でリアルタイムに規制情報を発信 以降も規制雨量到達による通行止路線拡大に逐一对応	
	22:00 深夜	(国)362号昼居渡路肩決壊による通行止 各班増員対応(朝方までに約100人に増員) 業者に対し、状況確認やバリケード設置などの対応を依頼	
9月24日	04:30	(主)梅ヶ島温泉昭和線蕨野路肩決壊による通行	
	06:00	大原釜戸線、大原水見色線、路肩決壊による通行止	
	09:00	清地1号線清水橋落橋を確認、通行止対応など 以降も各地で土砂の流入出を確認、通行規制などの対応	

月日	時刻	主な動き	対応状況
9月24日	終日	建設業者に対し、災害時協定に基づく出動要請発出 現地情報連絡員を通じて被災状況や孤立情報などを国と共有 必要な支援に関し、協議開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行の確保や避難などの対応を進めたことにより、26日(月)朝の時点で19地区578世帯であった孤立は、27日(火)22時には解消した。</li> </ul>
9月25日	21:00	国土交通省ヘリコプターに市職員が同乗し、被害状況確認を実施 通行止に伴う孤立世帯数を集計し、建設部から災害対策本部へ報告	
9月26日	08:30	第1回本部会で孤立情報を共有(19地区578世帯)	
9月27日	22:00	(主)梅ヶ島温泉昭和線などの応急対応により通行止解除 市ホームページの孤立状況を更新(0地区0世帯)	
9月29日	09:30	第2回検討会議にて孤立状況について報告	
10月13日		新たな仮置場確保のため、中部電力に対し借地を申し入れ	
10月17日		清水区貝島地区の仮置場用地契約、土砂の受け入れ開始	
<b>(斜面崩壊・土砂流出への対応)</b>			
9月23日	19:00	大雨警報(静岡市南部)発表に伴い当番職員参集 各部配備後、被災施設や急傾斜、治山、民地などの斜面の情報収集、被害対応開始	
9月29日		静岡県と連携し、清水区布沢地区などの土砂災害箇所を合同調査	
9月30日		本部長が葵区油山地区の現場を視察	
10月1日		本部長が布沢地区の現場を視察	
10月7日	15:00	第3回本部会 大雨注意報(土砂災害)などで避難指示を発表することを決定 避難指示地区(40地区)を設定	
10月10日	10:30	第5回検討会議 現地のリスク評価を行い、一定の安全が確認できた場合、避難指示を解除することを決定	
10月14日		災害対策本部にて現地確認を実施 避難指示地区を40地区から9地区に変更	

(1) 宅地内土砂の対応

課題・問題点	原因分析
<p>①初動の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地内土砂の対応について、本市における所管が明確化されておらず、国の支援制度を効率的に活用する体制も整っていなかった。</li> <li>初動に遅れが生じたことで、被害全容の把握をはじめ、土砂の撤去までに時間を要した。</li> </ul> <p>②被害情報の錯綜・混乱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々なルートから被害状況があげられたことによって、被害情報が錯綜・混乱し確認に時間を要した。</li> <li>宅地内土砂の撤去の方針が決定するまでの間、関係各部（環境部・経済部・都市部・建設部・区本部）に問合せが殺到し、対応に追われた。</li> </ul> <p>③応急復旧事業者及び搬出先の確保の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂や災害廃棄物の応急復旧業者及び搬出先の確保に時間を要し、迅速な対応が取れなかった。</li> </ul>	<p>①初動の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宅地内土砂の対応について、体制及びマニュアルが整備されていなかった。</li> </ul> <p>②被害情報の錯綜・混乱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報の一元管理ができていなかった。</li> <li>宅地内土砂の撤去に関する方針の決定が遅れ、一元的な情報発信ができなかった。</li> </ul> <p>③応急復旧事業者及び搬出先の確保の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去された土砂の搬出先が事前に選定されていなかった。</li> <li>市民生活に影響が大きい道路や河川などインフラの復旧を優先的に実施したため、宅地内土砂撤去に係る建設業者の手配が困難となった。</li> </ul>



**今後の対策**

①初動の遅れ

- 災害廃棄物の撤去についてマニュアルを作成する。
  - ・情報収集方法
  - ・直接撤去の方針
  - ・災害査定を意識した撤去方法
  - ・災害時の配備体制 など
  - ・撤去事務の役割分担
- 併せて土砂の仮置き場についても同マニュアルにて整理する。

②被害情報の錯綜・混乱

今後の対策は、検証項目4「情報の収集・共有・発信」を参照

③応急復旧業者及び搬出先の確保の困難

- 国・県とも連携しながら、候補地の選定を行い、継続利用を含め、仮置できるよう調整を実施する。  
(3月14日(火)時点：市内8か所 11万㎡ 内諾済み)
- 既存の災害協定に、宅地内土砂対応の追加を各建設業協会、非協会員と協議し変更協定を締結する。

(2) 交通路の確保

課題・問題点	原因分析
<p>①孤立情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>孤立集落の公表について、統一的な情報発信ができなかった。</li> </ul> <p>②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂や災害廃棄物の応急復旧業者及び仮置場の確保に時間を要した。</li> </ul>	<p>①孤立情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画などに、孤立集落の把握・公表に関する役割分担が明確に定めていなかった。</li> </ul> <p>②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去された土砂の搬出先が事前に選定されていなかったことから、災害時に迅速な対応がとれなかった。</li> <li>市民生活に影響が大きい道路や河川などインフラの復旧を優先的に実施したため、被災した農道及び林道に係る建設業者の手配が困難となった。</li> </ul>



今後の対策

①孤立情報の発信

- 道路などの被災により生じた孤立の情報収集・発信などに関する役割や手順を定めたマニュアルを作成するとともに、必要に応じ地域防災計画に定める。

②応急復旧業者及び搬出先の確保の困難

- 国・県とも連携しながら、候補地の選定を行い、継続利用を含め、仮置できるよう調整を実施する。  
(3月14日(火)時点：市内8か所 11万㎡ 内諾済み)
- 建設局災害配備体制を風水害時に地震時の体制と同様の市内支部拠点の設置について、各建設業協会、非協会員などと協議し変更協定を締結する。

(3) 斜面崩壊・土砂流出への対応

課題・問題点	原因分析
<p>①所管の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設や斜面の種別（急傾斜、治山、民地など）が多岐にわたっており、所管の特定に時間を要した。</li> </ul> <p>②災害リスク評価の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報の発表の特例として通常より早い段階で発表したが、解除する際の明確な災害リスク評価が困難だった。</li> </ul>	<p>①所管の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災施設や斜面の種別による所管の違いが関係各部（環境部・経済部・都市部・建設部・区本部）まで周知されておらず、対応すべき所管の特定が困難だった。</li> </ul> <p>②災害リスク評価の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険が迫っていると判断する基準が設定されていなかった。</li> </ul>



今後の対策

①所管の明確化

- 問い合わせ窓口用のよくある質問集を作成するとともに、土砂災害110番の災害時における運用及び配備体制を検討する。

②災害リスク評価の困難

- 避難指示の特例について、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による災害リスク評価を基に検討する。

## 検証項目 10 被災者支援

### 【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況	
<b>(ボランティア本部の設置・運営の支援)</b>				
9月24日		静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターによる協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後から災害ボランティアセンター開設に向け、市社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターとの協議を開始した。</li> <li>・ボランティアセンターとの情報共有会議にて要望があった、駐車場の確保など早急に対応することができた。</li> <li>・地区センターから主な活動拠点を被災場所に近いサテライト拠点に変更するなど、円滑な活動を行うことができた。</li> </ul>	
9月25日		静岡市社会福祉協議会、市などによる協議 災害ボランティア本部開設・閉鎖など検討委員会の開催		
9月26日		災害ボランティア本部設置		
9月27日		ボランティア事前登録開始 被災者からの活動要請受付開始		
9月29日		災害ボランティア活動開始 (城東サテライト、西ヶ谷サテライト、はーとびあ清水、みなくる)		
10月1日		松野ミニサテライト、油山ミニサテライトの設置		
10月8日		大内公園サテライトの設置		
10月14日	以降	サテライト、ミニサテライト、駿河地区センター順次閉鎖		
<b>(生活必需品の給与・住宅支援(災害救助法等に基づく支援))</b>				
<b>(1) 災害救助法の適用</b>				
9月24日	06:30	災害救助法適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月24日(土)に防災メールを活用し、応急救助事務関係職員へ市民部から災害救助法が適用された旨を通知し、情報共有を行った。</li> </ul>	
	08:30	危機管理総室から市民部へ災害救助法適用の連絡		
	10:00	市民部内での対応整理		
	10:50	防災メールにて応急救助事務関係職員へ市民部から通知		
9月28日		静岡県から応急救助事務委任文書受領 内閣府が災害救助法に関する説明会を実施	<b>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅外避難者情報を清水区河内自治会長・和田島自治会長に聞き取り、支援制度の案内チラシを清水区高部連合自治会に20部、清水区飯田連合自治会に1,000部配布し、制度を必要とする被災者の確認と事業の周知を実施した。</li> </ul>				
<b>(2) 被災者支援システム</b>				
10月4日		被災者支援システムの導入について打合せ	<b>(4) 住宅支援</b>	
10月18日		被災者支援システム運用開始		
<b>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与</b>				
9月26日	14:15	市民自治推進課から法に基づく応急救助事務担当所管へ災害救助法適用の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急修理事業者向け説明会を実施した(駿河区会場、清水区会場計2回)。説明を聞いていない業者には個別対応で実施した。</li> </ul>	
9月27日	15:00	熱海市に事業の進め方について聞き取り(以降、随時実施)		
9月29日	14:30	契約課と契約事務の打合せ(以降、随時実施) 以降、事業スキーム検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援窓口(葵区・清水区)に「住宅の応急修理」ブースを開設した。</li> <li>・応急修理制度の対象工事について、よくある質問集とともに修理業者に見積書の記載例、留意事項を案内し、手続きを円滑にできるよう努めた。</li> </ul>	
	15:00	保険年金管理課(「物資調達に関する協定」の担当課)と委託先の確認 事業者と打合せ(以降、随時実施)		
9月30日		9月追加補正予算要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急修理制度では令和5年3月23日(木)末現在1,335名の申込のうち750名が応急修理工事を完了した。</li> </ul>	
10月4日	10:00	「被災者支援制度のご案内」に「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を掲載		
	15:00	事業者、契約課と打合せ		

月日	時刻	主な動き	対応状況
10月7日	17:10	被服、寝具その他生活必需品の給与等事業専用ホームページを公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅が被災した方々に対して、市営住宅の空室を一時使用室として提供した。*</li> <li>・静岡県が民間賃貸住宅を借上げて被災した方々に提供する「借上げ型応急住宅」の実施を静岡県に要請し、受付窓口事務を行った。</li> <li>・「借上げ型応急住宅」の対象とならない世帯を支援するため、一時的に民間賃貸住宅に入居した場合の家賃などに対する市独自の補助金を創設した。*</li> </ul> <p>*については、災害救助法に基づかない市独自の支援</p>
10月11日	08:30	委託契約締結 3区被災者支援窓口開設(申請受付開始)	
<b>(4) 住宅支援</b>			
9月26日		市営住宅の空室を一時使用室として受付開始	
9月28日		市営住宅の一時使用室の入居開始	
9月29日	11:00	静岡県から災害救助法に基づく制度の事務委任通知(「借上げ型応急住宅」を除く)を受領	
	16:30	市ホームページに「住宅の応急修理」制度及び相談対応開始について掲載 9月追加補正要求	
10月1日		罹災証明書交付時に「住宅の応急修理」に関するチラシを同封開始	
10月3日		「被災者支援制度のご案内」に「住宅の応急修理」を掲載	
10月5日	13:00	応急修理事業者向け説明会開催(駿河区役所会場)	
10月6日	10:00	応急修理事業者向け説明会開催(清水区役所会場)	
10月11日	08:30	「住宅の応急修理」受付開始(6月23日まで実施予定)	
10月13日		「借上げ型応急住宅」の受付開始	
<b>(被災者の健康観察・見守り等)</b>			
<b>(1) 被災者健康観察事業</b>			
9月26日		民生委員、保健委員、静岡市清水医師会などへの被害状況聞き取りを開始	
9月27日		清水区の浸水地域を巡回、被害の大きな地域を特定 葵区の地域包括支援センター4か所、清水区と同センター7か所に被害状況を聞き取り	
10月3日		静岡県健康増進課、中部健康福祉センターと被災状況を情報共有 熱海市を事例とした健康支援活動について説明を受ける	
10月3日	以降	福祉総務課が保有する避難行動要援護者名簿をもとに、浸水被害が深刻な地域を調査～10月8日	
<b>(2) 被災者見守り・相談支援事業</b>			
10月18日		静岡県、静岡県社会福祉協議会と「支え合い事業」について協議 以降、事業スキームの検討や発注準備開始	
12月12日		第11回検討会議にて事業開始を共有	
1月4日		「被災者見守り・相談支援事業」を発注～3月31日	
<b>(被災者の個別訪問調査)</b>			
10月25日		危機管理総室・市民局・保健福祉長寿局による被災者調査スキームの検討	
11月7日		被災者調査 1巡回開始	

月日	時刻	主な動き	対応状況
12月2日		被災者調査 1巡目終了	
12月3日		被災者調査 2巡目開始(1巡目不在世帯再訪問)	
12月17日		被災者調査 終了(13,943 世帯調査、調査従事者 1,955 人)	
		<b>(被災事業者(中小企業・小規模事業者・農業者)支援)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関(商工会議所・農業協同組合など)や市の被害状況調査により事業者が被害(建物・設備・農地など)を受け、事業再開に向けた支援が必要であることが確認できたため、各種被災事業者支援事業を実施した。</li> <li>*被災中小企業等支援金支給事業(9月追加補正)</li> <li>*中小企業災害対策資金利子補給事業(9月追加補正)</li> <li>*農地等災害復旧事業(9月追加補正予算)</li> <li>*被災中小企業等再建支援事業等補助金(11月追加補正)</li> </ul>
9月26日		関係機関(商工会議所・農業協同組合など)へ被害状況調査を依頼 ※以降、各関係機関から随時被害状況を受領 9月追加補正予算事業検討開始  9月追加補正予算要求	
		<b>(支援物資)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習交流館、自治会等が連携して現場において物資の対応を迅速に実施した。</li> <li>高齢者(要介護4以上)などの要配慮者474人に対して救援物資(飲料水ペットボトル)を職員が直接、各戸に配布した。加えて、配送業務委託により要配慮者425人に対して救援物資(飲料水ペットボトル)を各戸に配布した。</li> </ul>
9月26日		市からの物資配布や直接届けられる支援物資への対応を行う。 企業などからの支援物資提供の連絡が多数寄せられた。	

(1) ボランティア本部の設置・運営の支援

課題・問題点	原因分析
①災害ボランティアセンター <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区災害ボランティアセンター(番町市民活動センター、清水社会福祉会館は一とびあ)の占有できる場所や駐車場の使用について調整に時間を要した。</li> <li>災害ボランティアセンターの被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点を速やかに決定できなかった。</li> <li>災害ボランティアセンターの設置・運営経費に係る公費負担の調整に時間を要した。</li> </ul>	①災害ボランティアセンター <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区災害ボランティアセンターの占有できる場所や駐車場の使用については、当該施設が休館していることを前提としていたため、施設が開館していた場合の想定が不十分であった。</li> <li>被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点は、発災直後に明らかとなる施設の被害状況や被災地域までのアクセスなどの条件を踏まえた施設・場所を選定する必要があった。</li> <li>災害ボランティアセンター運営に係る必要な経費について静岡市社会福祉協議会との負担の想定ができていなかった。</li> </ul>



今後の対策

災害ボランティアセンター

- ▶ 各地区災害ボランティアセンターの設置にあたり必要な施設環境を再検討するとともに、運用方法をマニュアル化する。
- ▶ 被災地の近くに設置する活動拠点であるサテライト拠点候補地となる施設をピックアップし施設管理者と事前調整を行う。
- ▶ 災害ボランティア本部の経費負担について、今回の対応をもとに、負担項目の確認・共有を行う。

(2) 生活必需品の給与・住宅支援(災害救助法等に基づく支援)

課題・問題点	原因分析
<p>①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種被災者支援業務の準備から受付開始までに日時を要した。</li> <li>被災者支援に関する情報を連携させるシステム導入まで関係部間で円滑に共有ができていなかった。</li> </ul> <p>④住宅支援</p> <p>ア 「静岡県借上げ型応急住宅事業」の申請受付開始までに日時を要した。</p> <p>イ 静岡県借上げ型応急住宅への申込をしたものの入居可能な民間賃貸住宅がなかなか見つからない被災者がいた。</p> <p>ウ 発災当初は「住宅の応急修理」を必要とする被災者からの申込が少なかった。</p> <p>エ 応急修理に対応ができる登録業者が少なかった。</p>	<p>被災者支援システムの導入まで被災者台帳のもととなる災害罹災者調査原票がエクセル管理であったため、発災後の罹災証明書交付申請受付→建物被害認定調査 → 調査結果データ化 → 罹災証明書交付→被災者台帳（仮設住宅、支援金など）作成 → 生活再建支援という一連の流れについて、関係部での共有に時間を要した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するために必要な被災者台帳のフォーマットの整備、共有ができていなかった。</li> <li>各種被災者支援業務について、事務の流れ、必要となる様式などが定められていなかった。</li> <li>各種被災者支援業務について、事務の運用に変更が生じたものがあり事務取扱マニュアルを策定したが、策定後の関係部への説明ができていなかった。</li> <li>避難情報の解除に伴い地区支部員を早期に撤収したことや被災者支援システムが10月17日まで稼働していなかったことなどにより被災者情報が不足していた。</li> </ul> <p>④住宅支援</p> <p>ア 発災直後に市営住宅の一時使用の受付を開始したが、申込件数が少なかったため、静岡県借上げ型応急住宅の必要性を認識できなかった。</p> <p>イ 入居期間が短い上に、静岡県借上げ型応急住宅事業の契約事務が煩雑であるため、不動産会社や貸主の協力を得られにくい。</p> <p>ウ・エ 市民及び業者に対して、平常時から住宅の応急修理制度の周知ができておらず発災後の周知となってしまった。</p>



今後の対策

①災害救助法の適用、②被災者支援システム、③被服、寝具その他生活必需品の給与、④住宅支援

- 被災者支援システムの運用について具体的なマニュアルなどを作成する。
- 他都市の事例など、マイナポータルを活用した迅速かつ効率的な被災者支援の検討をする。
- 災害救助法に基づく応急救助事務の周知は、災害時に受けられる支援をまとめて周知することが市民に対しても有効であるため、平常時から市ホームページなどで確認ができるような対応を検討する。
- 応急救助事務担当部に対する実務研修を毎年実施する。
- 今回の災害対応を踏まえたよくある質問集などにより事例を蓄積し、関係部で共有していく。
- 各種被災者支援業務について、あらかじめ事業スキームなどを検討しておく。

④住宅支援

- 不動産会社や貸主の理解が進むよう、制度の内容や手続き方法などについて周知を行い、協力をお願いをする。
- 住宅の応急修理に対応できる協力修理業者の確保を県と協力して近隣市町を含めた修理業者名簿を作成する。

(3) 被災者の健康観察・見守り

課題・問題点	原因分析
<p>①健康観察・見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被災高齢者等把握事業」や「被災者見守り・相談支援事業」の実施検討に遅れがあった。</li> <li>・在宅被災者の健康観察の実施に時間を要した。</li> </ul>	<p>①健康観察・見守り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「被災高齢者等把握事業」や「被災者見守り・相談支援事業」など災害救助法に関連した国の制度の把握ができていなかった。</li> <li>・地域防災計画上、被災者の健康観察の対象は避難所などへの避難者としており、対象が不明確であったため、在宅被災者の想定が不足していた。</li> </ul>



**今後の対策**

**①健康観察・見守り**

- 保健福祉部が所管する被災者の健康観察・見守りに関する市の事業や、国・県の補助制度など制度的対応（被災高齢者等把握事業、被災者見守り・相談支援事業、国保納付期限などの各種申告の期限延長・猶予の検討など）について、一覧表を作成する。一覧表には、事業や制度の概要、市所管課、国・県の所管先、申請時期・期限などについて記載する。
- 以下の内容を改正マニュアルに追記する。
  - ①水が引くと被害状況がわかりづらいため、関係各課から速やかに情報収集する。
  - ②被災者支援に関する情報について、健康観察などの支援が必要なケースに対応する。
  - ③各区健康支援課でリストアップしている支援を要する方のリストをもとに、健康状態を電話・訪問などで把握し、必要に応じ対応する。

(4) 被災者の個別訪問調査

課題・問題点	原因分析
<p>①被災者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、地域包括支援センター、静岡市社会福祉協議会などがそれぞれの活動の中から支援が必要な方の把握をしていたが、自治会未加入者や様々な理由により自ら声を上げることができない被災者の把握が困難だった。</li> </ul>	<p>①被災者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は、発災初期から自治会未加入者や様々な理由により自ら声を上げることができない被災者を調査・把握する必要があるという認識がなかった。</li> <li>・要支援者を個別訪問して調査・把握することを想定していなく、調査体制が構築できなかった。</li> </ul>



**今後の対策**

**①被災者調査**

- 要支援者の情報提供や対応に係る自治会などと情報共有する体制を強化する。
- 災害の種別や規模に応じた要支援者の把握方法や調査を実施する場合の体制を検討する。

(5) 被災事業者(中小企業・小規模事業者・農業者)支援

課題・問題点	原因分析
①事業者支援 ・被害状況調査、ニーズの把握などの初動に遅れが生じた。 ・支援制度の構築に時間を要した。	①事業者支援 ・各種支援策は、被害状況やニーズに応じて検討するため、事前の準備が困難であった。



今後の対策

①事業者支援

- 発災後、事業者の被害状況をすみやかに把握し、必要な支援策の検討を行うことができるよう所属内で手順を共有する。
- 具体的な支援策については、今回実施した事業をもとに、被災状況に対応した支援策を迅速に検討する。(支援金支給事業、復旧・再建事業等助成 など)
- 事業者の業務継続計画策定を促進する。

(6) 支援物資

課題・問題点	原因分析
①支援物資 ・地域防災計画に、指定避難場所となっている生涯学習交流館に避難場所の閉鎖後、個人や企業・団体から様々な支援物資が送られてきたが、総括部・財政部・商工部・保健福祉部・区本部との間に具体的な要請手順や受入れ体制などが調整できていなかったため、施設管理を行っている生涯学習交流館職員(指定管理者)が対応せざるを得なかった。 ・今回、救援物資が飲料水ペットボトルであり何とか対応できたが、救護物資班として風水害時における生活必需品など、その他の物資が必要になる場合には対応困難となる懸念を認識した。	①支援物資 ・送付された様々な支援物資に対応する役割分担や配布方法、受入れのルールが明確でなかった。 ・救援物資対応マニュアルでは、地震を想定しており、地震以外での災害時を想定して策定されていなかった。



今後の対策

①支援物資

- 支援物資の受入れに関する窓口について個人や企業・団体への周知を行う。
- 支援物資の受入れに関する役割などについて、関係部間で確認し、救援物資の事務分掌の見直しを含む協議を行う。
- 地震以外の災害時における救援物資対応マニュアル作成及び体制を整備する。
- 支援物資の受入れ、配布に関する情報の共有を図る。
- 災害時の指定管理者の役割を検討する。

## 検証項目 11 その他

### 【主な動きと対応状況】

月日	時刻	主な動き	対応状況
<b>(災害用備蓄の活用)</b>			
9月26日	13:30	清水区の地区支部に備蓄している仮設トイレの設置を要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水拠点 10 か所で携帯トイレを配布するほか、保健福祉部と協力・連携し、要配慮者へ個別配布するなど、270,200 枚の携帯トイレを配布した。</li> <li>市が備蓄する組立式の仮設トイレ 24 基、協力協定に基づき(一社)日本建設機会レンタル協会からリースした仮設トイレ 17 基を9月27日(火)から、生涯学習交流館など公共施設 17 か所に設置した。</li> </ul>
9月27日	午前	携帯トイレを備蓄場所(旧清水斎場)から物資集積拠点に集積	
		要配慮者に携帯トイレの配布開始 ~9月30日(金)	
	午前	清水区内の小学校等に仮設トイレを設置、使用開始	
	午後	給水拠点(各生涯学習交流館と清水庁舎)に携帯トイレを設置	
9月28日	午前	給水拠点(各生涯学習交流館と清水庁舎)で携帯トイレの配布開始 ~9月29日(木)	
10月3日	午後	断水解消に伴い、仮設トイレの使用終了	
10月4日	午前	仮設トイレ撤去開始	
10月14日	午後	仮設トイレ撤去完了	

### (1) 災害用備蓄の活用

課題・問題点	原因分析
<p>①災害用備蓄の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>断水対策として、携帯トイレを給水拠点などで配布するほか、仮設トイレを各小学校に設置したが、災害用備蓄を提供するまでに時間を要した。</li> <li>災害用備蓄の飲料水用ポリ袋を配布しなかったことから有効活用できなかった。</li> </ul>	<p>①災害用備蓄の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害用備蓄は、避難所での利用を基本としていたため、被災者への配布などを想定した備蓄に関する明確な規定が定められていなかった。</li> <li>災害用備蓄を提供する際の役割分担(運搬・配布・在庫管理など)や人員配置などが明確でなかった。</li> <li>災害用備蓄と流通備蓄の活用に関するすみ分けや基準が定められていなかった。</li> <li>各家庭、事業所などにおいて十分な備蓄がされていなかった。</li> </ul>



### 今後の対策

#### ①災害用備蓄の活用方針の策定・体制の整備

- 地震や台風などの災害種別、避難行動の状況、食糧やトイレなどの備品の種類などを踏まえた備蓄の活用に関する基準を定める。
- 地域防災計画に定める、災害対策本部設置時における役割や人員配置数など、備蓄に関する体制を見直す。
- 総括部に市の災害用備蓄物資や救援物資、支援物資のニーズを一元的に調整・管理(受領、在庫管理、輸送計画、配布計画、労務管理)できる体制を整備するよう検討する。
- 備蓄品や物資などの物流の実施方法(協力協定の利用、職員・他機関による運搬)について検討する。
- 区本部物資班の役割を明確化し、災害対策本部・各部との連絡体制を整理する。

- 物資の輸送に関する機能別の図上訓練を行うとともに、備蓄品が効果的に活用できるよう機能別訓練を行う。
- 市ホームページや出前講座、地域防災訓練などの機会を捉え、家庭や事業所における備蓄の必要性（必要となる物資の種類、確保すべき数量、日数）について積極的に啓発活動を行う。
- 災害時に必要な備蓄が迅速かつ適切に配布できるよう協力協定を更に増加させるなど、民間事業者との連携・協力体制を強化する。

## 第5章 外部意見及び市民アンケート

庁内において災害対応検証に係る中間報告をとりまとめ、1月末に公表した後、防災分野に関する有識者・関係機関及び自治会との意見交換や情報共有、市民アンケートを実施した。また、静岡市議会から、常任委員会等において様々な御意見・御要望をいただいた。

なお、いただいた意見等については、関連資料に掲載する。

### 1 防災分野に関する有識者・関係機関

防災分野に関する行政機関や有識者等で構成する防災会議及び水防協議会を開催したほか、防災行政に精通した大学教授から、中間報告に対してそれぞれの立場から御意見をいただいた。

#### (1) 有識者

実施日	所属	職位
令和5年1月26日(木)	静岡大学 防災総合センター	教授
令和5年2月9日(木)	静岡大学 防災総合センター	特任教授

#### (2) 附属機関

開催日	附属機関名	出席者
令和5年2月6日(月)	防災会議	市長(会長)、国・県・市、ライフライン企業、自主防災組織等
令和5年2月15日(水)	水防協議会	市長(会長)、国・県・市、水防団、自治会、議会等

### 2 自治会

葵・駿河区は2月7日(火)から2月16日(木)にかけて、清水区は11月末に、自治会連合会長等との意見交換を計10回実施した。

#### (1) 葵区(計4回)

開催日	会場	参加自治会
令和5年2月7日(火)	城北小学校	安東、城北、竜南、麻機、千代田、西奈、西奈南、北沼上
令和5年2月8日(水)	安倍ごころ	井宮、井宮北、賤機南、賤機中、賤機北、安倍口、美和、足久保、松野、大河内、梅ヶ島、玉川
令和5年2月8日(水)	安西小学校	青葉、城内、横内、新通、駒形、一番町、三番町、田町、安西
令和5年2月16日(木)	わらびこ	服織、服織西、南藁科、中藁科、清沢、大川

(2) 駿河区 (計2回)

開催日	会場	参加自治会
令和5年2月9日(木)	駿河区役所	大里東、宮竹、大谷、久能、長田北、長田東、長田西、長田南、川原
令和5年2月9日(木)	駿河区役所	富士見、西豊田、東豊田、東源台、森下、中田、馬淵、中島

(3) 清水区 (計4回)

開催日	会場	参加自治会
令和4年11月29日(火)	清水区役所	辻、江尻、入江、浜田、岡、船越
令和4年11月29日(火)	清水区役所	飯田、高部、有度、袖師
令和4年11月30日(水)	清水区役所	清水、不二見、駒越、折戸、三保
令和4年11月30日(水)	清水区役所	庵原、興津、小島、両河内、蒲原、由比

### 3 静岡市議会

静岡市議会常任委員会における意見・要望を委員長報告から抜粋した。

委員長報告日	会期名
令和4年10月12日(水)	9月定例会
令和4年12月16日(金)	11月定例会
令和5年3月17日(金)	2月定例会

### 4 市民アンケート

令和4年9月現在で静岡市在住の18歳以上の市民1,000人を対象に、市民アンケートを実施。台風第15号における避難行動や備蓄の状況等を伺った。

実施期間	対象	回収状況 有効回収数
令和5年1月25日(水)～ 令和5年2月8日(水)	令和4年9月現在18歳以上の 静岡市在住市民1,000人 (※無作為抽出)	475 ※有効回収率47.5%



## 台風第15号に係る災害対応検証 最終報告

令和5年3月  
静岡市

編集：静岡市 危機管理総室  
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1  
TEL：054-221-1012 FAX：054-254-2100